

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 20 年 3 月 27 日

【計算期間】 第 1 期
(自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日)

【発行者名】 産業ファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 倉都 康行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
インダストリアル本部長 荻久保 直志

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング

【電話番号】 03-5293-7091

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

期		第1期
計算期間		自 平成19年3月26日 至 平成19年12月31日
営業収益	百万円	806
(うち不動産賃貸事業収益)	百万円	(806)
営業費用	百万円	423
(うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(281)
営業利益	百万円	382
経常利益	百万円	185
当期純利益	(a) 百万円	183
純資産額	(b) 百万円	36,713
(対前期比)	%	(-)
総資産額	(c) 百万円	72,921
(対前期比)	%	(-)
出資総額	百万円	36,529
(対前期比)	%	(-)
発行済投資口総数	(d) 口	79,035
1口当たり純資産額	(b)/(d) 円	464,515
1口当たり当期純利益(注3)	円	8,708
分配総額	(e) 百万円	183
1口当たり分配金額	(e)/(d) 円	2,323
(うち1口当たり利益分配金)	円	(2,323)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)
総資産経常利益率(注4)	%	0.3(1.2)
自己資本利益率(注4)	%	0.5(2.5)
自己資本比率	(b)/(c) %	50.3
(対前期比増減)		(-)
配当性向	(e)/(a) %	100.0
[その他参考情報]		
賃貸NOI(Net Operating Income)(注4)	百万円	782
ネット・プロフィット・マージン(注4)	%	22.8
デット・サービス・カバレッジ・レシオ(注4)	倍	3.7
1口当たりFFO(Funds from Operation)(注4)	円	5,582
FFO倍率(Funds from Operation)(注4)	倍	16.7
固定資産税等調整後1口当たり分配可能額(注5)	円	1,613
固定資産税等調整後1口当たりFFO(注5)	円	4,872

(注1) 営業収益等には、消費税等は含まれていません。

(注2) 記載した数値は、特に記載のない限りいずれも記載未満の桁数を切捨て、比率は四捨五入により表示しています。

(注3) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数(21,087口)で除することにより算定しています。

(注4) 記載した指標は以下の方法により算定しています。なお、()内の数値は、第1期は実質的運用日数74日(自平成19年10月19日 至平成19年12月31日)により年換算した数値を記載しています。

総資産経常利益率（注5）	経常利益 / 平均総資産額 平均総資産額 = (期首総資産額 + 期末総資産額) ÷ 2
自己資本利益率（注5）	当期純利益 / 平均純資産額 平均純資産額 = (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2
賃貸NOI	不動産賃貸事業利益 (不動産賃貸事業収益 - 不動産賃貸事業費用) + 減価償却費
ネット・プロフィット・マージン	当期純利益 / 営業収益
デット・サービス・カバレッジ・レシオ	金利償却前当期純利益 / 支払利息
1口当たりFFO	(当期純利益 + 減価償却費 + その他不動産関連償却) / 発行済投資口総数
FFO倍率	期末投資口価格 / 年換算後1口当たりFFO

(注5) 期首総資産額及び期首純資産額は、平成19年10月19日現在の金額を用いています。

(注6) 不動産等の取得時の固定資産税等相当額を取得原価に算入せず、当該計算期間に対応する金額を費用に計上した場合に想定される「1口当たり分配可能額」（概算）及び「1口当たりFFO」（概算）を表しています。なお、当該数値は監査の対象ではありません。

当期の資産の運用の経過

(イ) 投資法人の主要な推移

産業ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき、三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）を設立企画人として、平成19年3月26日に出資金2億円（400口）で設立し、平成19年4月11日関東財務局への登録が完了しました（関東財務局長第60号）。本投資法人は、あらゆる産業活動の基盤となり、中長期にわたり、安定的な利用が見込まれる、物流施設及び工場・研究開発施設等並びにインフラ施設を投資対象とし、収益の安定的な確保と運用資産の着実な成長を図ることにより投資主価値の継続的な拡大を目指すことを基本方針とし、平成19年10月18日に東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場（銘柄コード3249）しました。

(ロ) 運用実績

本投資法人は、その資産運用を本資産運用会社に委託しています。本資産運用会社は、本邦初の商業施設特化型の投資法人である日本リテールファンド投資法人の運用委託会社としてその発展に大きく寄与し、投資法人の資産運用に必要な経験を積み重ねてきました。本投資法人は、本資産運用会社がこれまで蓄積してきた不動産に関する知識や実績、業界情報の収集や分析に関するノウハウを産業用不動産への投資に活かし、主として「継続性」と「汎用性」に着目しつつ、中長期的に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築していきます。

本投資法人は平成19年10月19日に、物流施設としてIIF東雲ロジスティクスセンターを始めとした8物件及び、インフラ施設としてIIF神戸地域冷暖房センター1物件を取得しました（取得価格合計660億円）。テナントは佐川急便株式会社、大阪ガス株式会社、株式会社バンテック等であり、平成19年12月31日現在、保有資産の総賃貸可能面積198,153.93㎡の平均稼働率は99.9%となっています。

(八) 資金調達の概要

a. デットファイナンス

借入金等の有利子負債の調達（デットファイナンス）については、テナント敷金及び保証金（第1期末残高 54 億円）の活用により資金調達コストを抑制しつつ、安定的かつ効率的な財務戦略のもと、当期は上場直後に、物件取得資金調達のため株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケート団より、借入期間 1 年及び 3 年の無担保・無保証の借入を各 150 億円、合計 300 億円実施しました。また、将来の物件追加取得又は敷金・保証金の返還に係る必要資金等の機動的な調達を目的として、極度貸付枠（アンコミットベース）を設定しています。

b. エクイティファイナンス

本投資法人は、新規上場時に新投資口の発行（76,000 口）を行い、また平成 19 年 11 月 19 日にオーバーアロットメントによる売出に伴う第三者割当による新投資口の発行（2,635 口）を行いました。平成 19 年 12 月 31 日現在の出資総額は 365 億円、発行済投資口総数は 79,035 口となっています。

(二) 業績及び分配の概要

上記のような運用の結果、当期の実績は、総賃料収入にあたる営業収益 806 百万円、営業利益 382 百万円、経常利益 185 百万円、当期純利益 183 百万円となりました。また分配金については、租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項の適用により、利益分配金が損金算入されることを企図して、投資口 1 口当たりの分配金が 1 円未満となる端数部分を除く当期未処分利益の全額を分配することとし、この結果、投資口 1 口当たりの分配金は 2,323 円となりました。

(2)【投資法人の目的及び基本的性格】

投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主として不動産等（後記「2 投資方針 (2) 投資対象 投資対象とする資産の種類 (イ) a.」に列挙される資産をいいます。以下同じです。）、不動産関連資産（後記「2 投資方針 (2) 投資対象 投資対象とする資産の種類 (イ) b.」に列挙される資産をいいます。以下同じです。）及びその他の特定資産に投資して運用を行います（規約第10条及び第11条）。

投資法人の特色

本投資法人の投資口を表示する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資法人の資産運用は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金商法」といいます。）上の金融商品取引業者である本資産運用会社にすべて委託してこれを行います。

(注) 投資法人に関する法的枠組みは、大要、以下の通りです。

投資法人は、金融商品取引業者等の一定の資格を有する設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、発行可能投資口総口数、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の成立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行して、投資家より出資を受けます。投資口を有する者を投資主といい、投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できる他、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利と必ずしも同一ではありません。

投資法人にはその機関として、投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人が設置されます。執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表します。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督します。執行役員と監督役員は、役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員の一定の重要な職務の執行に対する承認、計算書類等（金銭の分配に係る計算書を含みます。）の承認等、投資法人の業務の執行に係る重要な意思決定を行います。更に、会計監査人は、投資法人の会計監査を行います。これらの執行役員、監督役員及び会計監査人はいずれも投資主総会において選任されます。投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、後記「(4) 投資法人の機構 投資法人の機構」をご参照下さい。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入れを行うことができるほか、投資主の請求による投資口の払戻しを認めない旨を規約に定めたクローズド・エンド型の投資法人の場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を引き受ける者の募集をすることもできます。

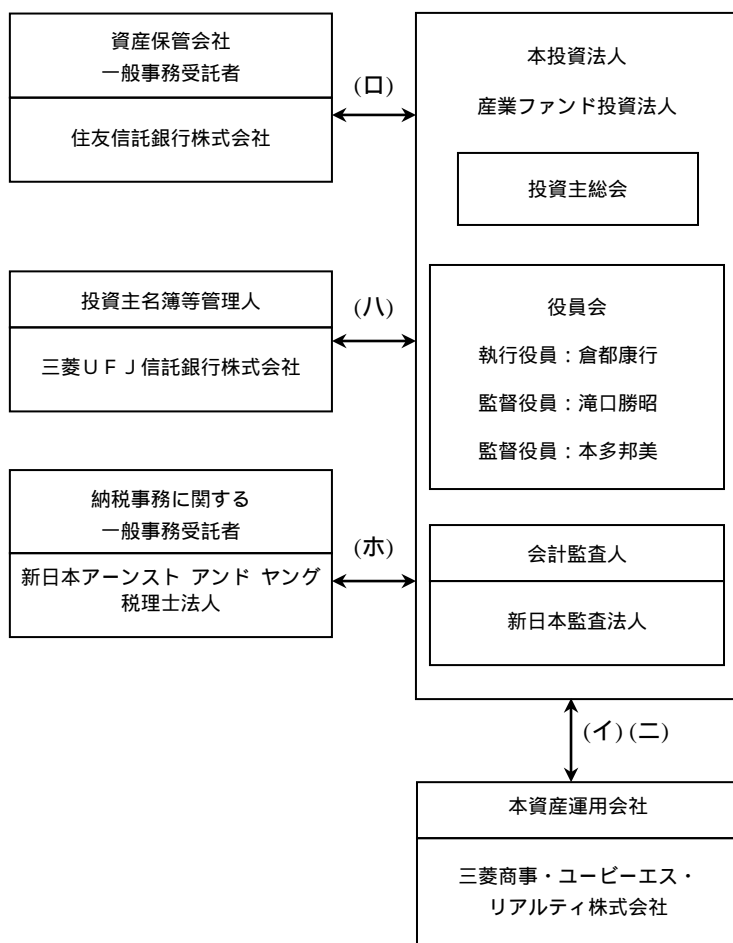
投資法人は、投資口及び投資法人債の発行による手取金並びに借入金を、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い運用します。なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります（以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。）。本投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「2 投資方針 (1) 投資方針 及び (2) 投資対象」をご参照下さい。

投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針に従って、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配方針については、後記「2 投資方針 (3) 分配方針」をご参照下さい。

登録投資法人は、投信法上の資産運用会社（内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業を行う金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限り、信託会社を除きます。））にその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりません。また、登録投資法人は、信託会社等の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければなりません。更に、投資法人は、一般事務受託者に投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿に関する事務その他の事務を委託しなければなりません。本投資法人の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者については、後記「(3) 投資法人の仕組み」をご参照下さい。

(3) 【投資法人の仕組み】

本投資法人の仕組み図



< 契約の名称 >

- (イ) 資産運用委託契約
- (ロ) 資産保管委託契約 / 一般事務委託契約
- (ハ) 投資口事務代行委託契約
- (二) 商標使用許諾契約
- (ホ) 納税事務に関する一般事務等委託契約

本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の内容

運営上の役割	名 称	関係業務の内容
投資法人	産業ファンド投資法人	規約に基づき、投資主より払い込まれた資金等を、主として不動産等及び不動産関連資産に投資することにより運用を行います。
資産運用会社	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社	平成 19 年 3 月 27 日付で本投資法人との間で資産運用委託契約を締結しました。 投信法上の資産運用会社として、同契約に基づき、本投資法人の規約に従い、資産の運用に係る業務を行います（投信法第 198 条第 1 項）。 本資産運用会社に委託された業務の内容は、(イ)本投資法人の資産運用に係る業務、(ロ)本投資法人が行う資金調達に係る業務、(ハ)本投資法人への報告業務及び(ニ)その他本投資法人が随時委託する前記(イ)から(ハ)に関連し又は付随する業務です。 また、平成 19 年 6 月 20 日付で本投資法人との間で商標使用許諾契約を締結しており、本投資法人に対してロゴマークの使用を許諾しています。
資産保管会社 一般事務受託者	住友信託銀行株式会社	平成 19 年 3 月 27 日付で本投資法人との間で資産保管委託契約及び一般事務委託契約を締結しました。 投信法上の資産保管会社として、資産保管委託契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行います（投信法第 208 条第 1 項）。 また、投信法上の一般事務受託者（投信法第 117 条第 4 号乃至第 6 号）として、一般事務委託契約に基づき、(イ)本投資法人の計算に関する事務、(ロ)本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務、(ハ)本投資法人の機関の運営に関する事務、(ニ)投資主の権利行使に関する請求その他投資主からの申出の受付に関する事務等を行います。
投資主名簿等管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成 19 年 3 月 27 日付で本投資法人との間で投資口事務代行委託契約を締結しました。 投信法上の一般事務受託者（投信法第 117 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号。ただし、投資法人債に関する事務を除きます。）として、投資口事務代行委託契約に基づき、(イ)投資主名簿等の作成、管理及び備置きその他の投資主名簿等に関する事務、(ロ)本投資証券の発行に関する事務、(ハ)投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、(ニ)投資主の権利行使に関する請求その他投資主からの申出の受付に関する事務等を行います。
納税事務に関する一般 事務受託者	新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人	平成 19 年 12 月 5 日付で本投資法人との間で納税事務に関する一般事務等委託契約を締結しました。 投信法上の一般事務受託者（投信法第 117 条第 6 号）として納税に関する事務を行います（ただし、税金の支払に関する事務を除きます。）。

(4)【投資法人の機構】

投資法人の機構

(イ) 投資法人の統治に関する事項

本投資法人の執行役員は 1 名以上、監督役員は 2 名以上（ただし、執行役員の員数に 1 を加えた数以上とします。）とされています（規約第 42 条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員 1 名、監督役員 2 名、役員会及び会計監査人により構成されています。

a. 投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第 40 条第 1 項）が、規約の変更（投信法第 140 条）等投信法第 93 条の 2 第 2 項各号に定める決議は、発行済投資口の総数の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数による決議（特別決議）を経なければなりません（投信法第 93 条の 2 第 2 項、規約第 40 条第 2 項）。ただし、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第 93 条第 1 項、規約第 41 条第 1 項）。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています（規約第 3 章「資産運用」）。かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記の通り投資主総会の特別決議による規約の変更が必要となります。

本投資法人の投資主総会は、原則として 2 年に 1 回以上開催されます（規約第 33 条第 1 項）。

また、本投資法人は、本資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります（投信法第 205 条）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも、原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第 206 条第 1 項）。

b. 執行役員、監督役員及び役員会

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第 109 条第 1 項、第 5 項、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）第 349 条第 4 項）。ただし、本資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管委託契約の締結又は契約内容の変更、その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第 109 条第 2 項）。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第 111 条第 1 項）。また、役員会は、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第 109 条第 2 項）ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第 114 条第 1 項）。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います（投信法第 115 条第 1 項、会社法第 369 条第 1 項、規約第 46 条）。

投信法の規定（投信法第 115 条第 1 項、会社法第 369 条第 2 項）において、決議について特別の利害関係を有する執行役員及び監督役員は議決に加わることができないと定められています。

執行役員又は監督役員は、その任務を怠ったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負いますが（投信法第 115 条の 6 第 1 項）、本投資法人は、投信法の規定（投信法第 115 条の 6 第 7 項）に基づき、規約をもって、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議により前記賠償責任を法令の限度において免除することができるとしています（規約第 48 条）。

c. 会計監査人

本投資法人は、新日本監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行う（投信法第 115 条の 2 第 1 項）とともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告、その他法令で定める職務を行います（投信法第 115 条の 3 第 1 項等）。

(ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人は、執行役員 1 名及び監督役員 2 名により構成される役員会により運営されています。かかる役員会については、役員全員の出席のもと開催できるよう期初において半年間の予定を作成して日程を確保の上、原則として、毎月 2 回開催します。また、法令遵守状況に係る監視機能を強化するため、原則として毎回顧問法律事務所の出席を求め、法令遵守や内部管理態勢の状況について十分な議論を行います。本書の日付現在、本投資法人の監督役員には、弁護士 1 名、公認会計士 1 名が選任されており、各監督役員はそれぞれの専門的見地から、執行役員の職務執行に関する監督機能を果たしています。

(ハ) 内部管理、監督役員による監督及び会計監査人との相互連携

各監督役員は、役員会において、執行役員及び本資産運用会社から本投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を受け、また、監視機能の実効性を高めるため、外部専門家を活用し監督役員主導による業務監査を実施することにより、執行役員の職務執行に関する監督業務を遂行しています。

また、会計監査人は本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行っていますが、さらに財務諸表承認決議の役員会へ出席することにより、監督役員との相互連携を図っています。

(ニ) 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

本投資法人は、役員会において、本資産運用会社に、運用状況の報告と共に資産運用に関連する各種議案の説明を求め、同社による資産運用業務の状況を確認します。前記のとおり、かかる役員会には、法令遵守状況に係る監視機能を強化するため、原則として毎回顧問法律事務所の出席を求め、財務諸表承認決議の役員会においては、顧問法律事務所と共に会計監査人の出席を求めており、本資産運用会社等の法令遵守や内部管理態勢の状況について十分な議論を行います。

更に、半年に一度、定期的に一般事務受託者及び資産保管会社から執行状況、法令遵守や内部管理態勢等について報告させることとしています。

加えて、前記のとおり、監督役員による監視機能の実効性を高めるため、外部専門家を活用し監督役員主導による業務監査を実施することとしています（かかる業務監査の対象には、本資産運用会社、一般事務受託者及び資産保管会社が含まれません。）。

投資法人の運用体制

前記の通り、本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託して行います。

本資産運用会社は、本投資法人の他に日本リテールファンド投資法人からもその資産の運用を受託しています。日本リテールファンド投資法人は、商業施設を投資対象とする投資法人であり、後記「2 投資方針 (1) 投資方針 基本方針 (イ) 投資対象とする資産」に記載の産業用不動産を投資対象とする本投資法人とはその投資対象が異なっており、更に、本資産運用会社は、それぞれの投資法人の資産の運用に際して利益相反が生じることのないように、以下の運用体制を整備しています。

a. 資産運用部門の分離

本資産運用会社は、本投資法人に係る資産運用に従事するインダストリアル本部と日本リテールファンド投資法人に係る資産運用に従事するリテール本部（以下、併せて「両本部」ということがあります。）という2本部制を導入しています。また、組織構成及び業務分掌等の社内制度上においても、社内配置等の物理的側面においても、資産運用を行う部署について、資産運用を受託している投資法人毎にそれぞれを分離しています。即ち、各投資法人の資産運用について、各本部の専担制にすることにより、運用体制を強化するとともに運用責任を明確化しています。

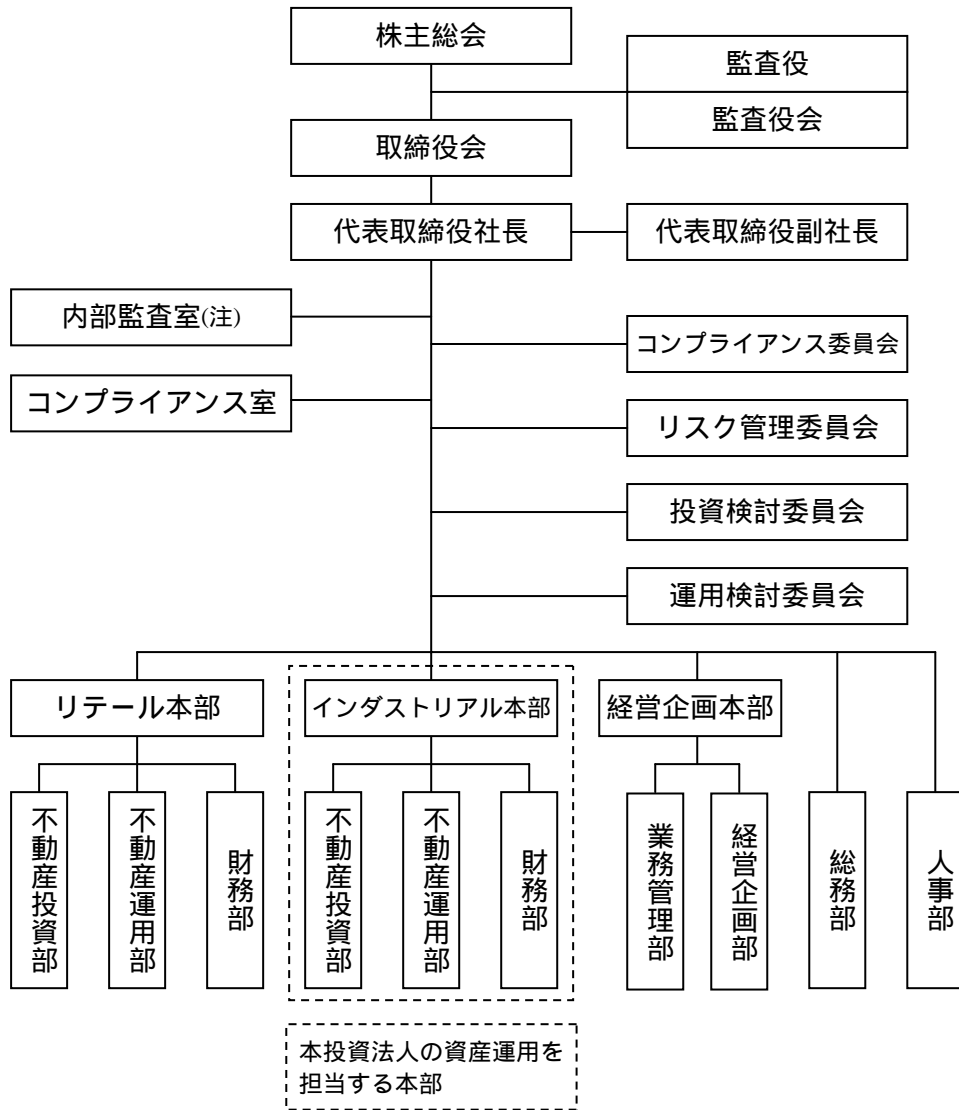
b. 運用意思決定に係る独立性の確保

本資産運用会社の両本部の間には、従業員の物理的な移動及び社内サーバーへのアクセスについて一定の制限を設定する等の情報隔壁（チャイニーズウォール）を設け、各々の投資法人の意思決定の独立性を担保するとともに、情報管理の徹底と機密性の確保を目的とした社内体制を整備し、各投資法人の利益を損ねることがないようにしています。後記「投資運用の意思決定機構」に記載の通り、各々の投資法人の運用意思決定に際しては本資産運用会社の社長による承認が必要となりますが、かかる社長の承認の可否においては、本資産運用会社の各本部の意思決定として妥当か否かという観点のみから検討され、他の本部の事情は考慮されないものとしています。

なお、本資産運用会社は、複数の投資法人の資産運用を受託することを想定した社内体制の整備等を目的として投信法第10条の2の規定に基づき業務の方法の変更の認可申請を行い、平成19年1月25日にかかる認可を受けています。

(イ) 経営体制

本資産運用会社の業務運営の組織体系は、以下の通りです。



(注) 内部監査室長は、代表取締役社長が兼任しています。

(ロ) 業務分掌体制

インダストリアル本部及び両本部に共通する各部の業務分掌体制は、以下の通りです。

組織	業務の概略
インダストリアル本部	
不動産投資部	<ul style="list-style-type: none"> i. 投資戦略の立案に関する事項 ii. 投資基準の起案及び管理に関する事項 iii. 投資対象資産の発掘、評価、選定に関する事項 iv. 投資対象資産の取得に関する交渉、取り纏め、文書化等の実行（ストラクチャリングを含みます。）に関する事項 v. 投信法第 201 条に定める特定資産の価格等の調査に関する事項 vi. 投資対象資産の処分に関する事項（信託業法（平成 16 年法律第 154 号。その後の改正を含みます。）（以下「信託業法」といいます。）による信託受益権販売業に関するものを含みます。） vii. 不動産売買市場情報と営業情報（機密情報を含みます。）の作成・保管に関する事項 viii. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 ix. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 x. 上記各事項に関する規程・規則の作成・整備 xi. 上記各事項に関連するその他の事項
不動産運用部	<ul style="list-style-type: none"> i. 運用対象資産の運用管理計画策定及び予算に関する事項 ii. 運用対象資産のポートフォリオ管理に関する事項 iii. 運用対象資産の物件管理・維持・修繕等に関する事項（運用の一環として行う建替え・大規模修繕を含みます。） iv. 運用対象資産の賃借人・賃貸借契約条件等に関する事項 v. 運用対象資産のプロパティ・マネジメント（以下「PM」といいます。）会社の選定に関する事項 vi. 不動産に関する投資助言・情報提供業務に関する事項 vii. 社団法人投資信託協会（以下「投信協会」といいます。）制定の規則に基づく資産管理計画書に関する事項（インダストリアル本部不動産投資部、インダストリアル本部財務部との共同作業の取り纏め） viii. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 ix. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 x. 上記各事項に関する規程・規則の作成・整備 xi. 上記各事項に関連するその他の事項
財務部	<ul style="list-style-type: none"> i. 予算、収益予想及び差異分析に関する事項 ii. 資金調達に関する事項 iii. 投資主との関係維持/強化に関する事項 iv. アナリストを含めた投資家からの照会に対する対応に関する事項 v. 決算説明会・個別 IR ミーティングでの決算報告に関する事項 vi. 広告宣伝等及び文書審査に関する規則に定める文書審査 vii. 本投資法人の新投資口発行に伴うロードショー及び開示等の支援 viii. ホームページ及び公告に関する事項 ix. 投資証券販売会社に対する社内販売員への説明、個人投資家説明会開催等の支援 x. 格付機関等に対する業績説明 xi. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 xii. 上記各事項に関する規程・規則の作成・整備 xiii. 上記各事項に関連するその他の事項

組織	業務の概略
経営企画本部	
業務管理部	<ul style="list-style-type: none"> i. 本資産運用会社の予算、収益予想及び差異分析に関する事項 ii. 本資産運用会社の経理・決算・税務に関する事項 iii. 経理規程及び手続の策定・管理に関する事項 iv. 経理システムの管理・開発監理に関する事項 v. 信託銀行、会計事務所などの外部業務委託会社との窓口 vi. 外部会計監査との窓口 vii. 投資法人の経理・決算・税務に関する事項 viii. 投資法人の投資対象及び資産運用対象資産に関する各種データ（取引検討過程にあるもの及び意思決定前の検討情報を除きます。）の保存、整理、管理、分析に関する事項 ix. 不動産運用関係システムの管理・開発監理に関する事項 x. コンピュータシステム及び上記 viii. のデータベース活用による経営情報の提供 xi. 投資法人の資産運用に関する不動産投資リスク及び運用リスクの管理に関する事項 xii. 本資産運用会社の事務リスク及びシステムリスクの管理に関する事項 xiii. 本資産運用会社の情報セキュリティ管理に関する事項 xiv. リスク管理マニュアルに関する事項 xv. 投資検討委員会、運用検討委員会、及びリスク管理委員会に関する事項 xvi. 本資産運用会社のホームページなど広報や情報開示に関する事項 xvii. 投資法人の資産運用報告、有価証券報告書等の継続開示書類の作成取り纏め及び提出に関する事項 xviii. 東京証券取引所及び米国 Securities and Exchange Commission の開示規定で定められた投資法人の報告・プレスリリースに関する事項 xix. 投資法人の新投資口発行に伴う有価証券届出書及び目論見書等の作成取り纏め、提出、及び株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）への必要書類の作成、提出に関する事項 xx. その他関係官庁、団体への情報開示に関する事項 xxi. 投資主への書類縦覧に関する事項 xxii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 xxiii. 上記各事項に関する規程・規則の作成・整備 xxiv. 上記各事項に関連するその他の事項
経営企画部	<ul style="list-style-type: none"> i. 戦略的・長期的目標及び全体資源配分に関する事項 ii. 戦略計画の策定・実施・監視・報告等に関する事項 iii. 本資産運用会社全体に係わる主要問題の分析及びサポートに関する事項 iv. 不動産市場調査及び産業調査に関する事項 v. 不動産業界でのプレゼンス及び政官財産業界との連携に関する事項 vi. 潜在的影響力のある国内外の重要問題の確認と対応戦略に関する事項 vii. 新業務・新商品ラインの開発、優先順位付け、導入管理に関する事項 viii. 投信協会に関する事項（ただし、本資産運用会社及び本投資法人の情報開示に関する事項及びインダストリアル本部不動産運用部 vii. 及びコンプライアンス室 xi. に定める事項を除きます。） ix. 不動産証券化協会等の業界団体との窓口 x. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 xi. 上記各事項に関する規程・規則の作成・整備 xii. 上記各事項に関連するその他の事項

組織	業務の概略
総務部	<ul style="list-style-type: none"> i. 株式、株主及び株主総会に関する事項 ii. 取締役会に関する事項 iii. 組織、その他重要事項の総合調整に関する事項 iv. 社内総務・庶務・秘書業務に関する事項 v. システムに関する事項 vi. 所管する什器・動産・不動産の管理及びそのリースに関する事項 vii. 文書の企画管理とファイリングに関する事項 viii. 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。その後の改正を含みます。）（以下「宅建業法」といいます。）、投信法、信託業法、金商法に基づく免許、認可、登録等に関する事項 ix. 主要株主による業務監査の窓口 x. 本資産運用会社とその資産を運用する投資法人の一般事務委託会社との窓口 xi. 上記各事項に関する登記・登録・届出等に関する事項 xii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 xiii. 上記各事項に関する規程・規則の作成・整備 xiv. 上記各事項に関連するその他の事項
人事部	<ul style="list-style-type: none"> i. 人事労務の運営・管理に関する事項 ii. 採用・教育・研修に関する事項 iii. 福利厚生・社会保険等に関する事項 iv. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 v. 上記各事項に関する規程・規則の作成・整備 vi. 上記各事項に関連するその他の事項
内部監査室	<ul style="list-style-type: none"> i. 各部・各委員会の組織運営・業務遂行の状況、会計処理の状況、及び法令諸規則等の遵守状況の監査の実施に関する事項 ii. 内部監査の方針・監査計画の立案及び監査結果の報告に関する事項 iii. 特に定める事項の監査に関する事項 iv. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 v. 上記各事項に関する規程・規則の作成・整備 vi. 上記各事項に関連するその他の事項
コンプライアンス室	<ul style="list-style-type: none"> i. 法令等諸規則及び社内規則の遵守状況の検証・提案、その変更、並びに新規規則施行状況の点検に関する事項 ii. 企業倫理、従業員の行動規範等の遵守状況の検証・提案に関する事項 iii. 役職員へのコンプライアンス教育に関する事項 iv. コンプライアンス・ハンドブックに関する事項 v. コンプライアンス委員会に関する事項 vi. コンプライアンス・プログラムの策定・遂行に関する事項 vii. 従業員等からの問合せ、告発等への対応 viii. コンプライアンス違反案件の内容確認・調査と対応指導 ix. 社内規程等の体系の検証・提案 x. 金融庁に対する窓口 xi. 投信協会に対する事務窓口 xii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 xiii. 上記各事項に関する規程・規則の作成・整備 xiv. 上記各事項に関連するその他の事項

(八) 委員会の概要

本資産運用会社は、投資検討委員会等 4 つの委員会（各委員会は、意思決定のための諮問機関であり、意思決定機関ではありません。）を有していますが、投資法人毎には委員会を設置しておらず、各委員会は、本投資法人に関する事項だけではなく、日本リートファンド投資法人に関する事項についても審議します。ただし、意思決定の独立性を担保する観点から、各委員会（ただし、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会においては個別の投資法人に関する議案の審議を行う場合）の参加者には以下の通り制限を設けています。インダストリアル本部及びリート本部の各本部長、各本部不動産投資部長、各本部不動産運用部長並びに各本部財務部長は、各本部が資産運用に従事する投資法人に関する議案が審議される委員会にのみ申立者又は関係者として参加するものとします。また議案の対象となっている投資法人の資産運用に従事しない各本部の社員は、常任委員、非常任委員、オブザーバーいずれの立場でも、当該議案が審議される委員会に参加することができないこととしています。

本投資法人に関する各委員会の概要は、以下の通りです。

a. 投資検討委員会

投資検討委員会は、インダストリアル本部長の申立てに応じて開催し、運用資産の取得又は処分に関する事項を審議します。

委員	社長を委員長とし、副社長、経営企画本部長、経営企画部長、業務管理部長及びコンプライアンス室長を常任委員とします。 インダストリアル本部長、インダストリアル本部不動産投資部長、インダストリアル本部不動産運用部長及びインダストリアル本部財務部長は、申立者として参加します。 また、社長は、必要に応じて、社内外の有識者・専門家を非常任委員又はオブザーバーとして招聘することができるほか、常任又は非常任の委員に指名することができるものとします。更に、常勤監査役は委員会に出席し意見を述べることができます。
審議事項	<ul style="list-style-type: none">・ 営業期間毎の運用資産取得・処分計画・ 運用資産取得・処分に係る収益性の評価・ インベストメント・ガイドラインに基づく評価・ デュー・デリジェンス手続に基づく評価・ 利益相反がないことの確認・ 特定資産の価額等の調査・ 特定資産取得・処分におけるリスク・ 特定資産の取得・処分が本投資法人のポートフォリオ全体に与える影響
審議方法等	インダストリアル本部長が起案の上、業務管理部リスク管理チーム（事務局）が議題及び関係資料を作成し、委員会に諮り、委員会の検討結果を取り纏め、委員長がその結果を受けて委員会意見を集約します。

b. 運用検討委員会

運用検討委員会は、インダストリアル本部長の申立てに応じて開催し、運用資産の運用管理に関する事項を審議します。

委員	<p>社長を委員長とし、副社長、経営企画本部長、経営企画部長、業務管理部長及びコンプライアンス室長を常任委員とします。</p> <p>インダストリアル本部長、インダストリアル本部不動産投資部長、インダストリアル本部不動産運用部長及びインダストリアル本部財務部長は、申立者として参加します。</p> <p>また、社長は、必要に応じて、社内外の有識者・専門家を非常任委員又はオブザーバーとして招聘することができるほか、常任又は非常任の委員に指名することができるものとします。更に、常勤監査役は委員会に出席し意見を述べることができます。</p>
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業期間毎の特定資産運用管理計画及び予算 ・ 個別の特定資産における PM 会社の選定 ・ 特定資産運用管理におけるリスク ・ 既取得の個別の特定資産の運用の一環として隣接する若しくは密接に関連し、かつ既取得の個別の特定資産の価値増大につながる資産を取得し、又は、既に取得している資産の一部を処分すること。 ・ その他、特定資産運用管理において社長又は各本部長が重要と判断する事項（建替え、大規模修繕・資本的支出、主要賃借人との契約条件など）
審議方法等	<p>インダストリアル本部長が起案の上、業務管理部リスク管理チーム（事務局）が議題及び関係資料を作成し、委員会に諮り、委員会の検討結果を取り纏め、委員長がその結果を受けて委員会意見を集約します。</p>

c. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、インダストリアル本部長の申立てに応じて開催し、投資法人の資金調達に関する事項を審議します。また、本資産運用会社及び本投資法人のリスク管理を具体的及び実践的な観点から定期的に議論し、リスク管理を検討、計画、確認、評価するために開催されます。

委員	<p>社長を委員長とし、副社長、経営企画本部長、経営企画部長、業務管理部長及びコンプライアンス室長を常任委員とします。</p> <p>本資産運用会社及び本投資法人に係るリスク管理の検討、計画、確認又は評価を行う場合、総務部長及び人事部長は非常任委員として参加します。</p> <p>本投資法人に係るリスク管理の検討、計画、確認又は評価を行う場合、及び本投資法人の資金調達に関する事項を審議する場合、インダストリアル本部長は申立者として、また、インダストリアル本部不動産投資部長、インダストリアル本部不動産運用部長及びインダストリアル本部財務部長は、関係者としてそれぞれ参加します。</p> <p>また、社長は、必要に応じて、社内外の有識者・専門家を非常任委員又はオブザーバーとして招聘することができるほか、常任又は非常任の委員に指名することができるものとします。更に、常勤監査役は、監査役の立場で出席します。内部監査室長は、内部監査室長の立場で、必要に応じて、出席することができます。</p>
審議事項	<p>i. 本投資法人の資金調達に係る事項の審議（以下に掲げるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期借入れの実施（変動金利の場合の個別金利の決定は除きます。） ・長期借入れにかかる繰上げ返済 ・短期借入枠の設定（借入枠内の個別の短期借入実施は除きます。） ・投資法人債の発行に関する提案、期限前償還に関する提案 ・増資に関する提案 ・資金調達にかかるデリバティブ取引の実施 ・その他、本投資法人の財務に重要な影響を与えることと判断される事項で社長が認める事項 <p>ii. 本投資法人の資産の運用に関する不動産投資リスクや運用リスクに関する適時把握、検討と、必要な対応策・管理方針の策定</p> <p>iii. 本資産運用会社の業務運営に関する事務リスク並びにシステムリスクに関する諸問題の適時の把握、検討と、必要な対応策・管理方針の策定</p> <p>iv. リスク管理方針・対策の、社内周知徹底のための施策の検討・評価</p> <p>v. 戦略目標や許容リスクの変更に対応すべく管理・報告マニュアル、重要な自主点検手法及び業務・組織体制などの適時の評価、検討、見直し</p>
審議方法等	<p>インダストリアル本部長が起案の上、業務管理部リスク管理チーム（事務局）が議題及び関係資料を作成し、委員会に諮り、委員会の検討結果を取り纏め、委員長がその結果を受けて委員会意見を集約します。</p>

d. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、本資産運用会社が委託を受けた本投資法人及び日本リートファンド投資法人の資産運用に関するコンプライアンス上の問題及び本資産運用会社自身のコンプライアンス上の問題の防止と対策等を具体的及び実践的な観点から定期的に議論し、総合的な経営運営の立場からコンプライアンスに関連する事項を検討、計画、確認又は評価するために開催されます。

委員	社長を委員長とし、副社長、各本部長、各部長及びコンプライアンス室長を常任委員とします。 本投資法人に係るコンプライアンスの検討、計画、確認、評価を行う場合のみ、インダストリアル本部長、インダストリアル本部不動産投資部長、インダストリアル本部不動産運用部長及びインダストリアル本部財務部長が、本投資法人にかかる議案の審議にのみ関係者として参加します。 また、社長は、必要に応じて、社内外の有識者・専門家を非常任委員又はオブザーバーとして招聘することができるほか、常任又は非常任の委員に指名することができるものとします。更に、常勤監査役は、監査役の立場で出席します。内部監査室長は、内部監査室長の立場で、必要に応じ、出席することができます。
審議事項	<ul style="list-style-type: none">・コンプライアンス対策についての検討、確認、評価・コンプライアンス態勢/体制の把握、評価・コンプライアンス・プログラムの内容や改善策の検討、確認、評価・コンプライアンス関連問題・事件の防止策、対処策の検討、確認、評価・内部監査室との連携を要する事項の協議
審議方法等	委員会は、コンプライアンスに関連する事項の審議・協議機関又は遵守規定の周知徹底の場です。集約された委員会意見はコンプライアンスに関する意思決定に当たり尊重されます。

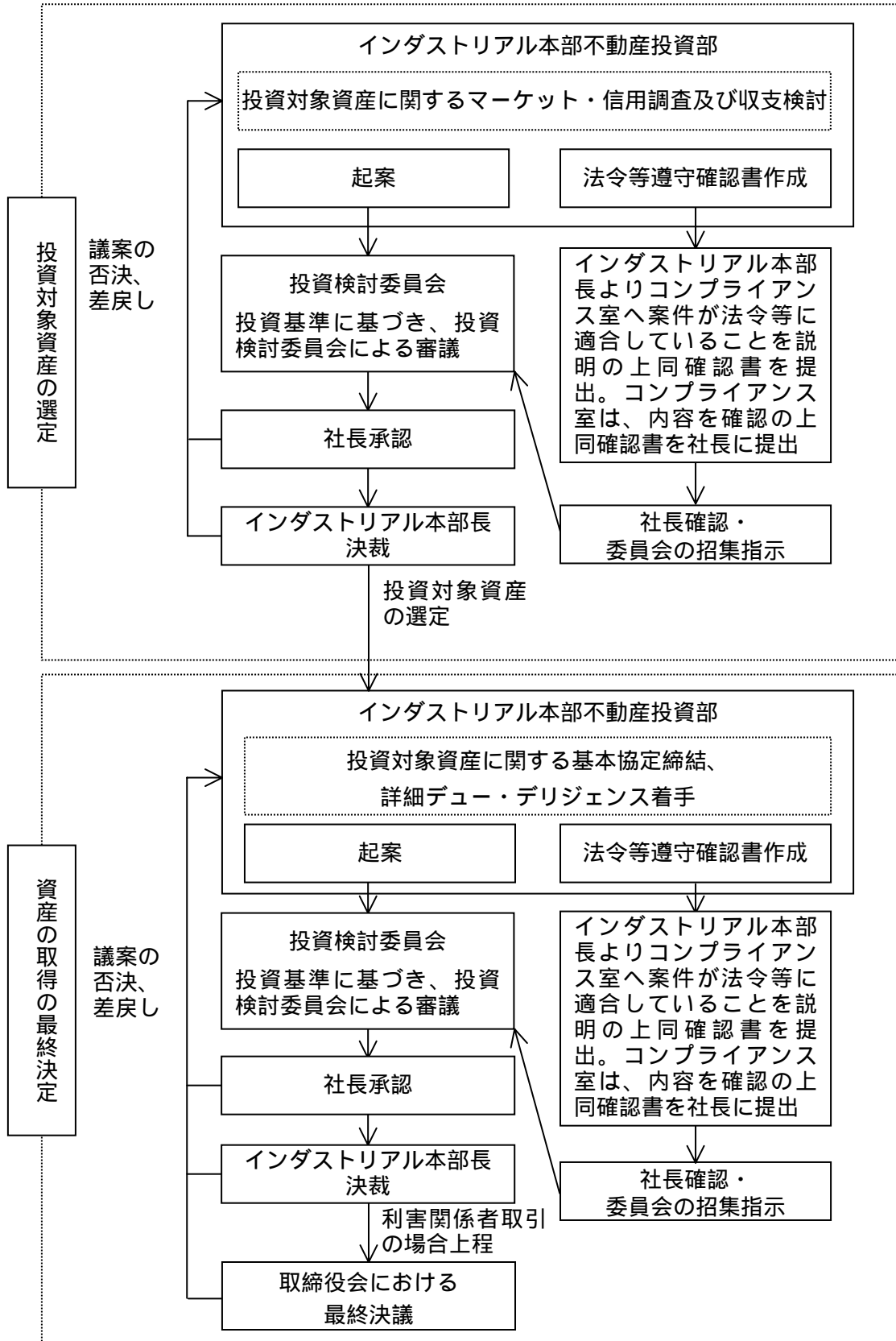
投資運用の意思決定機構

(イ) 本投資法人の資産の運用に係る運用方針の決定

本投資法人の資産運用に係る運用方針（投資対象資産の取得・処分の基準、毎事業年度の予算、資金調達政策を含みます。）については、インダストリアル本部長が起案し、社長の決裁を経て、取締役会に付議されます。取締役会では 8 人の取締役の内 6 人以上の賛成を以って承認されます。

(ロ) 本投資法人の資産の運用に関する意思決定

a. 資産の取得又は処分に関する事項



投資対象資産の選定及び当該資産の取得の最終決定に際しては、意思決定の独立性を担保するため、それぞれ投資検討委員会による審議を経て、インダストリアル本部長が最終の意思決定を行うものとし、原則として以下のようなフローで意思決定が行われます。

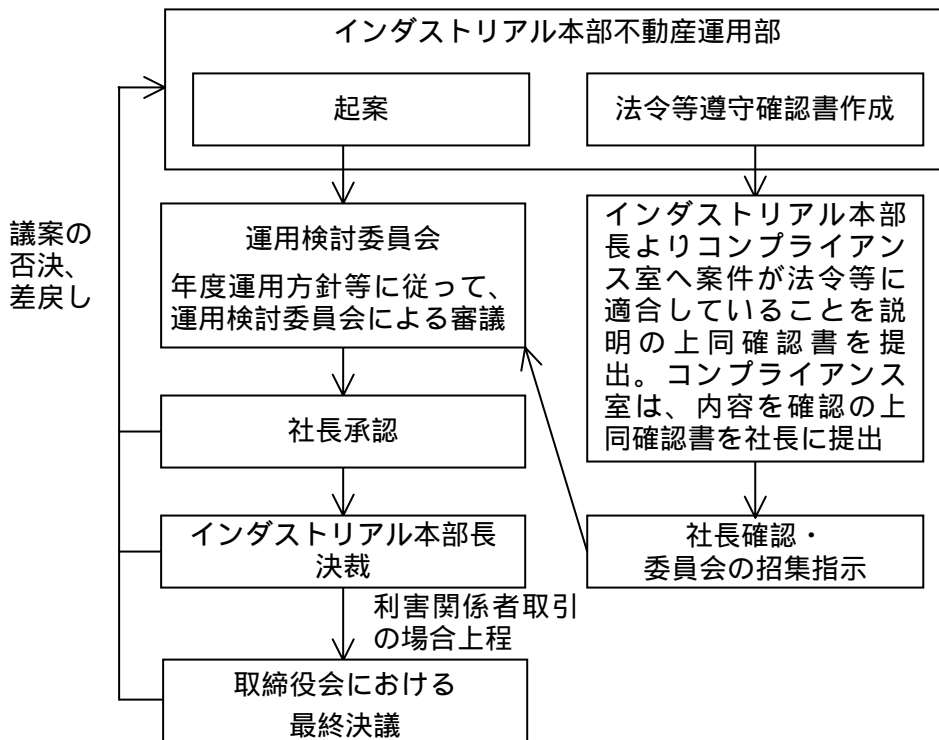
- i. インダストリアル本部不動産投資部が投資対象資産についてマーケット・信用調査及び収支検討など実施の上、インダストリアル本部長が投資検討委員会への説明資料を起案します。
- ii. インダストリアル本部長は、投資検討委員会の開催に先立ち、コンプライアンス室へ案件が法令等に適合していることを説明の上法令等遵守確認書を提出します。コンプライアンス室は、同確認書につき内容を確認の上、同確認書を社長へ提出します。
- iii. 社長は、同確認書を確認の上、事務局に投資検討委員会の招集を指示します。
- iv. 投資検討委員会では、投資基準に基づき、投資対象資産が審議され、同委員会の意見を尊重した上で、具体的な投資対象資産について、社長の承認を基にインダストリアル本部長が決裁し、投資対象資産を選定します。
- v. インダストリアル本部不動産投資部にて、投資対象資産に関する基本協定を締結し、詳細なデュー・デリジェンスに着手し、デュー・デリジェンスの結果をふまえてインダストリアル本部長が投資検討委員会への説明資料を起案します。
- vi. インダストリアル本部長は、投資検討委員会の開催に先立ち、コンプライアンス室へ案件が法令等に適合していることを説明の上法令等遵守確認書を提出します。コンプライアンス室は、同確認書につき内容を確認の上、同確認書を社長へ提出します。
- vii. 社長は、同確認書を確認の上、事務局に投資検討委員会の招集を指示します。
- viii. 投資検討委員会では、投資基準に基づき、投資対象資産が審議され、同委員会の意見を尊重した上で、資産取得について、社長の承認を基にインダストリアル本部長が最終決裁し、資産の取得の最終決定を行います（ただし、下記 ix.に該当する場合は取締役会に上程します。）。
- ix. 本資産運用会社の株主及びその関係者との取引、その他本資産運用会社の株主及びその関係者と本投資法人の利害が対立する可能性がある事項については、取締役会において8人の取締役の内6人以上の賛成を以って承認します。

なお、本資産運用会社では、上記に加えて、その利害関係者から投資対象資産を取得する場合に遵守すべき社内規程（自主ルール）を定めています。後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係者との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。

資産の処分の場合にも、上記取得と同様の手続を経るものとします。

なお、本資産運用会社は、投資対象資産の取得に必要な資金調達に時間を要する場合等には、本資産運用会社の親会社である三菱商事株式会社等が匿名組合出資等を行っている、当該投資対象資産の保有のみを目的とする法人等に一旦投資対象を取得させることがあります。かかる法人等からの当該投資対象資産の取得についても、上記と同様、本資産運用会社は、その自由な意思に基づき、投資決定プロセスに従い、投資の意思決定を行います。かかる投資の意思決定については、上記投資決定プロセスに従い、本資産運用会社の株主及びその関係者と本投資法人の利害が対立する事項として、本資産運用会社の取締役会において 8 人の取締役の内 6 人以上の賛成を必要とします。また、この場合にも、本資産運用会社の社内規程（自主ルール）の対象となります。後記「第二部 投資法人の詳細情報 第 3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。

b. 資産の運用管理に関する事項



本投資法人が保有する資産の運用管理に関する一定の重要事項の決定に際しては、意思決定の独立性を担保するため、運用検討委員会による審議を経て、インダストリアル本部長が最終の意思決定を行うものとし、原則として以下のようなフローで意思決定が行われます。

- i. 本投資法人が保有する資産の運用管理に関する案件（物件管理・維持（運用の一環として行う建替え・大規模修繕を含みます。）及び重要な賃借人との契約条件の変更等）については、インダストリアル本部長が運用検討委員会への説明資料を起案します。
- ii. インダストリアル本部長は、運用検討委員会の開催に先立ち、コンプライアンス室へ案件が法令等に適合していることを説明の上法令等遵守確認書を提出します。コンプライアンス室は、同確認書につき内容を確認の上、同確認書を社長に提出します。
- iii. 社長は、同確認書を確認の上、事務局に運用検討委員会の招集を指示します。
- iv. 運用検討委員会では、取締役会が定める年度運用計画等に基づき、案件が審議され、同委員会の意見を尊重した上で、案件について、社長の承認を基にインダストリアル本部長が決裁し、案件の決定を行います（ただし、下記 v.に該当する場合は取締役会に上程します。）。
- v. 本資産運用会社の株主及びその関係者との取引、その他本資産運用会社の株主及びその関係者と本投資法人の利害が対立する可能性がある事項については、取締役会において8人の取締役の内6人以上の賛成を以って承認します。

また、この場合にも、本資産運用会社の社内規程（自主ルール）の対象となります。後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。

投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産運用会社では、以下のような重層的かつ相互牽制的な検証システムを通じて、投資運用に係るリスクその他のリスク等について、各リスクの内容と程度に合わせて、必要・適正なレベルで、複数の検証システムによる管理を行っており、重要な事項は取締役会に報告されています。

まず、本資産運用会社は、インダストリアル本部不動産投資部において、資産の取得又は処分に伴う各種リスク（主に不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク、売主の倒産に伴うリスク、共有物件に伴うリスク、開発物件に関するリスク、有害物質に関するリスク）について、同本部不動産運用部において、資産の運用管理に伴う各種リスク（主に賃貸借契約に関するリスク、災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク、不動産にかかる所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク）について、同本部財務部において、本投資法人の資金調達等に関する各種リスクについて、それぞれ管理を行います。これらの各担当部門におけるリスク管理に加え、業務管理部が、各担当部門から独立した立場で投資検討委員会、運用検討委員会及びリスク管理委員会の事務局としての役割を果たすとともに、全社的な立場からリスク管理に関するノウハウの共有、蓄積を行い、各担当部門におけるリスク管理の方法等について提案を行います。

次に、本資産運用会社は、本投資法人の資産運用に際して、資産の取得時にモニターすべきリスク項目を投資検討委員会において、資産の運用管理にモニターすべきリスク項目を運用検討委員会において、それぞれ検証し、また同時にそれらのリスクに対する対応策を決定しています。

更に、社長、副社長、経営企画本部長、経営企画部長、業務管理部長及びコンプライアンス室長を常任委員として構成されるリスク管理委員会が、原則として3か月に1度開催され、本投資法人の資産の運用に関する不動産投資リスクや運用リスク、本資産運用会社の業務運営に関する事務リスク及びシステムリスクについて適時に把握、検討し、必要な対応策及び管理方針を策定する体制にあります。

常勤監査役は、投資検討委員会、運用検討委員会及びリスク管理委員会のそれぞれに出席し、意見を述べることができます。

また、内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に内部監査を実施し、内部監査報告書を作成します。同報告書の指摘事項は、監査役監査及び会計監査人監査における指摘事項とあわせ、コンプライアンス委員会における協議を経て、コンプライアンス・プログラムとして取りまとめられます。内部監査室長は、コンプライアンス委員会の委員として同委員会に出席し、協議を行い、その進捗状況を把握することに努めます。コンプライアンス・プログラムは、取締役会に報告され、その承認を得ます。このプログラムの進捗状況は、コンプライアンス委員会でモニタリングされ、更に取締役会へ報告されています。なお、内部監査室長は、本資産運用会社の社長が兼任しており、監査員として内部監査規程で認められた外部業者を指名した上で、内部監査を実施しています。また、各部門内におけるコンプライアンス担当者により、部門内におけるリスク管理及び業務効率化のためのセルフ・アセスメントを行い、適切な報告体制を取っています。

本資産運用会社では、上記各体制に加えて、コンプライアンス室による法令等遵守に対する点検及び社内規程との整合性の確認、更には利害関係者との利益相反行為の有無等の確認など網羅的な内部牽制により、常勤監査役との連携を図りながらリスク管理体制の充実と実効性の向上を図っています。

また、利害関係者との取引等に関しては、本資産運用会社の社内規程（自主ルール）として、利害関係者取引規程を定め、これを遵守することにより、当該取引を適切に管理し、もって本資産運用会社が本投資法人に対して負う善管注意義務及び忠実義務の履行を十全ならしめる体制を取っています（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。）。

(5) 【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

出資総額	36,529,370,000 円
発行可能投資口総口数	4,000,000 口
発行済投資口総数	79,035 口

最近5年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減は、以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口数(口)		出資額(百万円)		備考
		増減	総数	増減	総額	
平成19年3月26日	私募設立	400	400	200	200	(注1)
平成19年10月17日	公募増資	76,000	76,400	35,112	35,312	(注2)
平成19年11月19日	第三者割当増資	2,635	79,035	1,217	36,529	(注3)

(注1) 1口当たり発行価格 500,000 円にて、本投資法人が設立されました。

(注2) 1口当たり発行価格 480,000 円(引受価額 462,000 円)にて、新規物件の取得資金の調達等を目的とする公募新投資口を発行しました。

(注3) 1口当たり発行価格 462,000 円にて、新規物件の取得資金の調達等を目的とする第三者割当による新投資口を発行しました。

(注4) 全ての投資口は普通投資口です。

(6) 【主要な投資主の状況】

(平成 19 年 12 月 31 日現在)

氏名又は名称	住所	所有 投資口数 (口)	比率 (%) (注 1)
三菱商事株式会社	千代田区丸の内 2 丁目 3-1	9,600	12.14
日興シティ信託銀行株式会社 (投信口)	品川区東品川 2 丁目 3-14 シティグ ープセンター	5,412	6.84
ユービーエスエイジーロンドン ジャパンシードキャピタルファン ディング	100 LIVERPOOL STREET, LONDON EC2M 2RH U.K.	5,200	6.57
日本政策投資銀行	千代田区大手町 1 丁目 9-1	5,000	6.32
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西 3 丁目 11	3,205	4.05
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口)	中央区晴海 1 丁目 8-11	3,058	3.86
ゴールドマンサックスインタ ーナショナル	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K.	1,558	1.97
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社 (信託口)	港区浜松町 2 丁目 11-3	1,445	1.82
資産管理サービス信託銀行株 式会社 (証券投資信託口)	中央区晴海 1 丁目 8-12 晴海アイラン ドトリトンスクエアオフィスタワー Z 棟	1,189	1.50
資産管理サービス信託銀行株 式会社 (金銭信託課税口)	中央区晴海 1 丁目 8-12 晴海アイラン ドトリトンスクエアオフィスタワー Z 棟	1,154	1.46
合 計		36,821	46.58

(注 1) 比率とは、発行済投資口総数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第 3 位を切り捨てて表示しています。

(注 2) 上記記載の情報は、平成 19 年 12 月 31 日現在の産業ファンド投資法人投資主名簿に記載されているものであり、氏名
又は名称、住所等はその後変更されている場合があります。

(参考) 所有者別投資主数及び所有者別投資口数は、以下のとおりです。

	所有者別投資主数 (人)		所有者別投資口数 (口)	
		比率 (%)		比率 (%)
個人その他	3,080	89.75	9,376	11.86
金融機関 (特例証券会社を含みま す。)	134	3.90	42,504	53.78
その他の法人	174	5.07	12,619	15.97
外国法人・個人	44	1.28	14,536	18.39
合 計	3,432	100.00	79,035	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

(イ) 投資対象とする資産

本投資法人は、あらゆる産業活動の基盤となり、中長期にわたり、安定的な利用が見込まれる、物流施設及び工場・研究開発施設等並びにインフラ施設（以下、総称して「産業用不動産」といいます。）に投資し、収益の安定的な確保と運用資産の着実な成長を図ることにより、投資主価値の継続的な拡大を目指します。

本投資法人は、産業用不動産を、研究開発、原材料調達・備蓄、保管、製造・生成、企業間物流、組立・加工、販売物流、リサイクルといった一連の産業活動の拠点となる不動産（以下「インダストリアル不動産」といいます。）及びかかる産業活動を支える基盤となる不動産（以下「インフラ不動産」といいます。）とに分類し、更に、以下のアセットカテゴリーを設けています。

産業用不動産		
アセットカテゴリー	定義	具体例
インダストリアル不動産	産業活動の拠点となる不動産	
物流施設	輸・配送、保管、備蓄、荷役、梱包、仕分け、流通加工及び情報提供の各機能から構成される企業間物流業務及び販売物流業務に供する諸施設	消費地向け配送センター 輸出入物流施設 製品・原材料保管型物流センター 宅配・路線業者用ハブセンター 温度帯管理型物流センター（冷凍冷蔵チルド倉庫） トランクルーム等
工場・研究開発施設等	研究開発、原材料調達・備蓄、保管、製造・生成、組立・加工、リサイクル等を行うための諸施設	食品加工工場 飲料工場 パルプ・紙加工工場 化学品工場 石油・石炭工場 金属製品工場 一般機械・産業機械工場 輸送用機器工場 電子部品工場 印刷工場 研究開発施設等
インフラ不動産	産業活動を支える基盤となる不動産	
インフラ施設	交通、通信、エネルギー、水道、公共施設等産業活動の基盤として整備される施設	鉄道関連施設 空港・港湾関連施設 自動車交通関連施設 データセンター・通信関連施設 エネルギー関連施設 水道関連施設 その他公共施設等

(注) インフラ施設には、現在、制度上本投資法人による投資が困難なものもあります。

成長戦略

本投資法人は、当初、産業用不動産のうち既に投資用不動産として認知されている物流施設を中心にポートフォリオを構築し、徐々に工場・研究開発施設等及び民間で保有されているインフラ施設の投資比率を増やし、その後、公的セクターが保有しているインフラ施設も取得し、中長期的にはそれぞれの分野のバランスの取れたポートフォリオを構築することを目指します。

物件選定方針

本投資法人は、中長期にわたり、安定した収益を確保できるポートフォリオを構築するため、物件を選定するに際して、主として「継続性」と「汎用性」に着目して評価を行います。ただし、工場・研究開発施設等やインフラ施設は特定の賃借人の利用のために設計・建設されているケースが多いため、継続性の評価を重視して物件選定を行います。

具体的には、以下に記載する評価を行った上で、物件選定を行います。

(イ) 継続性の分析

継続性の分析については、将来的な賃料収入の安定性をはかる基準として、賃借人の信用力、賃料水準及び賃貸借契約の内容等について分析を行います。

工場・研究開発施設等やインフラ施設については、上記に加えて、「賃借人の属する産業分野の継続性」の観点から、賃借人となる企業の属する産業分野について、当該産業分野の特性や競合状況、顧客動向、法規制等将来的な競争力の変化について影響を与えるマクロ的要素について十分なりサーチを行います。次に「賃借人の行う事業の継続性」の観点から、当該企業のその産業分野内での位置付け、事業構成、財務体質、収益性、経営戦略等の分析を行います。更に、投資対象不動産における「賃借人の施設の継続性」の観点から、当該不動産で行われている事業の市場性や競争力、賃借人が複数の事務所にて事業を展開している場合には、当該賃借人の社内における当該施設の位置付け、将来的な統廃合の可能性等についての分析を行うことで、賃借人となる企業が継続して当該不動産を使用する見込みの高さを検討します。

また、上記の評価視点に基づき専門の調査会社から産業調査レポートを取得することや、賃借人に対するヒアリング等を実施することもあります。

(ロ) 汎用性の分析

汎用性については、上記の継続性に関する分析結果を踏まえて、賃借人の中途解約、契約期間満了後の退去等が発生した場合の投資対象不動産の汎用性について分析を行います。

産業用不動産の汎用性の分析については、具体的には以下の手法に基づき行います。

まず「産業用不動産としての立地の汎用性」の観点から、当該立地の周辺における関連インフラの整備状況やどのような産業が集積しているか等を分析し、同業他社の使用可能性、他業種の事業者における代替使用の可能性について分析します。

次に「一般的な立地の汎用性」の観点から、現に供されている用途以外の用途への転換の可能性を分析します。例えば都市近郊に立地し交通立地上の優位性・競争力を備えている物件については、マンションや商業施設等への転換可能性について検討を行います。

上記の 2 つの汎用性の評価を満たさない案件への投資を行うこともあります、その際には継続性等について分析を行い、投資判断を行います。

<継続性と汎用性の分析イメージ>

分析の観点				
継続性の分析	<table border="1"><tr><td>賃借人の 属する産業分野</td><td>賃借人の 行う事業</td><td>賃借人の 施設</td></tr></table>	賃借人の 属する産業分野	賃借人の 行う事業	賃借人の 施設
賃借人の 属する産業分野	賃借人の 行う事業	賃借人の 施設		
汎用性の分析	<table border="1"><tr><td>産業用不動産 としての 立地の汎用性</td><td>一般的な 立地の汎用性</td></tr></table>	産業用不動産 としての 立地の汎用性	一般的な 立地の汎用性	
産業用不動産 としての 立地の汎用性	一般的な 立地の汎用性			

また、汎用性についての評価視点に基づき、本投資法人は、以下の立地カテゴリーを設け、「一般的な立地の汎用性」が見込める「都市近郊型」と、「産業用不動産としての立地の汎用性」が見込める「工業集積地型」の案件を中心にポートフォリオを構築していきます。

< 立地カテゴリー >

立地カテゴリー	概要
都市近郊型	三大都市圏(注 1)並びに政令指定都市及びそれに準ずる主要都市に立地する物件
工業集積地型	原則として製造品出荷額が 1 兆円以上の工業地区(注 2)に立地する物件
独立立地型	都市近郊型、工業集積地型には該当しないが、リスクに見合ったリターンが十分に期待できると考えられる物件

- (注 1) 三大都市圏とは、東京圏、大阪圏及び名古屋圏をいいます。
 東京圏とは東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。
 大阪圏とは滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいいます。
 名古屋圏とは愛知県、三重県及び岐阜県をいいます。
- (注 2) 工業地区とは、経済産業省「工業統計表」における工業地区をいいます。

(八) 権利の態様

投資対象の権利形態については、共有・準共有、区分所有の場合には、他の共有者・準共有者の信用力や共有者間取決めの有無及びその内容、借地の場合には、地主の信用力に特段の問題がないことの確認や借地契約の内容等を勘案し、投資することとします。

また、物件特性を考慮した上で適正と判断した場合、底地のみを取得することもあります。

(二) 賃貸借契約の内容

賃貸借期間、中途解約の条件、賃料改定等についての取決め、敷金、保証金の有無について十分に検討を行います。

(ホ) 施設の仕様について

本投資法人は、施設使用者独自の仕様の有無、また、特定の産業に特有の仕様の有無について調査分析します。

(ハ) 開発物件の取得について

本投資法人は、優良な物件に対して有利な条件で投資を行うことを目的として、開発段階で、フォーワードコミットメントを行い、建物の竣工直後に取得する場合があります。かかる場合には、上記(イ)乃至(ホ)に加え、当該対象不動産に関する賃料水準等の将来見通しを分析・検討すると共に、竣工後に貸借人となる者との間で賃貸借予約契約を締結すること等により、開発に関わるリスクを極力排除します。

以上の分析を相互に関連付け、想定されるそれぞれのシナリオに対応したキャッシュフロー予測を行い、対象不動産の投資適格性を判断します。

ポートフォリオ構築方針

(イ) 目標ポートフォリオ

本投資法人は、前記「 物件選定方針」の記載に基づき、当面の目標として、以下の通り目標ポートフォリオを設定しています。なお、実際の比率は一時的に当該目標比率から乖離することもあります。

目標ポートフォリオ		
アセットカテゴリー	物流施設及び工場・研究開発施設等	50～80%
	インフラ施設 (鑑定評価額ベース)	20～50%
立地カテゴリー	都市近郊型又は工業集積地型	80%以上
	独立立地型 (鑑定評価額ベース)	20%以下
賃貸借契約期間	2年未満	0～20%
	2年以上10年未満	20～40%
	10年以上 (賃料収入ベース)	40～80%
既稼働物件の割合は、ポートフォリオ全体の80%以上とする (鑑定評価額ベース)		

(ロ) その他の投資態度

本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるよう資産運用を行うものとします（規約第13条第2項）。

デュー・デリジェンス基準

本投資法人は、投資対象への投資の適格性を判断するため、投資に先立って、投資対象の経済的、物理的、法的な精査（以下「デュー・デリジェンス」といいます。）を原則として以下のデュー・デリジェンス基準の項目に従って行います。特に、工場・研究開発施設等は、一般的に事故等の災害リスクが高いとみられるため、過去の事故歴の有無、現在の物件管理状況等の確認を厳格に行います。

(イ) デュー・デリジェンス基準

評価事項		調査事項
経済的調査	産業調査	<ul style="list-style-type: none"> i. 投資対象不動産に関連する産業動向と事業環境分析 ii. 投資対象不動産で行われる事業の概要と物件特性の把握 iii. 賃借人の事業計画における投資対象施設の戦略的重要性 iv. 競合物件と賃借人需要動向 v. 類似物件の収益性と稼働率、中長期の収益性と稼働率の推移及び将来見通し vi. 周辺の都市計画、港湾、空港、道路等のインフラ開発・整備計画の動向 vii. 周辺の産業立地動向 viii. 投資対象不動産周辺の産業育成方針 ix. 投資対象不動産の稼働状況、業界標準との比較
	賃借人評価	<ul style="list-style-type: none"> i. 賃借人の信用情報 ii. 賃借人の賃料支払状況 iii. 賃借人の業種と業況トレンド iv. 賃借人の業界内でのポジショニング v. 賃借人と顧客企業との取決め内容 vi. 賃借目的と用途、運営内容と体制 vii. 関連法規の遵守状況
	収益性評価	<ul style="list-style-type: none"> i. 賃借人誘致の競争力 ii. 現行の賃料水準、賃貸借契約の内容及び更新の可能性 iii. 賃料上昇等収益性向上の可能性 iv. 費用水準、支出関連の契約内容及び更新の可能性 v. 適正賃料・費用水準の調査、将来予想される費用負担の可能性 vi. 修繕履歴及び将来予想される修繕費用負担 vii. 公租公課

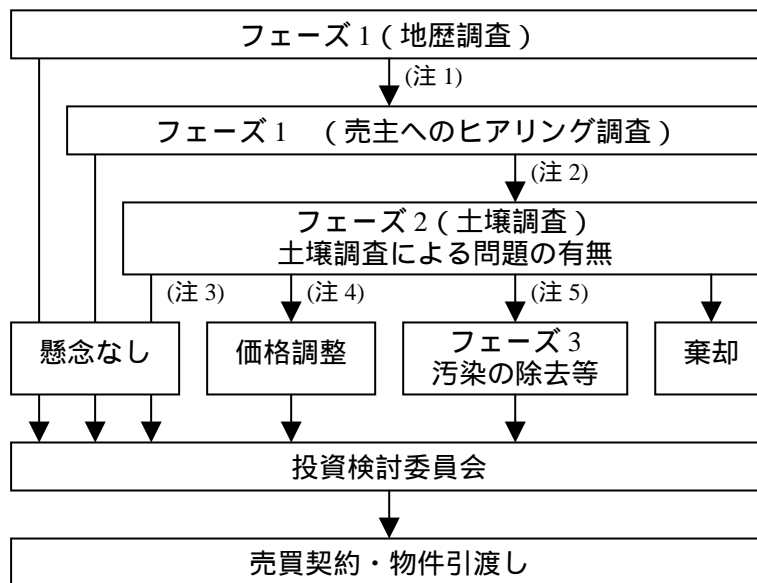
評価事項		調査事項
物理的調査	立地特性	<ul style="list-style-type: none"> i. 用途地域、周辺環境からの物流立地としての適格性 ii. 交通立地上の優位性・競争力の把握 iii. 当該施設立地としての周辺環境の地域将来性 iv. 法規制や開発計画に対する公的助成制度の有無
	建築・設備・仕様確認	<ul style="list-style-type: none"> i. 竣工年月日、主要構造、規模、設計者、施工者等 ii. 業務の効率性確保の視点から見た当該施設の優劣の把握 iii. 業務の効率性確保の視点から見た設備の優劣の把握 iv. 電気設備、空調設備、給排水衛生設備、防犯設備、昇降機設備、駐車場等の状況
	建物・管理診断	<ul style="list-style-type: none"> i. 関係法規（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。その後の改正を含みます。）（以下「消防法」といいます。）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）その他建築法規及び自治体による指導要綱等）の遵守状況等 ii. 設計図書、建築確認通知書、検査済証等の書類調査 iii. 建物管理状況の良否、管理規約の有無・内容、管理者等へのヒアリング iv. 施工業者からの保証及びアフターサービスの内容 v. 外構、屋上、外装、内装、設備等の現地調査 vi. 建物状況報告書における将来の修繕費見込み vii. 近隣住民との協定書の有無
	耐震性診断	<ul style="list-style-type: none"> i. 新耐震基準（昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく建物等の耐震基準を指します。）又はそれと同等の性能を有することの確認 ii. 地震リスク分析を実施して、PML（予想最大損失率）(注)を算出
	安全性確認	<ul style="list-style-type: none"> i. 賃借人による特殊な危険物等の使用の有無の確認 ii. 賃借人による安全管理の状況等の確認（過去の事故、災害発生履歴等） iii. 賃借人による保険の付保状況の確認
	土壌・環境調査	<ul style="list-style-type: none"> i. アスベスト、フロン、PCB 等の有害物質の使用・管理状況 ii. 土地利用履歴、土壌等の環境調査
	法的調査	権利関係
境界調査		境界確定の状況、越境物の有無とその状況

(注) 「PML（予想最大損失率）」とは、統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、対象建物に損失を与えると想定される大小の地震に対して、損失額及び年超過確率の関係から、超過確率 0.21%（再現期間 475 年）における、地震に対する「建物の予想損失額」/「建物再調達価格」（%）を意味します。ただし、予想損失額は、地震動による建物（構造部材・非構造部材・建築設備）のみの直接損失に関するものであり、機器、家具、什器等の被害や地震後の水又は火災による損失、被災者に対する補償、営業中断による営業損失等の二次的被害は含まれていません。

(ロ) 土壌・環境調査について

本投資法人は、土壌汚染等の環境関連リスクに関し、原則として、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。その後の改正を含みます。）（以下「土壌汚染対策法」といいます。）及びその他の環境関連法令に従って適切に処理されているものを投資対象とします。その判断をするために、売買契約締結までに専門家による環境汚染調査を実施し、本資産運用会社が別途定める「土壌汚染対策基準等に関する規定」に基づき、調査・対策を以下の「土壌汚染調査・対策フロー」に従って行います。

<土壌汚染調査・対策フロー>



(注 1) 地歴調査だけでは、土壌汚染の懸念はないと判断できない場合

(過去に有害物質を使用した工場が存在していた場合等)

(注 2) ヒアリング調査を行っても、土壌汚染の懸念はないと判断できない場合

(注 3) 自然由来の汚染については土壌汚染対策法の対象外であることから、「懸念なし」に分類

(注 4) 個別案件の条件を勘案し汚染の除去等を選択しない場合

(汚染土壌の上に堅固な建物が存在している場合等)

(注 5) 売主との協議後、技術的・経済的な観点より、汚染の除去等を行うことを決定した場合

また、本投資法人特有の事項として、当該不動産が水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。その後の改正も含みます。）に規定されている有害物質使用特定施設の場合、本投資法人が保有する期間中に、賃借人等の事業活動により新たに土壌汚染等が発生する可能性が想定されます。それらについても、本投資法人は、後記「管理運営方針（ロ）管理方針」に基づき、適切な対応を検討するものとします。

(八) 耐震性能

投資対象とする建物は、原則として、PML（予想最大損失率）が 20%以下の建物とします。ただし、PML が 20%を超える建物であっても、地震保険の付保、補修工事その他の方法によって地震による損失リスクを低減することが可能なものについては、投資対象とします。

(二) その他

本投資法人の投資対象である産業用不動産は、その種類が多岐にわたり、かつ、個別物件毎に様々な特殊事情があるため、上記以外の項目に関して画一的な基準は定めていません。

ただし、上記以外にも、個別具体的な案件に応じて特に注意すべきポイントが存在しうするため、専門家（エンジニアリング調査会社や環境調査会社等）の意見を聴取しながら慎重に検討、調査を行うこととします。

管理運営方針

(イ) 運営方針

中長期的な運用を前提として、運用資産価値の維持・向上を図ります。

a. 建物維持管理

建物の機能性・安全性・快適性の維持・向上に向けた管理計画の立案を行い、かかる計画に基づく日常管理を実行します。また、建物の機能性向上、経年劣化へ対応するために、中長期修繕計画を策定し、実施します。

b. 賃借人との関係構築

賃借人と、継続的かつ緊密なコミュニケーションを取り、賃借人の動向やニーズを的確に掴み、満足度を向上させることによって中長期的な収益の確保を目指します。そのため、中長期的な賃貸借契約の締結を基本方針とし、ポートフォリオ全体の契約条件を意識しつつ、賃借人の与信状況を踏まえた適正な賃料、契約期間等の各種条件を設定して契約の更改を行います。

c. 賃借人の分散

本投資法人は、賃借人の信用力、業界における競争力及び地位、継続的使用の見込み、賃料水準その他の賃貸借条件を評価して、賃借人の分散を図ります。また、賃借人との間の賃貸借契約については、中長期安定契約を中心としますが、GDP 連動等の変動賃料も一部組み入れることができるものとします。

d. 賃借人の誘致

本資産運用会社は、各アセットカテゴリーや各賃借人及び業界情報に精通した PM 会社等との強固な関係を構築することにより、賃借人の動向やマーケットの賃貸需要・賃料水準等を把握し、リーシング力を強化していきます。

賃借人の誘致に当たっては、本資産運用会社独自のネットワークに加え、三菱商事株式会社等が有する幅広いネットワークを活用しながら、民間企業及び公的セクターの産業用不動産における J-REIT 活用のニーズの把握に努めます。また、賃借人の選定に当たっては、本投資法人の投資方針に則って、賃借人の信用力、業界における競争力、地位及び取扱商品等を総合的に勘案して判断することとします。

e. 増床、増築、改築

本投資法人は、運用資産の価値向上を図るために、容積率が余剰している物件の増床、増築計画を、又は長期的な収益性向上のために、改築計画を策定し、実施します。

(ロ) 管理方針

本投資法人は、原則として、運用資産の運営管理業務を PM 会社に委託します。

a. 選定方針

個々の運用資産毎にその特性に応じた複数の候補会社に入札を打診し提案書を受領した上で、各社の経営方針及びその条項、業務推進体制、報酬水準等を総合的に比較検討の上 PM 会社を選定します。

b. 管理方針

PM 会社から、運用資産別の収支状況、稼働状況、賃借人のニーズ、修繕工事計画とその実施状況、新たな土壌汚染の発生の可能性、周辺近隣地域動向等に関して定期的に報告を受け、当該運用資産に係る対応を協議の上実施します。

特に土壌汚染等については、継続的に環境リスクを把握するための以下の手順に則り、適切な対応を行います。

i. 環境に対する賃借人の経営姿勢チェック

ii. 定期的に賃借人にヒアリング等を実施し、新たに土壌汚染等が発生する可能性がある場合には、外部専門会社を交えて協議

iii. 土壌汚染等の状況について、外部専門会社の調査、及び専門会社との協議結果を踏まえ、必要と判断した場合には定期的にモニタリングを実施

また、PM 会社の業務推進状況確認・評価を行い、業務品質・内容の維持・向上、及び業務報酬の適正化を図ります。

(八) 付保方針

a. 損害保険

本投資法人は、資産運用において、災害及び事故等による建物の損害又は対人対物事故による第三者への損害賠償を担保するために適切な損害保険（火災保険、賠償責任保険及び利益保険等）の付保を行います。

b. 地震保険

本投資法人は、専門家による地震リスク判断に基づき、地震により生じる建物損害や収益の大幅な減少に関して検討します。PML が 20% を超える建物を投資対象とする場合には、地震保険の付保の要否について、地震発生時に予想される運用資産及びポートフォリオ全体に与える影響と負担すべき保険料の収益に及ぼす影響を比較検討の上決定します。

(二) その他

本投資法人の投資対象である産業用不動産は、その種類が多岐にわたり、かつ、個別資産毎に様々な特殊事情があるため、上記管理運営方針を基本としながらも、賃借人、PM 会社、必要に応じてコンサルティング会社等の専門家を交え協議しつつ、個別資産毎にその特性を反映した管理運営を行います。

売却方針

本投資法人は、運用資産を中長期的に保有することを原則とし、短期的には売却しないことを原則とします。なお、運用資産の売却に当たっては、将来における収益予想、資産価値の増減及びその予測、立地カテゴリー、不動産の劣化又は陳腐化リスク及びそれらに対するコスト予測、並びにポートフォリオ全体の構成等を考慮の上、総合的に判断します。

財務方針

(イ) 基本方針

本投資法人は、収益の安定的な確保と運用資産の持続的な成長を目的として、安定的かつ効率的な財務戦略を立案、実行することを基本方針とします。

(ロ) 負債比率

本投資法人は、取得する物件の賃借人の属性、賃貸借契約の内容、立地カテゴリー等を分析することで、アセットカテゴリーに応じたリスク/リターン特性を把握し、総合的にポートフォリオ全体における負債比率（ローン・トゥ・バリュー）(注)を判断します。

本投資法人の負債比率は、最大 60%を目安としていますが、資産取得等に伴い、一時的に 60%を超えることがあります。

(注) 負債比率とは、本投資法人の資産総額のうち、借入金額及び投資法人債発行残高並びに本投資法人（及び本投資法人が保有する受益権の対象たる信託の信託財産）が受け入れた敷金又は保証金等の占める割合をいいます。

(ハ) デットファイナンス

本投資法人は、資産の取得、修繕等、敷金・保証金の返済、分配金の支払、本投資法人の費用の支払又は債務の返済（借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じです。）の債務の履行を含みます。）等を目的として、借入れを行い、投資法人債を発行できます（規約第 20 条、第 21 条）。借入金及び投資法人債発行の限度額はそれぞれ 2 兆円とし、その合計額が 2 兆円を超えないものとします（規約第 22 条）。ただし、借入先は、金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家（金融商品取引業者その他の財務省令で定めるものに限ります。）に限定されます。

借入れ又は投資法人債の発行に際して、本投資法人は運用資産を担保として提供することができるものとします（規約第 23 条）。

本投資法人は、低廉な資金調達コストを実現するよう、固定金利借入れの割合、借入期間、担保設定の有無等の借入諸条件を、借入先候補となる複数の適格機関投資家と交渉の上、比較して決定します。

また、将来の運用資産の追加取得又は敷金・保証金の返還に係る必要資金の機動的な調達を目的として、極度貸付枠設定契約やコミットメントライン契約等の、借入枠設定又は随時の借入れの予約契約を締結することがあります。

(二) デリバティブ取引

本投資法人は、為替リスク、価格変動リスク、金利変動リスクその他のリスクを低減するため、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利先物取引、金利オプション取引、金利スワップ取引又は金利先渡取引その他、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行令」といいます。）第 3 条第 2 号に定めるデリバティブ取引（以下「デリバティブ取引」といいます。）に係る権利への投資を行うことができます（規約第 11 条第 5 項、第 13 条第 1 項）。

(ホ) キャッシュマネジメント方針

本投資法人は、想定される資金需要（資産の取得、修繕等、敷金・保証金の返済、分配金の支払、本投資法人の費用の支払又は債務の返済等）に対応するため、適切と考える金額の現預金を保有します。

また、減価償却費が大きくなり、必要な資本的支出を勘案した上でも手元流動性が高くなった場合には、運用資産取得等への活用も検討します。更に、敷金・保証金の活用についても検討します。

(ヘ) エクイティ・ファイナンス

本投資法人は、運用資産の取得、債務の返済（借入金弁済及び投資法人債の償還を含みます。）等を目的として、投資口の発行を行うことができます。この場合には、投資口の希薄化（新投資口の発行による投資口 1 口当たりの議決権割合の低下及び投資口 1 口当たりの純資産額又は分配金の減少）に配慮し、財務の健全性を確保することで、安定した投資主価値の成長を目指します。

開示方針

本投資法人は、投資家に対して投信法、金商法その他の適用法令、東京証券取引所及び投信協会等がそれぞれ要請する内容及び様式に従って、迅速、正確かつ公平な情報開示を行います。

また、物件取得時には、投資の判断材料となった事項（賃借人の属する業界、関連する法制度、物件の代替性、希少性等）について、個別に開示すべき情報を検討し、詳細かつ積極的に開示していく方針です。

その他

(イ) 投資主の利益を守るための必要な処置

本投資法人は、一般経済情勢、金融情勢、消費者動向、不動産市況等のマクロ経済情勢若しくは投資法人の経営環境に急激な変化が生じ、投資主の属性若しくは分布状況に変化が生じ、又はその他の理由により、投資主の利益を毀損する恐れがある場合、投資主の利益を守るため必要な処置を講ずることができるものとします（規約第 12 条第 4 項）。

(ロ) 本資産運用会社との商標使用許諾契約について

本投資法人は、ブランド戦略の一環として、本資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社より、ロゴマークの商標使用許諾を受けており、当該ロゴマークに本投資法人の商号を併記して使用することがあります。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

- (イ) 本投資法人は、主として以下に掲げる特定資産に投資します（規約第 11 条第 1 項）。
- a. 以下に掲げる不動産等（以下「不動産等」といいます。）
 - i. 不動産
 - ii. 地上権
 - iii. 不動産の賃借権
 - iv. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（付随する金銭等と合わせて信託する包括信託を含みます。）
 - (i) 不動産
 - (ii) 地上権及び不動産の賃借権
 - b. 以下に掲げる不動産関連資産（以下「不動産関連資産」といいます。）
 - i. 当事者の一方が相手方の行う不動産等の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産等匿名組合出資持分」といいます。）
 - ii. 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が主として不動産等であるものに限ります。）
 - iii. 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産が主として不動産等であるものに限ります。）
 - iv. 投信法に規定する投資信託の受益証券（当該投資信託の投資信託財産が主として不動産等であるものに限ります。）
 - v. 投信法に規定する投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産が主として不動産等であるものに限ります。）
 - c. 金銭を信託する信託の受益権（信託財産を主として不動産等又は不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。）
 - d. 金銭債権
 - e. 外国のキャプティブ再保険会社が発行する優先株式
 - f. 投信法施行令第 3 条第 1 号に掲げる有価証券（以下「有価証券」といいます。）（ただし、前各号に該当するものを除きます。）

(ロ) 本投資法人は、以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができます（規約第 11 条第 2 項）。

- a. 特定事業（PFI 法第 2 条第 2 項に定めるものをいいます。）を行う選定事業者（同法第 2 条第 5 項に定めるものをいいます。）に対する出資の持分（ただし、特定資産に該当するものを除きます。）
- b. 民法（明治 29 年法律第 89 号。その後の改正を含みます。）第 86 条第 2 項に定める動産のうち、設備、備品その他構造上若しくは利用上不動産に付加されたもの、又は不動産、不動産の賃借権若しくは地上権の取得に付随して取得するもの

(ハ) 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる資産に投資することができます（規約第 11 条第 3 項）。

- a. 預金
- b. コール・ローン
- c. 国債証券
- d. 地方債証券
- e. コマーシャル・ペーパー
- f. 譲渡性預金証書
- g. 上記 a.乃至 f.に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- h. 投信法第 2 条第 4 項に定める証券投資信託のうち、追加型公社債投資信託の受益証券
- i. 合同運用指定金銭信託の受益権
- j. 貸付信託法（昭和 27 年法律第 195 号。その後の改正を含みます。）第 2 条に定める貸付信託の受益証券

(ニ) 本投資法人は、不動産等又は不動産関連資産の投資に関連して、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とします。）及び特定の不動産に付随する商標法（昭和 34 年法律第 127 号。その後の改正を含みます。）第 18 条第 1 項に規定する商標権、同法第 30 条第 1 項に規定する専用使用权、同法第 31 条第 1 項に規定する通常使用权、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項に定める温泉の源泉を利用する権利、中間法人法（平成 13 年 6 月 15 日法律第 49 号。その後の改正を含みます。）に基づく中間法人の社員たる地位、会社法に定める合同会社の社員たる地位その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適当と認められるものを取得することができます（規約第 11 条第 4 項）。

(ホ) 本投資法人は、デリバティブ取引を行うことができます（規約第 11 条第 5 項）。

(ハ) 本投資法人は、前(イ)乃至(ホ)に定める資産の外、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号にかかる商標権その他組織運営に伴い保有するものであって東京証券取引所の上場規程の特例上適当と認められるものについては、これを取得することができます（規約第 11 条第 6 項）。

投資基準

投資基準及び投資割合については、前記「(1) 投資方針 ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

(3) 【分配方針】

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとします。

投資主に分配する金銭の総額の計算方法

(イ) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（以下「分配可能金額」といいます。）は、決算期の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額及び出資剰余金（出資総額等）並びに評価・換算差額等の合計額を控除した金額とします（規約第 25 条第 1 項第 1 号）。

(ロ) 本投資法人は、原則として租税特別措置法（昭和 32 年法律 26 号。その後の改正を含みます。）第 67 条の 15 第 1 項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得の金額」といいます。）の 100 分の 90 に相当する金額を超えて分配するものとします（規約第 25 条第 1 項第 2 号）。

利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、利益の額に当該決算期に計上した固定資産の減価償却額に相当する金額を加えた金額に達するまで投資主に金銭を分配することができます。ただし、この場合において、なおも金銭の分配金額が配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができます。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除されます（規約第 25 条第 2 項）。

本投資法人は、安定的な分配金の支払を重視しますが、利益を超えた金銭の分配に関して、かかる分配を受けた個人投資主がその分配の都度税務上の譲渡損益の算定を自己において行うことが必要とされる限りにおいては、投資主に対して利益を超えた金銭の分配は行わないものとします。ただし、本投資法人が課税の特例規定における要件を満たすことを目的とする場合等で、利益を超えた金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、上記の分配方針に従い利益を超えた金銭の分配を行うことがあります。

金銭の分配の支払方法

本投資法人は、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者に対して、その所有口数に相当する金銭の分配の支払を行います。当該支払は、原則として決算期から 3 か月以内に、必要な税金を控除した後に行われます（規約第 26 条）。

金銭の分配の除斥期間

本投資法人は、上記に基づく金銭の分配の支払が行われずにその支払開始の日から満 3 年を経過したときは、その支払の義務を免れるものとします。なお、金銭の分配未払金には利息は付さないものとします（規約第 27 条）。

投信協会の規則

本投資法人は、上記の他、金銭の分配に当たっては、投信協会の定める規則等に従うものとします（規約第 28 条）。

(4) 【投資制限】

規約に基づく投資制限

本投資法人の規約に基づく投資制限は以下の通りです。

- (イ) 前記「(2) 投資対象 投資対象とする資産の種類 (ホ)」に掲げるデリバティブ取引に関する権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、価格変動リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとします（規約第 13 条第 1 項）。

- (ロ) 本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を 100 分の 75 以上となるよう資産運用を行うものとします（規約第 13 条第 2 項）。

- (ハ) 組入資産の貸付に係る制限
 - a. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産等以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含みます。）を、原則として賃貸するものとします（規約第 15 条第 1 項）。
 - b. 本投資法人は、「(2) 投資対象 投資対象とする資産の種類 (ニ)」に基づき收受した敷金、保証金又はこれらに類する金銭を規約第 10 条乃至第 14 条に従い運用します（規約第 15 条第 2 項）。
 - c. 本投資法人は、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含みます。）以外の運用資産の貸付けを行うことがあります（規約第 15 条第 3 項）。

その他の投資制限

(イ) 有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は、有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

(ロ) 借入れ

借入金の限度額は 2 兆円とし、投資法人債との合計額が 2 兆円を超えないものとします（規約第 22 条）。借入先は、金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家（金融商品取引業者その他の財務省令で定めるものに限り、）に限定されます（規約第 20 条）。

(ハ) 集中投資

集中投資について制限はありません。なお、不動産の立地カテゴリーによる投資に関する方針については、前記「(1) 投資方針 ポートフォリオ構築方針 (イ) 目標ポートフォリオ」をご参照下さい。

(ニ) 他のファンドへの投資

他のファンドへの投資について制限はありません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本投資証券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が取得した個別の信託受益権の信託財産である不動産に特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 その他投資資産の主要なもの」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券の市場価格が下落又は分配金の額が減少し、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で、本投資証券に関する投資判断を行う必要があります。

本項に記載されているリスク項目は、以下の通りです。

投資証券の商品性に関するリスク

(イ) 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク

(ロ) 投資証券の市場での取引に関するリスク

(ハ) 金銭の分配に関するリスク

(ニ) 収入及び支出の変動に関するリスク

(ホ) 新投資口の発行時の 1 口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人の運用方針に関するリスク

- (イ) 投資対象を産業用不動産に特化していることによるリスク
- (ロ) 公的セクターに対する投資が予定通り進捗しないリスク
- (ハ) 少数の賃借人に依存していることによるリスク
- (ニ) 運用資産の立地の地域的な偏在及び種類の偏在に関するリスク
- (ホ) 本投資法人の成長戦略に関するリスク
- (ヘ) 不動産を取得又は処分できないリスク
- (ト) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク
- (チ) 敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

- (イ) 三菱商事株式会社及びユービーエス・エイ・ジーへの依存、利益相反に関するリスク
- (ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク
- (ハ) 本資産運用会社の人材に依存しているリスク
- (ニ) 本投資法人の歴史が浅いことによるリスク
- (ホ) インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク
- (ヘ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- (ト) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

不動産及び信託受益権に関するリスク

- (イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ロ) 賃貸借契約に関するリスク
- (ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ニ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
- (ホ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
- (ヘ) 法令の制定・変更に関するリスク
- (ト) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- (チ) 転貸に関するリスク
- (リ) マスターリース契約に関するリスク
- (ヌ) 賃借人等による不動産の利用状況に関するリスク
- (ル) 共有物件に関するリスク
- (ヲ) 区分所有建物に関するリスク
- (ワ) 借地物件に関するリスク
- (カ) 借家物件に関するリスク
- (ヨ) 使用許可を取得した敷地上に所在する物件に関するリスク
- (タ) 開発物件に関するリスク
- (レ) 埋立地に関するリスク
- (ソ) 有害物質に関するリスク
- (ツ) 不動産を信託受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

税制に関するリスク

- (イ) 導管性要件に関するリスク
 - (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
 - (ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (二) 一般的な税制の変更に関するリスク
- その他
- 専門家の意見への依拠に関するリスク

投資証券の商品性に関するリスク

- (イ) 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク

本投資証券は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換価する手段は、第三者に対する売却に限定されます。

本投資証券の市場価格は、取引所における需給バランスにより影響を受け、一定の期間内に大量の売却が出た場合には、大きく価格が下落する可能性があります。また、市場価格は、本投資証券に対する需給状況、金利情勢、経済情勢、不動産市場その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。

そのため、投資主は、本投資証券を取得した価格で売却できない可能性があり、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。

- (ロ) 投資証券の市場での取引に関するリスク

本投資証券は、東京証券取引所に上場していますが、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に抵触する場合には、本投資証券の上場が廃止されます。

本投資証券の上場が廃止された場合、投資主は、保有する本投資証券を相対で譲渡する他に換金の手段がないため、本投資法人の純資産額に比して廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資証券の譲渡自体が事実上不可能となる場合があり、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。

- (ハ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が取得する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産（以下、本「(1) リスク要因」の項において「不動産」と総称します。）の賃貸状況、売却に伴う損益や建替えに伴う除却損等により、期間損益が変動し、投資主への分配金が増減し、又は一切分配されないことがあります。

(二) 収入及び支出の変動に関するリスク

本投資法人の収入は、不動産の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約通りの増額改定を行えない可能性もあります（なお、これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「不動産及び信託受益権に関するリスク（ロ）賃貸借契約に関するリスク」をご参照下さい。）。また、不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

一方、収入の減少だけでなく、退去する賃借人への預り敷金及び保証金の返還、大規模修繕等に要する支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、キャッシュ・フローを減ずる要因となる可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出は増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

(ホ) 新投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、新投資口を随時発行する予定ですが、かかる発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の計算期間中に発行された投資口に対して、当該計算期間の期初から存在する投資口と同額の金銭の分配が行われるため、既存の投資主は、当該新投資口の発行がなかった場合に比して、1口当たりの受取分配金額が減少する可能性があります。更に、当該新投資口の発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受け本投資証券の市場価格が下落する可能性があります。

本投資法人の運用方針に関するリスク

(イ) 投資対象を産業用不動産に特化していることによるリスク

本投資法人は、インダストリアル不動産及びインフラ不動産からなる産業用不動産を投資対象としており、この投資対象の特性による特有のリスクを有しています。

a. 産業用不動産全体に対する需要が減少するリスク

産業用不動産は、歴史的に工場・研究所の立地件数や設備投資額等について、景気動向の影響を受けています。したがって、今後の我が国の景気動向、為替動向、人口推移、国際競争力、生産活動の海外移転等の進捗状況等の如何によっては、本投資法人が投資対象とする産業用不動産に対する全般的需要が減少し、その結果、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

b. 特定の種類の産業用不動産に対する需要が減少するリスク

産業用不動産全体に対する需要が減少しない場合でも、今後の我が国の産業構造、交通・通信・エネルギーその他のインフラのあり方の変化等により、特定の種類の産業用不動産に対する需要が低下し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、産業用不動産には、ガスターミナル、発電所その他の天然資源等の需給変動により当該施設に対する需要が減少し、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性もあります。

c. 個別の産業用不動産に対する需要が減少するリスク

産業用不動産全体又は特定の種類の産業用不動産に対する需要が減少しない場合でも、個別の産業用不動産に対する需要が減少する可能性もあります。例えば、ある産業用不動産の周辺地域の宅地化・市街地化、周辺のインフラの利便性の低下、将来の生産活動、物流及び交通・通信・エネルギーその他のインフラのあり方の変化による特定の産業用不動産の用途適合性の低下、喪失等を理由として当該不動産の産業用不動産としての価値が損なわれ、その結果、当該産業用不動産に対する賃借需要が後退し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

d. 用途が限定されていること及び単一賃借人、少数賃借人物件であることによるリスク

産業用不動産は、インダストリアル不動産、インフラ不動産いずれについても、特定の又は特殊な用途に適合するように建設され、用途の変更が困難である場合が多く、多くの場合、物件の特性から賃借人となりうる者が限定されることとなります。したがって、既存の賃借人が退去した場合、オフィス、住居、商業施設などに比べ、代替賃借人となりうる者が限定され、代替賃借人が入居するまでの非稼働期間が長期化する可能性があります。

また、本投資法人の運用資産は、産業用不動産としての特性から、すべて、単一の賃借人又は少数の賃借人が物件全体を賃借する形態となっており、今後の取得資産についても同様のケースが多いと考えられます。

したがって、これらの賃借人が退去した場合、賃貸スペースの広さ等から、代替賃借人となりうる者が限定され、代替賃借人が入居するまでの空室期間が長期化する可能性があります。

これらの結果、当該物件の稼働率が大きく減少したり、代替賃借人確保のために賃料水準を引き下げざるを得なくなることがあり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

e. 環境関連法による規制及び環境関連法規制の変更に関するリスク

産業用不動産においては、立地の特性及び施設の用途から、土壌汚染や地下水汚染又は有害物質使用等の問題が生じる可能性が比較的高く、土壌汚染対策法等様々な環境関連法規制の対象となっており、問題が生じた場合は本投資法人が責任を負担することになる可能性があります。また、環境関連法規制が強化された場合には、かかる規制を遵守するために、本投資法人が多大なコストを負担することになる可能性があります。本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

f. 産業用不動産に関する法規制等に伴うリスク

産業用不動産は、環境関連法規制に加え、用途に応じた多くのかつ厳格な安全規制などの様々な法規制の対象となっています。これらの規制については今後強化される可能性が高く、このような規制強化により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性もあります。また、産業用不動産に関する用途規制、地域規制等の変更・強化により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

g. 産業用不動産固有の事故等に関するリスク

本投資法人が投資対象とする産業用不動産においては、工場操業、危険物の運送その他の本質的に危険性のある活動が行われる場合があります。万が一、運用資産において、火災、爆発その他の事故（以下「事故等」と総称します。）が発生した場合、不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するために多額の費用を要したり、一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主が損失を被る可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されていない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない事故等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額される若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。

また、インフラ不動産の場合公衆が多数利用する場合も想定され、事故等が発生し第三者に損害を与えた場合、本投資法人に故意又は過失がない場合であっても、本投資法人も民法上の土地工作物責任等の理論により、責任を負担する可能性があります。その結果、本投資法人に損害が生じる可能性があります（詳しくは、後記「不動産及び信託受益権に関するリスク（二）不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク」をご参照下さい。）。

更に、本投資法人の運用資産において事故等が発生した場合、本投資法人が法的責任を負担しない場合又は損害が損害保険等によって填補され実害が生じない場合等であっても、事故等が生じたことから資産を保有する本投資法人に対する社会からの評価（いわゆるレピュテーション）が低下し、その結果、投資主が損失を被る可能性もあります。

(ロ) 公的セクターに対する投資が予定通り進捗しないリスク

本投資法人は、現在公的セクターが保有している産業用不動産についても、将来本投資法人のような民間セクターによる取得・保有ニーズが増加するものと考え、このような公的セクターが現在保有している産業用不動産への投資を検討していくこととしています。

しかし、公的セクターが保有している産業用不動産の取得に当たっては、法規制の改正その他の規制緩和、政府、地方公共団体その他の諸機関との調整を必要とする場合があり、このような場合において、かかる規制緩和、調整が本投資法人の想定通り進捗するとは限りません。

したがって、本投資法人の投資方針にもかかわらず、これらの産業用不動産を予定通り取得できないリスクがあります。

また、公的セクターが保有している産業用不動産を取得できたとしても、政府、地方公共団体その他の諸機関によって、賃料等が規制される可能性があり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

更に、公的セクター以外が保有している場合であっても、産業用不動産固有の法的、経済的、事実上の制約により、本投資法人の投資方針にもかかわらず、これらの産業用不動産を予定通り取得できないリスクがあります。

(ハ) 少数の賃借人に依存していることによるリスク

本投資法人の運用資産のうち相当部分は、少数の賃借人へ賃貸されており、本投資法人の収入は、かかる賃借人に大きく依存しています。したがって、これらの賃借人の営業状況、財務状況が悪化し、賃料支払が遅延したり、物件から退去した場合には、本投資法人の収益等に大きな悪影響が生じる可能性があります。

(ニ) 運用資産の立地の地域的な偏在及び種類の偏在に関するリスク

本投資法人の本投資法人が保有する信託受益権の取得価格の総額に占める東京圏所在の物件の割合は、本書の日付現在約 82%となっており、東京圏における産業構造の変化、経済情勢の悪化、地震その他の災害等により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

また、今後の運用次第では、本投資法人の運用資産の立地にその他の地域的な偏在が生じたり、特定の種類の不動産の割合が高くなる可能性もあります。地域的な偏在が生じた場合には、上記同様、当該地域に特有の事由により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。また、特定の種類に利用される不動産の割合が高くなった場合には、当該特定の種類に特有の事由により（詳しくは、前記「(イ) 投資対象を産業用不動産に特化していることによるリスク b. 特定の種類の産業用不動産に対する需要が減少するリスク」をご参照下さい。）、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

(ホ) 本投資法人の成長戦略に関するリスク

本投資法人は、保有資産の拡大に当たって、本資産運用会社による積極的な提案型の物件取得活動を行っていますが、かかる活動が成果を上げるとは限りません。また、本投資法人は、稼働率の低い物件や未竣工の物件の場合にはフォワードコミットメントにより物件を取得する仕組みを三菱商事株式会社その他の適切と考えるパートナーと構築すべく取り組んでおりますが、本投資法人が希望する場合にかかるとの仕組みが構築できない可能性もあります。

更に、本投資法人は、三菱商事株式会社等との協働による物件の取得を、外部成長戦略の一つとしていますが、三菱商事株式会社等との間でかかる協働関係を規律する契約は存在しません。

したがって、本投資法人は、三菱商事株式会社等から本投資法人が適切であると判断する物件を必ずしも希望通り取得できるとは限りません。

また、本投資法人は、運用資産について、施設拡張工事・改築等を実施することを内部成長戦略の一つとしていますが、法規制上の制限その他の理由により、必ずしも本投資法人の希望する工事・改築等が行えるとは限りません。

(ヘ) 不動産を取得又は処分できないリスク

本投資法人が投資対象とする産業用不動産のうちインダストリアル不動産については、一般的に、オフィス、住宅、商業施設といった他の種類の不動産に比べて取得機会が少なく、また、インフラ不動産については、未だその流通市場が形成されているとはいえません。他方、不動産投資信託その他の不動産ファンド及びその他の投資家等による不動産に対する投資は一般的に活発化する傾向にあり、産業用不動産への需要も拡大する可能性があります。したがって、本投資法人は、必ずしも、希望する不動産等を取得することができるとは限りません。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性もあります。更に、本投資法人が不動産等を取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性もあります。

(ト) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

新投資口の発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行並びにそれらの条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で新投資口の発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかったり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、更には資金繰りがつかなくなる可能性があります。

また、本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、運用資産に担保を設定することとなったり、規約の変更が制限される等の可能性があります。このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、借入れ及び投資法人債の金利は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は、本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(チ) 敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人は、運用資産の賃借人が無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を運用資産の取得資金の一部として利用する場合があります。ただし、敷金又は保証金を本投資法人が利用する条件として、本投資法人が敷金又は保証金の返還債務を負う場合があります、当該返還債務の履行に必要な資金を借入れ等により調達する可能性があります。その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

(イ) 三菱商事株式会社及びユービーエス・エイ・ジーへの依存、利益相反に関するリスク

三菱商事株式会社及びユービーエス・エイ・ジーは、本書の日付現在、本資産運用会社の発行済株式総数のそれぞれ51%及び49%を保有し、また、本資産運用会社の役員中数名が三菱商事株式会社及びユービーエス・エイ・ジーの子会社等の出身です。したがって、三菱商事株式会社又はユービーエス・エイ・ジーの利益が本投資法人又は本投資法人の他の投資主の利益と異なる場合、利益相反の問題が生じる可能性があります。三菱商事株式会社又はユービーエス・エイ・ジーは、それぞれ本投資法人が三菱商事株式会社若しくはその関連会社等又はユービーエス・エイ・ジー若しくはその関連会社等から資産を取得する場合、物件の賃貸又はその他の業務を行う場合に、本投資法人に対して影響力を行使する可能性があります。また、本投資法人は、三菱商事株式会社若しくはその関連会社等又はユービーエス・エイ・ジー若しくはその関連会社等と資産の取得等に関し直接又は間接的に競合する場合もあります。かかる場合、本投資法人の業務、財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。本投資法人の投資口価格や分配金が減少する可能性があります。

(ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、執行役員及び監督役員から構成される役員会において重要な意思決定を行い、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者、特に本資産運用会社の能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を維持できる保証はありません。また、投信法は、本投資法人の執行役員及び監督役員並びに本投資法人の関係者に関する義務及び責任を定めていますが、これらの本投資法人の関係者が投信法その他の法令に反し、又は、法定の措置をとらないときは、投資主に損害が発生する可能性があります。

また、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）、本投資法人のために忠実に職務を遂行する義務（忠実義務）、利益相反行為を行わない義務、その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。特に、本投資法人のために資産の運用を行う本資産運用会社において、その利害関係者のために本投資法人の利益を害する取引が行われるリスクがあり、本資産運用会社では、かかるリスクに適切に対処するための社内規程（自主ルール）として、利害関係者取引規程を定めています（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。）が、かかる対策が完全に機能するとは限りません。なお、投信法上、資産運用会社は、複数の投資法人等の資産運用を受託することを禁じられてはならず、本投資法人の資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社は、本投資法人のほか、日本リテールファンド投資法人からも資産の運用を受託しています。本資産運用会社は、それぞれの資産の運用に際して利益相反が生じることをないように、投資法人間の利益相反防止のためのチェックリストを作成し（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。）、本投資法人に係る資産運用に従事するインダストリアル本部と日本リテールファンド投資法人に係る資産運用に従事するリテール本部を独立させ、両本部の間にはチャイニーズウォールを設けていますが、かかるチェックリスト及びウォールが想定通り機能しない場合もあり得ます。また、ミドル・オフィス部門及びバック・オフィス部門においてはかかる区別はなされていません。また、本資産運用会社のインダストリアル本部のみならずリテール本部において不適切な行為が行われた場合、行政処分が本資産運用会社に対して課せられ、その結果、本投資法人の資産運用に悪影響を与える可能性や、本投資法人のレピュテーションも低下する可能性があります。

このほかに、本資産運用会社又は本投資法人若しくは運用資産である信託受益権に関する信託受託者から委託を受ける業者として、PM 会社、建物の管理会社等があります。本投資法人の収益性の向上のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところも大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他の義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 本資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人は、資産運用を本資産運用会社に委託しており、その運営は、本資産運用会社の人材に大きく依存しています。したがって、本資産運用会社の人材が失われた場合、本投資法人の運営に悪影響をもたらす可能性があります。

(ニ) 本投資法人の歴史が浅いことによるリスク

本投資法人は平成 19 年 3 月 26 日に設立され、本資産運用会社は同年 4 月 11 日より本投資法人についてその資産の運用に係る業務を開始しましたが、未だ実績が乏しく過去の実績を的確に評価することは困難です。本資産運用会社は、日本リテールファンド投資法人についての運用実績を有していますが、本投資法人に関する今後の運用実績とは無関係であり、日本リテールファンド投資法人の運用実績に基づいて本投資法人に関する今後の運用実績を予測することはできません。

(ホ) インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク

本書の日付現在、投資証券は上場株券等と異なり、金商法に定めるいわゆるインサイダー取引規制の対象ではありません。

本投資法人及び本資産運用会社は、その内部規則において、役職員が金商法で禁じられているインサイダー取引に類似の取引を行わないよう規制し、役職員の行う本投資法人の発行する投資証券の取得及び譲渡に関する手続も定めていますが、本投資法人及び本資産運用会社の役職員等がかかる規則を遵守せずにインサイダー取引に類似の取引を行った場合には、本投資証券に対する一般の信頼を害し、ひいては市場価格の下落や本投資証券の流動性の低下等の悪影響をもたらす可能性があります。

(ヘ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定めた、より詳細な投資方針、ポートフォリオ構築方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらに変更される可能性があります。

(ト) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法（平成 16 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）（以下「破産法」といいます。）上の破産手続、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。その後の改正を含みます。）（以下「民事再生法」といいます。）上の再生手続及び投信法上の特別清算手続（投信法第 164 条）に服する可能性があります。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります（投信法第 216 条）。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産の分配に与ることによってしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。

不動産及び信託受益権に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針 (2) 投資対象 投資対象とする資産の種類」に記載の通り、不動産等及び不動産関連資産です。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合とほぼ同様の経済的状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託受益権特有のリスクについては、後記「(ツ) 不動産を信託受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照下さい。

(イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等が存在している可能性があり、また、かかる欠陥、瑕疵等が取得後に判明する可能性もあります。本投資法人は、状況によっては、前所有者に対し一定の事項につき表明及び保証を要求し、瑕疵担保責任を負担させる予定ですが、表明及び保証又は瑕疵担保責任を負担させることができない可能性があるほか、負担させた場合においてかかる表明及び保証が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及できたとしても、これらの責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もあります。このようなリスクは前所有者が特別目的会社である場合により高いと考えられるところ、本投資法人の本書の日付現在において、IIF 羽田空港メインテナンスセンターを除く運用資産の前信託受益者はいずれも特別目的会社です。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるをえなくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

また、本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法上、宅地建物取引業者とみなされるため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。したがって、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主が損失を被る可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

また、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。更に、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上可能な範囲で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

(ロ) 賃貸借契約に関するリスク

a. 賃貸借契約の解約リスク、更新がなされないリスク

賃借人が賃貸借契約上解約権を留保している場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約が終了したり、また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあるため、当該不動産の稼働率が低下し、賃料収入が減少することがあります。なお、解約禁止条項、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合でも、裁判所によって解約ペナルティが減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

以上のような事由により、賃料収入が減少した場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。

b. 賃料不払に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産法上の破産手続、民事再生法上の再生手続若しくは会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。その後の改正を含みます。）（以下「会社更生法」といいます。）上の更生手続その他の倒産手続（以下、併せて「倒産等手続」と総称します。）の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があります。この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況になった場合には、投資主が損失を被る可能性があります。

c. 賃料改定に係るリスク

不動産賃貸借契約においては、契約期間が長期間であっても、多くの場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しが行われます。

したがって、このような見直しが行われた場合には、本投資法人が締結する賃貸借契約が長期のものであっても、本書に記載の賃料が維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉如何によっては、必ずしも、規定通りに賃料を増額できるとは限りません。

d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物質貸借契約において借地借家法（平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができます。請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。

(八) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、津波、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」と総称します。）により不動産が滅失、毀損又は劣化し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、毀損又は劣化した箇所を修復するために多額の費用を要したり、一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主が損失を被る可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されていない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額される若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。

(二) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

運用資産である不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等に損害を与えた場合に、本投資法人に損害賠償義務が発生する可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上の土地工作物責任等の理論により、無過失責任を負うことがあります。不動産の個別事情により保険契約が締結されていない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額される若しくは遅れる場合には、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

また、不動産につき毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要し、修繕のために一定期間建物を不稼働とすることを余儀なくされる場合には賃料収入が減少する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

(ホ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物（現に建築中のものを含みます。）又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています（いわゆる既存不適格）。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、追加的な費用負担が必要となる可能性があります。また、現状と同規模の建物を建築できない可能性があります。

また、不動産に係る様々な行政法規や各地の条例による規制が運用資産である不動産に適用される可能性があります。例えば、都市計画法、地方公共団体の条例による風致地区内における建築等の規制、河川法（昭和39年法律第167号。その後の改正を含みます。）による河川保全区域における工作物の新築等の制限、文化財保護法（昭和25年法律第214号。その後の改正を含みます。）に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。更に、運用資産である不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し収益が減少する可能性があります。また、当該不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建物を建築できない可能性があります。

(ヘ) 法令の制定・変更に関するリスク

土壤汚染対策法のほか、将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があります。更に、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(ト) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機状態にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取消（詐害行為取消）される可能性があります。また、本投資法人が不動産を取得した後、売主について倒産等手続が開始した場合には、不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者（以下、本項において「買主」といいます。）から更に不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主との間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主と買主との間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

本投資法人は、管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等について諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等を回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

更に、取引の態様如何によっては売主と本投資法人との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性（いわゆる真正譲渡でないといみなされるリスク）もあります。

(チ) 転貸に関するリスク

本投資法人の運用資産である不動産の賃借人（転借人を含みます。）に、不動産の一部又は全部を転貸する権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居する賃借人を自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があるほか、賃借人の賃料が、転借人の賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される旨規定されている場合等には、かかる敷金等の返還義務が、賃貸人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃貸人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リ) マスターリース契約に関するリスク

本投資法人は、マスターレシーが本投資法人又は信託受託者とマスターリース契約を締結した上で、各転借人に対して転貸するマスターリースの形態をとる物件を取得することがあります。

マスターリースの形態をとる物件においてマスターレシーの財務状況が悪化した場合、転借人がマスターレシーに賃料を支払ったとしても、マスターレシーの債権者がマスターレシーの転借人に対する賃料債権を差し押さえる等により、マスターレシーから本投資法人又は信託受託者への賃料の支払が滞る可能性があります。

(ヌ) 賃借人等による不動産の利用状況に関するリスク

不動産の賃貸借においては、日常の管理等が賃借人等に委託されている場合が多く、そうでない場合であっても、賃借人等による不動産の利用状況等により、当該不動産の資産価値、ひいては本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。

(ル) 共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との共有物件である場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため（民法第 252 条）、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため（民法第 249 条）、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性（民法第 256 条）、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性（民法第 258 条第 2 項）があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

上記の分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は 5 年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者が倒産等手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができることとされています。ただし、共有者は、倒産等手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第 52 条、会社更生法第 60 条、民事再生法第 48 条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有者間において、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与し、当該他の共有者からその対価を受領する旨の合意をする場合がありますが、かかる場合、共有者の収入は賃貸人である他の共有者の信用リスクに晒されることとなります。これを回避するために、賃借人からの賃料を、賃貸人ではない共有者の口座に払い込むように取り決めることがあります。かかる取決めによっても、賃貸人である他の共有者の債権者により当該他の共有者の各賃借人に対する賃料債権が差し押さえられることもあり、他の共有者の信用リスクは完全には排除されません。また、複数の共有者が、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与する場合、かかる複数の共有者の他の共有者に対する賃料分配債権が不可分債権と解される可能性があり、共有者はかかる他の共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の低下要因が増す可能性があります。

(ヲ) 区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（エントランス部分等）及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び規約（規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。規約の設定、変更及び廃止は、集会において区分所有者及び議決権（規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各 4 分の 3 以上の決議が、また、建替え決議をする場合には集会において区分所有者及び議決権の各 5 分の 4 以上の多数の決議が必要とされる等（区分所有法第 31 条、第 62 条）、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をする場合があることは、共有物件の場合と同様です。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第 22 条）。ただし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります（区分所有法第 23 条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの一筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の低下要因が増す可能性があります。

(ワ) 借地物件に関するリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自らが所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払、その他による解除、その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合（借地借家法第 13 条）を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

また、本投資法人又は信託受託者が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人又は信託受託者は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

更に、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります（ただし、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。）。

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の低下要因が増す可能性があります。

(カ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物（共有持分、区分所有権等を含みます。）を第三者から賃借の上又は信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、賃借人へ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、上記(ワ)の借地物件の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該受託者と賃借人との間の転貸借契約も終了するとされているため、賃借人から、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

(コ) 使用許可を取得した敷地上に所在する物件に関するリスク

本投資法人は、国等から、敷地について使用許可を取得した上で、当該敷地上の建物を取得することがあります。かかる使用許可を受けてする敷地の使用については、借地借家法の適用はありません（国有財産法第18条第8項）。また、使用許可には、一定の場合には一方的に使用許可の取消しができるなどの本投資法人に不利益となる条件が付される可能性もあります。このように、使用許可を取得した敷地上に所在する物件については、通常の借地物件とは異なった固有のリスクが存在し、これらの要因により、本投資法人が当該物件の使用収益を継続できなくなったり、収益性が低下する可能性があります。なお、本投資法人の保有する資産のうち、IIF羽田空港メンテナンスセンターは、国からこのような使用許可を取得した敷地上に所在する物件です。

(タ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結する可能性があります。また、本投資法人は、規約に定める投資方針に従って、新たな建物を建築する目的で更地を購入したり、不動産の開発を行う特別目的会社に出資を行う可能性もあります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合とは異なり、様々な事由により、開発が遅延し、変更され、又は中止されることにより、売買契約通り物件の引渡しを受けられない可能性その他の不動産の開発に係る各種リスク（開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格変動リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等）を負担する可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担する若しくは被る可能性があり、その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(レ) 埋立地に関するリスク

本投資法人が投資対象とする産業用不動産は埋立地に立地することがありますが、埋立地には、埋立に使用した土壌に含まれることのある汚染物質に関するリスク、高潮その他の災害、海面上昇等による被害を受けやすいリスク、液状化リスク等の特有のリスクがあります。これらの理由により当該不動産が損害を被った場合、当該不動産の価値が下落し、投資主が損失を被る可能性があります。

(ソ) 有害物質に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性や、近隣の施設や賃借人の活動によりかかる有害物質で当該土地が汚染される可能性があり、これらの場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があります。なお、土壤汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。

この場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があり、また、本投資法人は、支出を余儀なくされた費用について、その原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。

特に、本投資法人が投資対象とする産業用不動産の場合、立地が工場跡地、工業地域内等の土壤汚染が懸念される地域であったり、当該産業用不動産において土壤汚染を惹起する可能性のある活動が行われていることもあり、上記リスクは他の資産を取得する場合に比して相対的に高いものとなることがあります。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか又は使用されている可能性がある場合や PCB 廃棄物が保管されている場合等には、当該建物の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的若しくは部分的交換が必要となる場合又は有害物質の処分若しくは保管が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人に係る損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

(ツ) 不動産を信託受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

本投資法人は、不動産を信託受益権の形式で取得することがあります。

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権又は地上権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的にはすべて受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、信託受益権の保有に伴い、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的に同じリスクを負担することになります。

信託契約においては信託受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。更に、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権は原則として私法上の有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、有価証券のような流動性がありません。

信託法（大正 11 年法律第 62 号。その後の改正を含みますが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）による改正前のもの）及び信託法（平成 18 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。）上、信託受託者が倒産手続の対象となった場合に、信託受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があり、仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、当該不動産が信託受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

更に、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の瑕疵担保責任を負担する場合には、信託財産の受託者が、かかる瑕疵担保責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主が損害を被る可能性があります。

借地権が信託財産となっている場合において、当該借地の所有者から信託受益権の譲渡に関して承諾を得なければならないものとされている場合において当該借地の所有者が当該承諾をしない場合においても、信託受益権の譲受人は、当該借地の所有者に対して、借地借家法上の借地非訟手続きを利用することはできません。

本投資法人が信託受益権を準共有する場合、共有物件とほぼ同様のリスクが存在します。まず、準共有する信託受益権の行使については、それが信託財産の管理に関する事項である場合、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、準共有者の過半数で行うものと解されるため（民法第 264 条、民法第 252 条）、持分の過半数を有していない場合には、当該信託受益権の行使について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、準共有持分の処分は、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、単独所有する場合と同様に自由に行えると解されていますが、準共有する信託受益権については、準共有者間で準共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、準共有者がその準共有持分を第三者に売却する場合に他の準共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。IIF 東雲ロジスティクスセンターは、このような信託受益権を準共有している物件であり、受益者間協定書においてかかる定めを設けています（後記「5 運用状況 (2) 投資資産 その他投資資産の主要なもの (二) 個別物件の概要 L-1 IIF 東雲ロジスティクスセンター」をご参照下さい。）。準共有する信託受益権については、単独保有する場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、減価要因となる可能性があります。

税制に関するリスク

(イ) 導管性要件に関するリスク

税法上、「投資法人にかかる課税の特例規定」により一定の要件（以下「導管性要件」といいます。）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、投資法人による利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。本投資法人は、導管性要件を満たすよう努めていますが、今後、下記に記載する要因又はその他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす、本投資証券の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。なお、導管性要件に関しては、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い 投資法人の税務 (イ) 利益配当等の損金算入」をご参照下さい。

a. 会計処理と税務処理との取扱いの差異によるリスク

導管性要件のひとつに配当等の額が配当可能所得の 90%超（又は金銭の分配の額が配当可能額の 90%超）であることという要件（以下「支払配当要件」といいます。）があり、投資法人の会計上の利益と税務上の所得との比較により支払配当要件の判定を行うこととされています。したがって、会計処理と税務上の取扱いの差異により、この要件を満たすことが困難となる場合があります。

b. 借入れにかかる導管性要件に関するリスク

導管性要件のひとつに適格機関投資家（金商法第 2 条第 3 項第 1 号。ただし、租税特別措置法施行規則第 22 条の 19 第 1 項に規定するものに限ります。）以外の者から借入れを行っていないことという要件があります。したがって、本投資法人が何らかの理由により適格機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合、又はこの要件の下における借入金の税法上の定義が不明確であるため、テナント等からの入金等が借入金に該当すると解釈された場合においては、導管性要件を満たせないこととなる可能性があります。

c. 投資主の異動について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

導管性要件として事業年度の終了時において同族会社に該当していない（発行済投資口総数及び議決権総数の 50%超が 3 人以下の投資主及びその特殊関係者により保有されていない）こととする要件、及び事業年度の終了時において発行済の投資口が 50 人以上の者によって所有されていることとする要件があります。本投資法人の投資口は東京証券取引所に上場されていますが、本投資証券が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、結果としてこれらの要件が満たされなくなる可能性があります。

(ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により税務否認等の更正処分を受けた場合には、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約における投資制限において、その有する特定資産の価額の合計額に占める、特定不動産の価額の合計額の割合を 100 分の 75 以上とすること（規約第 13 条第 2 項）としています。本投資法人は、上記内容の運用方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の登録免許税の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(二) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資証券に係る利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資証券の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

その他

専門家の意見への依拠に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在又は将来において当該鑑定評価額や調査価格により当該不動産の売買が可能であると保証又は約束するものではありません。

建築物環境調査報告書、土壌環境評価報告書も、個々の調査会社が行った分析に基づく意見の表明であり、評価方法、調査の方法等によってリスク評価の内容が異なる可能性があります。また、かかる報告書は、取得資産に関して特に問題点が指摘されているようなものはないとの調査結果を得ていますが、専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、土壌汚染等の環境上の問題が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、マーケットレポート等により提示される第三者によるマーケット分析は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け等と一致するとは限りません。同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査分析会社、分析方法又は調査方法若しくは時期によってマーケット分析の内容が異なる可能性があります。

建物状況調査報告書の作成者並びに確認検査機関からは特に問題点が指摘されているようなものはないとの調査結果が記載された報告書を得ていますが、建物の状況及び構造に関して専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出される PML は、個々の専門家の分析に基づく予想値であり、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人及び本資産運用会社は、以上のような投資リスクを踏まえ、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう以下のリスク管理体制を整備しています。

しかし、当該リスク管理体制については、十分に効果があることが保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主に損害が及ぶおそれがあります。

本投資法人は、執行役員 1 名及び監督役員 2 名により構成される役員会により運営されています。かかる役員会については、役員全員の出席のもと開催できるよう期初において半年間の予定を作成して日程を確保の上、毎月 2 回開催します。本投資法人は、役員会において、本資産運用会社に、運用状況の報告と共に資産運用に関連する各種議案の説明を求めており、同社による資産運用業務の状況を確認しています。その上で、法令遵守状況に係る監視機能を強化するため、原則として役員会には毎回顧問法律事務所へも出席を求めています。また、財務諸表承認決議の役員会においては、顧問法律事務所と共に会計監査人の出席を求め、法令遵守や内部管理態勢の状況について十分なる議論を行います。

更に、半年に一度、定期的に各一般事務受託者及び資産保管会社から執行状況、法令遵守や内部管理態勢等について報告させることとしています。

加えて、監督役員による監視機能の実効性を高めるため、外部専門家を活用し監督役員主導による業務監査を実施することとしています。

一方、本投資法人の委託を受けた本資産運用会社では、以下のような重層的かつ相互牽制的な検証システムを通じて、投資運用に係るリスクその他のリスク等について、各リスクの内容と程度に合わせて、必要・適正なレベルで、複数の検証システムによる管理を行っており、重要な事項は取締役会に報告されています。

まず、本資産運用会社は、インダストリアル本部不動産投資部において、資産の取得又は処分に伴う各種リスク（主に不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク、売手の倒産に伴うリスク、共有物件に伴うリスク、開発物件に関するリスク、有害物質に関するリスク）について、同本部不動産運用部において、資産の運用管理に伴う各種リスク（主に賃貸借契約に関するリスク、災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク、不動産にかかる所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク）について、同本部財務部において、本投資法人の資金調達等に関する各種リスクについて、それぞれ管理を行います。これらの各担当部門におけるリスク管理に加え、業務管理部が、各担当部門から独立した立場で投資検討委員会、運用検討委員会及びリスク管理委員会の事務局としての役割を果たすとともに、全社的な立場からリスク管理に関するノウハウの共有、蓄積を行い、各担当部門におけるリスク管理の方法等について提案を行います。

次に、本資産運用会社は、本投資法人の資産運用に際して、資産の取得時にモニターすべきリスク項目を投資検討委員会において、資産の運用管理にモニターすべきリスク項目を運用検討委員会において、それぞれ検証し、また同時にそれらのリスクに対する対応策を決定しています。なお、各委員会の内容については、前記「1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 投資法人の運用体制」もご参照下さい。

更に、社長、副社長、経営企画本部長、経営企画部長、業務管理部長及びコンプライアンス室長を常任委員として構成されるリスク管理委員会が、原則として3か月に1度開催され、本投資法人の資産の運用に関する不動産投資リスクや運用リスク、本資産運用会社の業務運営に関する事務リスク及びシステムリスクについて適時に把握、検討し、必要な対応策及び管理方針を策定する体制にあります。

常勤監査役は、投資検討委員会、運用検討委員会及びリスク管理委員会のそれぞれに出席し、意見を述べるすることができます。

また、内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に内部監査を実施し、内部監査報告書を作成します。同報告書の指摘事項は、監査役監査及び会計監査人監査における指摘事項とあわせ、コンプライアンス委員会における協議を経て、コンプライアンス・プログラムとして取りまとめられます。内部監査室長は、コンプライアンス委員会の委員として同委員会に出席し、協議を行い、その進捗状況を把握することに努めます。コンプライアンス・プログラムは、取締役会に報告され、その承認を得ます。このプログラムの進捗状況は、コンプライアンス委員会でモニタリングされ、更に取締役会へ報告されています。なお、内部監査室長は、本資産運用会社の社長が兼任しており、監査員として内部監査規程で認められた外部業者を指名した上で、内部監査を実施しています。また、各部門内におけるコンプライアンス担当者により、部門内におけるリスク管理及び業務効率化のためのセルフ・アセスメントを行い、適切な報告体制を取っています。

本資産運用会社では、上記各体制に加えて、コンプライアンス室による法令等遵守に対する点検及び社内規程との整合性の確認、更には利害関係人との利益相反行為の有無等の確認など網羅的な内部牽制により、常勤監査役との連携を図りながらリスク管理体制の充実と実効性の向上を図っています。

また、利害関係者との取引等に関しては、本資産運用会社の社内規程（自主ルール）として、利害関係者取引規程を定め、これを遵守することにより、当該取引を適切に管理し、もって本資産運用会社が本投資法人に対して負う善管注意義務及び忠実義務の履行を十全ならしめる体制を取っています（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。）。

このように、投資リスクに対しては、本投資法人及び本投資法人から委託をうけた本資産運用会社の重層的かつ相互牽制的な検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、最大限の効果の発揮に努めています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第7条）、該当事項はありません。

(3)【管理報酬等】

役員報酬（規約第30条）

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準、支払方法及び支払の時期は、以下の通りとなります。

(イ) 各執行役員の報酬は、月額 80 万円を上限として役員会が定める金額を各月の最終営業日に各執行役員の指定する銀行口座へ振込の方法により、支払うものとします。

(ロ) 各監督役員の報酬は、月額 50 万円を上限として役員会が定める金額を各月の最終営業日に各監督役員の指定する銀行口座へ振込の方法により、支払うものとします。

(注) 本投資法人は、投信法第 115 条の 6 第 7 項に基づき、役員投信法第 115 条の 6 第 1 項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議をもって、法令の限度において、免除することができるものとしています（規約第 48 条）。

資産運用会社への資産運用報酬（規約第 29 条）

資産運用会社に支払う資産運用報酬の計算方法及び支払時期はそれぞれ以下の通りとし、本投資法人は、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込の方法により、当該資産運用報酬を支払うものとします。

(イ) 資産運用報酬の計算方法

a. 各計算期間毎の資産運用報酬

本投資法人の直前の決算期の翌日から 3 か月目の末日までの期間（以下、「計算期間 I」といいます。）及び当該末日の翌日から決算期までの期間（以下、「計算期間 II」といい、「計算期間 I」とあわせて「計算期間」といいます。）毎に下記に定める資産合計額に年率 100 分の 1 を上限として別途合意する料率乗じた額（1 年 365 日として当該計算期間の実日数により日割計算します。）を各計算期間毎の資産運用報酬とします。

(計算期間 I における資産合計額)

このとき、資産合計額は、本投資法人の直前の決算期の貸借対照表（投信法第 131 条第 2 項の承認を受けたもの）に限り、以下、本 a. において「貸借対照表」といいます。）に記載された資産合計額に、当該決算期の翌日から計算期間の末日までの期間に本投資法人が規約第 11 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項所定の資産（以下、本 a. において「主要投資対象資産」といいます。）を取得又は処分したときは、当該期間中に取得した主要投資対象資産の取得価格の合計(X)と同期間中に処分した主要投資対象資産の直近の貸借対照表価格の合計(Y)との大小により、以下に定める金額を加減して算出した額とします。

XがYより大きいか等価の場合、XとYとの差額を加えます。

XがYより小さい場合、処分した主要投資対象資産の売却価格の合計(Z)とYとの差額を加えます(差額が負の値の場合はその絶対値を減じる)。

(計算期間Ⅱにおける資産合計額)

このとき、資産合計額は、計算期間Ⅱの末日を基準とした決算期の貸借対照表に記載された合計資産額とします。

b. 資産取得に係る報酬

本投資法人は、本投資法人が不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産を取得したとき、当該不動産又は当該特定資産の裏付けとなる不動産の取得価額に100分の2を上限として別途合意する料率を乗じて計算した額を資産取得に係る報酬とします。

c. 資産処分に係る報酬

本投資法人は、本投資法人がその保有する不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産を処分したとき、当該不動産又は当該特定資産の裏付けとなる不動産の処分価額に1000分の15を上限として別途合意する料率を乗じて計算した額を資産処分に係る報酬とします。

(ロ) 資産運用報酬の支払時期

a. 各計算期間毎の資産運用報酬

各計算期間の翌々月の末日までに資産運用会社の指定する口座に入金する方法で支払うものとします。

b. 資産取得に係る報酬

当該不動産又は当該主として不動産を裏付けとする特定資産を取得した日の属する月の翌月末までに資産運用会社の指定した口座に入金する方法で支払うものとします。

c. 資産処分に係る報酬

当該不動産又は当該主として不動産を裏付けとする特定資産を処分した日の属する月の翌月末までに資産運用会社の指定した口座に入金する方法で支払うものとします。

資産保管会社及び一般事務受託者への支払手数料

(イ) 資産保管会社の報酬

a. 本投資法人は委託業務の対価として資産保管会社に対し、以下の計算式に基づき計算された額を上限とする業務手数料並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を支払うものとします。ただし、別途定める役割分担表に定めのない業務に対する手数料は、本投資法人と資産保管会社が協議の上決定するものとします。

- b. 手数料金額は、以下の計算式により計算した月額手数料の合計金額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額とします。

計算期末月（6月、12月）	各月末時点における本投資法人の貸借対照表上の資産の部の合計額×0.03%÷12
計算期末月を除く各月	各月末時点における本投資法人の合計残高試算表上の資産の部の合計額×0.03%÷12

- c. なお、計算対象月における資産保管会社の委託業務日数が1か月に満たない月の月額手数料については、当該月における資産保管会社の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出するものとします。資産保管会社の委託業務日に当該月の末日が含まれない場合は、前月末の貸借対照表上又は合計残高試算表上の資産の部の合計額に対して上記計算式を用いて計算するものとします。
- d. 上記計算により算出された手数料金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- e. 資産保管会社は、本投資法人の計算期間毎に、前記 a.乃至 d.に基づき業務手数料並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を計算の上本投資法人に請求し、本投資法人は請求を受けた月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに資産保管会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）により支払うものとします。

(ロ) 一般事務受託者の報酬

- a. 本投資法人は委託業務の対価として一般事務受託者に対し、以下の計算式に基づき計算された額を上限とする業務手数料並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を支払うものとします。ただし、別途定める役割分担表に定めのない業務に対する手数料は、本投資法人と一般事務受託者が協議の上決定するものとします。
- b. 手数料金額は、以下の計算式により計算した月額手数料の合計金額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額とします。

計算期末月（6月、12月）	各月末時点における本投資法人の貸借対照表上の資産の部の合計額×0.09%÷12
計算期末月を除く各月	各月末時点における本投資法人の合計残高試算表上の資産の部の合計額×0.09%÷12

- c. なお、計算対象月における一般事務受託者の委託業務日数が1か月に満たない月の月額手数料については、当該月における一般事務受託者の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出するものとします。一般事務受託者の委託業務日に当該月の末日が含まれない場合は、前月末の貸借対照表上又は合計残高試算表上の資産の部の合計額に対して上記計算式を用いて計算するものとします。
- d. 上記計算により算出された手数料金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- e. 一般事務受託者は、本投資法人の計算期間毎に、前記 a.乃至 d.に基づき業務手数料並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を計算の上本投資法人に請求し、本投資法人は請求を受けた月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）により支払うものとします。

(八) 投資主名簿等管理人の報酬

- a. 本投資法人は委託事務代行の対価として投資主名簿等管理人に対し、以下の表に掲げる手数料を支払うものとします。ただし、同表に定めのない事務に対する手数料は、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議の上決定するものとします。
- b. 投資主名簿等管理人は上記 a.の手数料を毎月計算して翌月 20 日までに請求し、本投資法人は請求を受けた月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに投資主名簿等管理人の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替による方法により支払うものとします。

項目	手数料	対象事務
投資主名簿管理料 (基本料)	1. 月末現在の投資主 1 名につき下記段階により区分計算した合計額の 6 分の 1 (月額) 5,000 名まで 390 円 10,000 名まで 330 円 30,000 名まで 280 円 50,000 名まで 230 円 100,000 名まで 180 円 100,001 名以上 150 円 ただし、月額の最低額を 220,000 円とします。 2. 月中に失格となった投資主 1 名につき 55 円	投資主名簿及び投資証券不所持投資主名簿の保管、管理に関する事務 投資証券未引換投資主の管理、名義書換未引取投資証券の保管事務 決算期日における投資主確定並びに投資主リスト、統計諸資料の作成に関する事務 分配金振込指定投資主の管理に関する事務
投資法人債原簿管理料	月額 2,000 円 ただし、発行回次が複数回にわたる場合は、2 回目から 1 回ごとに月額 1,000 円上乗せする	投資法人債原簿の管理及び備置に関する事務
投資法人債原簿作成・変更料	投資法人債原簿作成時ならびに変更ごとに 5,000 円 (謄本交付事務を含む)	投資法人債原簿の作成及び記載事項の変更に関する事務 投資法人債原簿の謄本の交付
名義書換料	1. 名義書換 (1) 書換投資証券枚数 1 枚につき 115 円 (2) 書換投資口数 1 口につき、 から の場合を除き 120 円 保管振替機構名義への書換の場合 100 円 商号変更の提出の際に投資証券上への投資主名表示の変更を行った場合 60 円 合併による名義書換の場合 60 円 2. 投資証券不所持 (1) 不所持申出又は交付返還 1 枚につき 115 円の 2 分の 1 (2) 不所持申出又は交付返還 1 口につき、保管振替機構名義の場合を除き、120 円の 2 分の 1 (保管振替機構の場合 50 円)	投資主の名義書換、質権登録 (抹消) 及び信託財産表示 (抹消) に関し投資証券並びに投資主名簿への記載に関する事項 なお諸届のうち同時に投資証券上への投資主名表示の変更を行った分を含む 投資証券不所持申出・投資証券交付返還による投資主名簿への表示又は抹消に関する事項
分配金計算料	1. 投資主 1 名につき下記段階により区分計算した合計額 5,000 名まで 120 円 10,000 名まで 105 円 30,000 名まで 90 円 50,000 名まで 75 円 100,000 名まで 60 円 100,001 名以上 50 円 ただし、1 回の最低額を 350,000 円とします。 2. 振込指定分 1 件につき 130 円加算	分配金の計算、分配金支払原簿の作成、領収証又は振込通知の作成、振込票又は振込磁気テープの作成、支払済領収証の整理集計、支払調書の作成、特別税率 (分離課税を含む) 及び分配金振込適用等の事務
分配金支払料	1. 分配金領収証又は郵便振替支払通知書 1 枚につき 500 円 2. 月末現在未払投資主 1 名につき 5 円	取扱期間経過後の分配金の支払事務 未払投資主の管理に関する事務
投資証券交換分合料	1. 交付投資証券 1 枚につき 75 円 2. 回収投資証券 1 枚につき 70 円	分割、併合、除権判決、毀損、汚損、満欄、引換、投資証券不所持の申出及び交付・返還等による投資証券の回収、交付に関する事務

項目	手数料	対象事務
諸届受送料	諸届受理 1 件につき 550 円	住所変更、商号変更、代表者変更、改姓名、常任代理人等の投資主名簿の記載の変更を要する届出及び事故届、改印届、分配金振込指定書の受理並びに特別税率（分離課税を含みます。）及び告知の届出の受理に関する事務 ただし、名義書換料を適用するものを除きます。
諸通知封入発送料	1. 封入発送料 (1) 封書 機械封入の場合 封入物 2 種まで 1 通につき 25 円 1 種増すごとに 5 円 加算 手作業封入の場合 封入物 2 種まで 1 通につき 35 円 1 種増すごとに 10 円 加算 (2) はがき 1 通につき 15 円 ただし、1 回の発送につき最低額を 30,000 円とする 2. 書留適用分 1 通につき 30 円加算 3. 発送差止・送付先指定 1 通につき 200 円 4. 振込通知を分配金計算書と分配金振込先確認書に分割した場合 1 件につき 25 円加算 5. ラベル貼付料 1 通につき 5 円	投資主総会招集通知状、同決議通知状、議決権行使書、事業報告書、分配金領収証等投資主総会関係書類の封入発送事務
返戻郵便物整理料	返戻郵便物 1 通につき 250 円	投資主総会招集通知状、同決議通知状、事業報告書等の返戻郵便物の整理、再発送に関する事務
議決権行使書作成集計料	1. 議決権行使書作成料 作成 1 枚につき 18 円 2. 議決権行使書集計料 集計 1 枚につき 25 円 ただし、1 回の集計につき最低額を 25,000 円とする	議決権行使書の作成、提出議決権行使書の整理及び集計の事務
証明・調査料	発行証明書 1 枚、又は調査 1 件 1 名義につき 600 円	分配金支払、投資主名簿記載等に関する証明書の作成及び投資口の取得、移動（譲渡、相続、贈与等）に関する調査資料の作成事務
保管振替制度関係	1. 月末現在の実質投資主 1 名につき下記段階により区分計算した合計額の 6 分の 1（月額） 5,000 名まで 210 円 10,000 名まで 180 円 30,000 名まで 150 円 50,000 名まで 120 円 50,001 名以上 100 円 ただし、月額を最低を 60,000 円とする 2. 月中に失格となった実質投資主 1 名につき 40 円	実質投資主名簿の作成、保管及び管理に関する事務 実質投資主間及び実質投資主と投資主を名寄せする事務 照合用実質投資主データの受理、点検及び実質投資主票との照合並びに実質投資主名簿の仮更新に関する事務 失格した実質投資主の実質投資主名簿及び実質投資主票を管理する事務
実質投資主に関するデータ受送料	1. 実質投資主票登録料 受理 1 件につき 200 円 2. 実質投資主通知受送料 受理 1 件につき 100 円	実質投資主票・同送付明細表に基づき、実質投資主を仮登録する事務 実質投資主通知の受理、点検及び実質投資主票との照合並びに実質投資主名簿の更新に関する事務

本表に定めのない臨時事務（新投資口の発行事務、臨時に行う投資主確定事務及び投資口分布統計表作成事務、商号変更等による投資証券一斉引換事務又は解約に関する事務等）については両当事者協議の上その都度手数料を定めます。

会計監査人報酬（規約第 31 条）

会計監査人に対する報酬は、監査の対象となる決算期毎に 3,000 万円を上限として役員会が定める金額を、その決算期後 3 か月以内に会計監査人の指定する銀行口座へ振込の方法により、支払うものとします。

納税事務に関する一般事務受託者の報酬

法人税確定申告書、法人住民税及び法人事業税の確定申告書並びに消費税確定申告書の作成業務の報酬は、決算期毎に 1,000 万円を上限として本投資法人と納税事務に関する一般事務受託者の協議により別途定める金額を、申告書提出後に発行される請求書の受領日から 1 ヶ月以内に、納税事務に関する一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込の方法により支払うものとします。

(4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、以下の費用について負担するものとします（規約第 32 条）。

運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた業務ないし事務を処理するために要した諸費用又は一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替金の利息若しくは損害金

投資証券の発行に関する費用（券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含みます。）

有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用

目論見書及び（仮）目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用

財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含みます。）

本投資法人の公告に要する費用及び広告宣伝等に要する費用

本投資法人の法律顧問及び税務顧問等に対する報酬及び費用

投資主総会及び役員会開催に係る費用及び公告に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び交付に係る費用

執行役員、監督役員に係る実費及び立替金等

運用資産の取得、管理、売却等に係る費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。）

借入金及び投資法人債に係る利息

本投資法人の運営に要する費用

その他前各号に類する費用で役員会が認めるもの

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは下記の通りです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱いが行われることがあります。

投資主の税務

(イ) 個人投資主の税務

a. 利益の分配に係る税務

個人投資主が投資法人から受け取る利益の分配は、配当所得として取り扱われ、原則 20%の税率により所得税が源泉徴収された後、総合課税の対象となります。配当控除の適用はありません。ただし、上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配は特例の対象となり、個人投資主は金額にかかわらず源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要の選択が可能となります。また、利益の分配に係る源泉徴収税率は、特例により平成 21 年 3 月 31 日までに支払を受けるべきものに関しては 10%（所得税 7%、住民税 3%）、平成 21 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべきものに関しては 20%（所得税 15%、住民税 5%）となります。なお、大口個人投資主（発行済投資口総数の 5%以上を保有）はこれらの特例の対象とはならず、原則通り 20%の税率により所得税が源泉徴収され、総合課税による確定申告が要求されます（平成 21 年 1 月 1 日以後の源泉徴収税率については、平成 20 年度税制改正で変更が予定されています。）。

b. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配は、出資の払戻しとして取り扱われ、この出資払戻額のうち払戻しを行った本投資法人の出資金等に相当する額を超える金額がある場合には、みなし配当（注 1）として上記 a.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、出資払戻額のうちみなし配当以外の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（注 2）として取扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注 3）を算定し、投資口の譲渡損益の額（注 4）を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記 c.の投資口の譲渡における本投資法人の投資口を金融商品取引業者等を通じて譲渡等する場合と原則同様になります。

c. 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益は、株式等の譲渡所得等として原則 20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率による申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の株式等の譲渡所得等との相殺は認められますが、株式等の譲渡所得等の合計額が損失となった場合には、その損失は他の所得と相殺することはできません。ただし、本投資法人の投資口を金融商品取引業者等を通じて譲渡等した場合は、以下の特例の対象となります（平成 21 年 1 月 1 日以後の税率については、平成 20 年度税制改正で変更が予定されています。）。

- i. 申告分離課税の上記 20%の税率は、平成 20 年 12 月 31 日までの譲渡等に関しては 10%（所得税 7%、住民税 3%）となります。
- ii. 本投資法人の投資口の譲渡等により損失が生じた場合において、その損失をその譲渡日の属する年度における他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれないため株式等の譲渡所得等の合計が損失となった場合は、申告を要件に、翌年以降 3 年間にわたりこの損失を株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することが認められます（譲渡損失の繰越控除制度）。
- iii. 金融商品取引業者等における特定口座の源泉徴収選択口座（源泉徴収を選択した特定口座）内において譲渡等した場合の所得に関しては源泉徴収による申告不要の選択が認められます(注 5)。源泉徴収税率は、平成 20 年 12 月 31 日までの譲渡等に対しては 10%（所得税 7%、住民税 3%）、平成 21 年 1 月 1 日以後の譲渡等に対しては 20%（所得税 15%、住民税 5%）となります。

(ロ) 法人投資主の税務

a. 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受け取る利益の分配は、受取配当等として取り扱われ、原則 20%の税率により所得税が源泉徴収されます。ただし、上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配は特例の対象となり、この所得税の源泉徴収税率は平成 21 年 3 月 31 日までに支払を受けるべきものに関しては 7%、平成 21 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべきものに関しては 15%となります。この源泉税は、利子配当等に対する所得税として所得税額控除の対象となります。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません（平成 21 年 1 月 1 日以後の源泉徴収税率については、平成 20 年度税制改正で変更が予定されています。）。

b. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配は、出資の払戻しとして取り扱われ、この出資払戻額のうち払戻しを行った本投資法人の出資金等に相当する額を超える金額がある場合には、みなし配当（注 1）として上記 a.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、出資払戻額のうちみなし配当以外の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（注 2）として取扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注 3）を算定し、投資口の譲渡損益の額（注 4）を計算します。

c. 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

(注1) みなし配当の金額は、次のように計算されます。なお、この金額は、本投資法人からお知らせします。

$$\text{みなし配当の金額} = \text{出資払戻額} - \text{投資主の所有投資口に相当する投資法人の出資金等の額}$$

(注2) 投資口の譲渡に係る収入金額は、以下の通り算定されます。

$$\text{投資口の譲渡に係る収入金額} = \text{出資払戻額} - \text{みなし配当金額(注1)}$$

(注3) 投資主の譲渡原価は、次の算式により計算されます。

$$\text{出資払戻し直前の取得価額} \times \frac{\text{投資法人の出資払戻し総額}}{\text{投資法人の前期末の簿価純資産価額}}$$

この割合は、小数点以下3位未満の端数がある時は切り上げとなります。この割合に関しては、本投資法人からお知らせします。

(注4) 投資口の譲渡損益は、次のように計算されます。

$$\text{投資口の譲渡損益の額} = \text{譲渡に係る収入金額(注2)} - \text{譲渡原価の額(注3)}$$

(注5) 源泉徴収選択口座内における譲渡等に関しては、申告不要の選択をした場合には、譲渡損失の繰越控除制度は適用できません。

投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を損金に算入することが認められています。利益の配当等を損金算入するために留意すべき主要な要件（導管性要件）は以下の通りです。

- a. 配当等の額が配当可能所得の 90% 超（又は金銭の分配の額が配当可能額の 90% 超）であること
- b. 他の法人の株式又は出資の 50% 以上を有していないこと
- c. 適格機関投資家（金商法第 2 条第 3 項第 1 号。ただし、租税特別措置法施行規則第 22 条の 19 第 1 項に規定するものに限りません。）以外の者から借入れを行っていないこと
- d. 事業年度の終了時において同族会社に該当していない（発行済投資口総数及び議決権総数の 50% 超が 3 人以下の投資主及びその特殊関係者により保有されていない）こと（平成 20 年度税制改正により「3 人以下の投資主」は「1 人の投資主」に変更される予定です。）
- e. 発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が 50% を超える旨が投資法人の規約に記載・記録されていること
- f. 事業年度の終了時において発行済の投資口が 50 人以上の者によって所有されていること

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

a. 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税標準額に対して 2% の税率により課されますが、土地に対しては平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までは 1% とされています。ただし、規約において、資産運用の方針として、本投資法人が取得する特定資産のうち特定不動産（不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額が本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を 100 分の 75 以上とする旨の記載があること、借入れは適格機関投資家からのものであること等の要件を満たす投資法人が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得する不動産に対しては、登録免許税の税率が特例により 0.8% に軽減されます（平成 20 年度税制改正により、この特例規定は平成 21 年 3 月 31 日までに延長される予定です。）。

b. 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が課税標準額に対して4%の税率により課されますが、土地及び住宅用の建物に対しては平成18年4月1日から平成21年3月31日までは3%、また住宅用以外の建物に対しては平成18年4月1日から平成20年3月31日までは3.5%とされています。ただし、上記a.の要件を満たす投資法人が平成21年3月31日までに取得する不動産に対しては、特例により不動産取得税の課税標準額が3分の1に軽減されます（倉庫用の土地及び建物に関しては対象外となっています。）。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成19年12月31日現在)

資産の種類	アセット カテゴリー	立地カテゴリー (注1)	地域	保有総額 (百万 円) (注2)	対資産総額比 (%) (注3)
不動産信託 受益権	物流施設及び工 場・研究開発施 設等 (インダストリ アル不動産)	都市近郊型又は 工業集積地型	東京及び東京周辺都市部	46,902	64.3
			大阪・名古屋及び同地域 周辺都市部	1,318	1.8
		独立立地型	その他	-	-
	インフラ施設 (インフラ不動 産)	都市近郊型又は 工業集積地型	東京及び東京周辺都市部	-	-
			大阪・名古屋及び同地域 周辺都市部	18,598	25.5
		独立立地型	その他	-	-
小計				66,819	91.6
預金・その他の資産				6,101	8.4
資産総額				72,921	100.0
負債総額				36,208	49.7
純資産総額				36,713	50.3

(注1) 立地カテゴリーについては、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 物件選定方針 (ロ) 汎用性の分析 <立地カテゴリー>」をご参照ください。

(注2) 保有総額は、平成19年12月31日現在の貸借対照表計上額(不動産信託受益権については、減価償却後の帳簿価額)によっています。

(注3) 負債総額及び資産総額は、帳簿価額を使用しています。

(注4) 小数第2位を四捨五入しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(イ) 保有資産の概要

平成 19 年 12 月 31 日現在、本投資法人が保有する主要な資産の概要は以下のとおりです。

アセット カテゴリ	物件 番号 (注 1)	物件名称	所在地 (注 2)	所有形態	取得価格 (百万円) (注 3)	期末算定 価額 (百万円) (注 4)	帳簿価額 (百万円)	投資 比率 (%)
物流施設	L-1	IIF 東雲ロジスティクスセンター	東京都江東区東雲二丁目 13 番 32 号	不動産信託 受益権	13,700	15,000	13,811	20.8
	L-2	IIF 武蔵村山ロジスティクスセンター	東京都武蔵村山市伊奈平一丁目 26 番地 1 号	不動産信託 受益権	8,000	8,580	8,039	12.1
	L-3	IIF 船橋ロジスティクスセンター	千葉県船橋市西浦二丁目 14 番 1 号	不動産信託 受益権	9,000	10,400	9,024	13.6
	L-4	IIF 野田ロジスティクスセンター	千葉県野田市西三ヶ尾字溜台 340 番 13 他	不動産信託 受益権	6,500	7,110	6,541	9.8
	L-5	IIF 新砂ロジスティクスセンター	東京都江東区新砂三丁目 5 番 15 号	不動産信託 受益権	5,300	5,790	5,353	8.0
	L-6	IIF 厚木ロジスティクスセンター	神奈川県厚木市長谷字依胡田 6 番地 19	不動産信託 受益権	2,100	2,300	2,112	3.2
	L-7	IIF 越谷ロジスティクスセンター	埼玉県越谷市流通団地四丁目 1 番 1 号	不動産信託 受益権	2,000	2,190	2,019	3.0
	L-8	IIF 西宮ロジスティクスセンター	兵庫県西宮市西宮浜一丁目 2 番	不動産信託 受益権	1,300	1,510	1,318	2.0
物流施設小計					47,900	52,880	48,217	72.6
インフラ 施設	I-1	IIF 神戸地域冷暖房センター	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目 8 番 2 号	不動産信託 受益権	18,100	18,300	18,598	27.4
ポートフォリオ合計					66,000	71,180	66,819	100.0

(注 1) 「物件番号」は、本投資法人が保有する資産を L (物流施設)、F (工場・研究開発施設等) 及び I (インフラ施設) の 3 つに分類し、分類毎の取得価格順に番号を付したものです。

(注 2) 「所在地」は、住居表示又は登記簿上に表示されているものを記載しています。

(注 3) 「取得価格」は、売買契約書に記載された売買代金を記載しています。

(注 4) 「期末算定価額」は、平成 19 年 12 月 31 日を価格時点とする本投資法人規約に定める資産評価の方法及び基準並びに社団法人投資信託協会の定める規則に基づき財団法人日本不動産研究所が算定した調査価額に基づいています。

(ロ) ポートフォリオ一覧

本投資法人が保有する信託受益権に係る不動産に関する概要は、以下の通りです。

アセット カテゴリー	物件 番号 (注 1)	物件名称	所在地	建築 時期 (注 2)	賃借 人数 (注 3)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注 4)	敷金・保証金 (百万円) (注 5)	土地面積 (㎡)	総賃貸 可能面積 (㎡) (注 6)	総賃貸 面積 (㎡) (注 7)	稼働 率 (%) (注 8)
物流施設	L-1	IIF 東雲 ロジスティクス センター (注 9)	東京都 江東区	平成 18 年 2 月 8 日	1	795	1,458	16,050.16	27,493.29	27,493.29	100.0
	L-2	IIF 武蔵村山 ロジスティクス センター	東京都 武蔵村山市	平成 15 年 7 月 8 日	1	554	274	32,745.39	40,884.25	40,884.25	100.0
	L-3	IIF 船橋 ロジスティクス センター	千葉県 船橋市	平成 19 年 7 月 19 日	2	(注 10)	月間賃料の 合計額の 6 か月分 (注 10)	26,607.00	42,336.00	42,336.00	100.0
	L-4	IIF 野田 ロジスティクス センター	千葉県 野田市	平成 18 年 3 月 17 日	2	450	225	26,551.63	38,828.10	38,828.10	100.0
	L-5	IIF 新砂 ロジスティクス センター	東京都 江東区	平成 10 年 6 月 12 日	1	328	470	15,615.00	5,741.75	5,741.75	100.0
	L-6	IIF 厚木 ロジスティクス センター	神奈川県 厚木市	平成 17 年 1 月 31 日	1	150	75	5,648.48	10,959.68	10,959.68	100.0
	L-7	IIF 越谷 ロジスティクス センター	埼玉県 越谷市	昭和 60 年 9 月 30 日	1	148	23	8,581.86	10,113.50	10,113.50	100.0
	L-8	IIF 西宮 ロジスティクス センター	兵庫県 西宮市	平成 9 年 5 月 15 日	1	120	90	9,997.84	10,608.00	10,608.00	100.0
インフラ 施設	I-1	IIF 神戸 地域冷暖房 センター	兵庫県 神戸市	平成 2 年 4 月 12 日	1	755	2,494	6,002.21	11,189.36	10,936.16	97.7
ポートフォリオ合計					11	3,926	5,421	147,799.57	198,153.93	197,900.73	99.9

(注 1) 「物件番号」は、本投資法人が保有する資産を L (物流施設)、F (工場・研究開発施設等) 及び I (インフラ施設) の 3 つに分類し、分類毎の取得価格順に番号を付したものです。

(注 2) 「建築時期」は、登記簿上の新築年月日を記載しています。

(注 3) 「賃借人数」は、各信託不動産に係る賃借人の数を記載しており、ポートフォリオ合計欄には、各信託不動産に係る賃借人の数の単純合計を記載しています。

(注 4) 「年間賃料」は、各信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物に係る本投資法人の月間賃料を 12 倍することにより年換算して算出した金額 (複数の賃貸借契約が契約されている信託不動産については、その合計額) を百万円未満を四捨五入して記載しています。したがって、各物件の「年間賃料」の合計がポートフォリオ合計と一致していない場合があります。

(注 5) 「敷金・保証金」は、本投資法人の各信託不動産の取得日における各信託不動産に係る各賃貸借契約書に規定する敷金・保証金の残高の合計額を百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注 6) 「総賃貸可能面積」は、各信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物に係る賃貸可能面積を記載しています。ただし、IIF 新砂ロジスティクスセンターについては、登記簿上の延床面積を記載しています。

(注 7) 「総賃貸面積」は、各信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物に係る賃貸面積を記載しています。ただし、IIF 新砂ロジスティクスセンターについては、登記簿上の延床面積を記載しています。なお、賃貸借契約書においては、賃貸可能面積に含まれない部分が賃貸面積に含まれる場合があるため、賃貸面積が賃貸可能面積を上回る場合があります。

(注 8) 平成 19 年 12 月 31 日現在の稼働率 (総賃貸可能面積に対して総賃貸面積が占める割合) について、小数第 2 位を四捨五入して記載しています。

(注 9) IIF 東雲ロジスティクスセンターについては、賃貸借契約書に表示された年間賃料、敷金・保証金、土地面積、総賃貸可能面積及び総賃貸面積に 53% (信託受益権の準共有持分割合) を乗じ、年間賃料及び敷金・保証金については百万円未満を、土地面積、総賃貸可能面積及び総賃貸面積については小数第 3 位をそれぞれ四捨五入して記載しています。

(注 10) 一部の賃借人の承諾が得られなかったため、開示していません。

本投資法人が投資する物流施設及びインフラ施設毎の賃貸事業の状況は以下のとおりです。

不動産等の名称	第1期 (平成19年3月26日～平成19年12月31日)			
	テナント総数 期末時点 (件) (注1)	稼働率 期末時点 (%) (注2)	賃貸事業収入 期間中 (百万円)	対総賃貸事業 収入比率 (%) (注2)
IIF東雲ロジスティクスセンター(注4)	1	100.0	160	19.9
IIF武蔵村山ロジスティクスセンター	1	100.0	111	13.8
IIF船橋ロジスティクスセンター	2	100.0	134	16.7
IIF野田ロジスティクスセンター	2	100.0	96	11.9
IIF新砂ロジスティクスセンター	1	100.0	66	8.2
IIF厚木ロジスティクスセンター	1	100.0	30	3.8
IIF越谷ロジスティクスセンター	1	100.0	30	3.7
IIF西宮ロジスティクスセンター	1	100.0	24	3.0
IIF神戸地域冷暖房センター	1	97.7	152	19.0
合計(注3)	11	99.9	806	100.0

(注1) テナント総数は、各信託不動産に係る賃借人の数を記載しており、合計欄には、各信託不動産に係る賃借人の数の単純合計を記載しています。

(注2) 稼働率(当該計算期間末の賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合)及び対総賃貸事業収入比率は、小数第2位を四捨五入しています。

(注3) 稼働率合計は、当該計算期間末の総賃貸可能面積に対して総賃貸面積が占める割合を表し、小数第2位を四捨五入しています。

(注4) IIF東雲ロジスティクスセンターについては、賃貸借契約書に表示された資料に53%(信託受益権の準共有持分割合)に乘じ、それぞれ百万円未満及び少数第3位を四捨五入して記載しています。

(八) 平成20年1月1日以降の取得済物件

本投資法人は、平成20年2月29日付で、IIF羽田空港メンテナンスセンターを取得しました。

(二) 個別物件の概要

信託受益権に係る信託不動産の個別の概要は、以下の通りです。

なお、以下に記載する各取得資産の「特定資産の概要」、「特記事項」、「賃貸借の概要」、「鑑定評価書の概要」及び「本物件の特性」の各欄に関する説明は、別途記載される場合を除き、以下の通りです。

a. 「特定資産の概要」欄に関する説明

- ・ 「取得年月」は、取得資産を現実に取得した取得年月を記載しています。
- ・ 「取得価格」は、取得資産に係る売買契約書に記載された各信託受益権の売買代金(税金を含まず、百万円未満を切り捨てています。)を記載しています。
- ・ 「期末算定価額」は、平成19年12月31日を価格時点とする本投資法人規約に定める資産評価の方法及び基準並びに社団法人投資信託協会の定める規則に基づく財団法人日本不動産研究所作成の不動産鑑定評価書に基づいています。
- ・ 土地の「所在地」は、住居表示を記載しており、住居表示がないものは登記簿上の建物所在地(複数ある場合にはそのうちの一所在地)を記載しています。

- ・ 土地の「面積」は、登記簿上の記載（借地がある場合には借地面積を含みます。）に基づいており、現況とは一致しない場合があります。なお、区分所有建物については、敷地権の対象となる土地全体の地積を、共有及び受益権準共有の場合には全体の地積を、それぞれ記載しています。
 - ・ 土地の「用途地域」は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
 - ・ 土地及び建物の「所有・それ以外の別」は、信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
 - ・ 建物の「構造と階数」及び「種類」は、登記簿上の記載に基づいています。なお、区分所有建物については、当該専有部分が含まれる一棟の建物全体の構造・階数を、共有及び受益権準共有の場合には一棟の建物全体の構造・階数を、それぞれ記載しています。
 - ・ 建物の「建築時期」は、登記簿上の新築年月日を記載しています。
 - ・ 建物の「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいており、附属建物は含まれていません。なお、区分所有建物については、当該専有部分が含まれる一棟の建物全体の延床面積を、共有及び受益権準共有の場合には、一棟の建物全体の延床面積を、それぞれ記載しています。
 - ・ 「担保設定の有無」は、本投資法人が信託受益権を取得した後に負担する担保がある場合にその概要を記載しています。
 - ・ 「プロパティ・マネジメント会社」は、本書の日付現在のプロパティ・マネジメント会社を記載しています。
- b. 「特記事項」欄に関する説明
- 「特記事項」には、本書の日付現在において各不動産又は各信託受益権の権利関係・利用等及び評価額・収益性・処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。

L-1 IIF東雲ロジスティクスセンター		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産信託受益権（準共有持分53%）	
取得年月	平成19年10月	
信託受益権の概要	信託設定日	平成16年12月24日
	信託受託者	住友信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成26年12月22日
取得価格	13,700百万円	
	土地価格（構成割合）	10,507百万円（76.7%）
	建物価格（構成割合）	3,193百万円（23.3%）
期末算定価額	15,000百万円	
	価格時点	平成19年12月31日
	直接還元法（還元利回り）	15,100百万円（5.0%）
	DCF法（割引率）（最終還元利回り）	14,900百万円（4.6%）（5.2%）
土地	立地条件	本物件の存する江東区東雲エリアは、首都高速湾岸線・新木場ICより約3km付近に位置し、主要幹線道路や湾岸線を利用して都心部だけではなく川崎・横浜方面、千葉方面へのアクセスも良好なことから広域管轄の物流業務が可能な立地特性を有しています。また、東京港傍に位置し、横浜港へ約30km、羽田空港へも約10kmに位置するなど複数の物流インフラ拠点の利用が可能なことから、国内宅配便事業のみならず、国際物流の拠点としても高い立地優位性を有しています。 また、雇用確保の面においては、本物件周辺の工業専用地域を除けば近隣にはマンション等の住宅もみられることから、雇用確保のしやすさを兼ね備えた、東京23区内では希少な物流好立地といえます。
	所在地	東京都江東区東雲二丁目13番32号
	面積	全体敷地 30,283.33㎡(注1)
	用途地域	工業専用地域
	所有・それ以外の別	所有権
	建物	構造と階数
	建築時期	平成18年2月8日
	延床面積	全体面積 本棟：34,415.56㎡(注2) 附属建物：2棟合計11.42㎡
	種類	本棟：倉庫、駐車場、事務所 附属建物：守衛所
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	佐川急便株式会社	
担保設定の有無	-	
プロパティ・マネジメント会社	シービー・リチャードエリス・アセットサービス株式会社(注3)	
特記事項	・本投資法人53%、東雲物流センター特定目的会社47%の割合で不動産信託受益権を準共有しており、東雲物流センター特定目的会社との間で受益者間協定書を締結しました(注4)。	
土壌	・土壌調査 株式会社イー・アール・エス ・本物件の所在する土地における土壌調査結果より、対象地に埋め立てられた浚渫土は自然原因で土壌汚染対策法の指定基準を超過する濃度の鉛、砒素及びふっ素を含んでいるものとみられますが、自然由来の汚染については土壌汚染対策法の対象外であることから本投資法人の土壌汚染調査・対策フローに基づき、懸念なしに分類しています。 なお、粘性土を主体とする浚渫土によって埋め立てられた土地であり、建設ボーリングでも鉋さいや焼却灰などの環境上有害な廃棄物の混入は認められておらず、埋立てによる対象地の土壌環境への影響は極めて小さいと考えられることを確認済みです。	

(注1) 全体の敷地面積を記載しています。

(注2) 1棟の建物の延床面積を記載しています。

(注3) 平成19年4月1日より生駒ティビーエム株式会社から社名変更しました。

(注4) 受益者間協定書には以下の内容が規定されています。

- ・受益者としての意思形成に関し、本件建物の建替えに関する事項等の特定の重要な事項については、準共有者（各受益者）全員の合意が必要であり、重要な事項以外については、持分の過半数の賛成により行うことが定められています。ただし、一定期間内に準共有者（各受益者）間の意思形成ができない場合には受託者の判断に一任することになります。
- ・準共有者（各受益者）は、準共有持分（各受益権）を処分する場合には、第三者に優先して事前に他の準共有者（受益者）との間で譲渡交渉を行うものとし、譲渡価格について協議することとなっています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況		
運用期間	期別	第1期
	始期	平成19年10月19日
	終期	平成19年12月31日
	日数	74日
継続評価等	期末算定価額	15,000百万円
	算定価額 - 取得価格	1,300百万円
	対取得価格割合	109.5%
	期末評価損益	1,189百万円
	期末帳簿価額	13,811百万円
投資比率	算定価額ベース	21.1%
	取得価格ベース	20.8%
賃貸借概況	期末テナント数	1
	期末総賃貸可能面積	27,493.29㎡
	期末総賃貸面積	27,493.29㎡
	期末入居率	100.0%
損益等の状況	不動産賃貸事業収入合計	160百万円
	賃料	160百万円
	その他収入	-
	不動産賃貸事業費用合計	24百万円
	公租公課	-
	建物管理委託費	-
	修繕費	-
	保険料・信託報酬	0百万円
	その他	0百万円
	減価償却費	23百万円
	不動産賃貸事業損益	135百万円
	賃貸NOI	159百万円
	資本的支出	-
NCF (= -)	159百万円	

L-2 IIF武蔵村山ロジスティクスセンター		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産信託受益権	
取得年月	平成19年10月	
信託受益権の概要	信託設定日	平成14年9月27日
	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成35年9月20日
取得価格	8,000百万円	
	土地価格（構成割合）	4,496百万円（56.2%）
	建物価格（構成割合）	3,504百万円（43.8%）
期末算定価額	8,580百万円	
	価格時点	平成19年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	8,570百万円 （5.7%）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	8,580百万円 （5.4%） （5.8%）
土地	立地条件	集配エリアとしては、新青梅街道から1km弱に位置しており、新青梅街道から首都圏の主要な環状線である国道16号線へ乗り入れることで、隣接する埼玉県や神奈川県を内陸部から幅広くカバーすることができます。 また、雇用確保の面においては、最寄駅からは徒歩圏外ですが、周辺の居住者がバスや自転車を活用することで、雇用確保も十分可能であると考えられます。
	所在地	東京都武蔵村山市伊奈平一丁目26番地1号
	面積	全体敷地 32,745.39㎡
	用途地域	工業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨造アルミニウム板葺4階建
	建築時期	平成15年7月8日
	延床面積	全体面積 40,884.25㎡
	種類	倉庫
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	株式会社バンテック	
担保設定の有無	-	
プロパティ・マネジメント会社	日本管財株式会社	
土壌	・土壌調査 株式会社イー・アール・エス ・該当事項はありません。	

(注) 本投資法人による不動産信託受益権取得に伴い、PM 会社を賃借人兼旧 P M 会社から日本管財株式会社へ変更しました。ただし、経過措置として、平成 20 年 3 月 31 日までは、日本管財株式会社に対する PM 報酬支払に加えて、日本管財株式会社への引継業務の対価として賃借人兼旧 P M 会社に対しても本書の従来からの PM 報酬（月額 250,000 円（消費税及び地方消費税別））と同額を賃料から相殺して支払います。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況		
運用期間	期別	第1期
	始期	平成19年10月19日
	終期	平成19年12月31日
	日数	74日
継続評価等	期末算定価額	8,580百万円
	算定価額 - 取得価格	580百万円
	対取得価格割合	107.3%
	期末評価損益	541百万円
	期末帳簿価額	8,039百万円
投資比率	算定価額ベース	12.1%
	取得価格ベース	12.1%
賃貸借概況	期末テナント数	1
	期末総賃貸可能面積	40,884.25㎡
	期末総賃貸面積	40,884.25㎡
	期末入居率	100.0%
損益等の状況	不動産賃貸事業収入合計	111百万円
	賃料	111百万円
	その他収入	0百万円
	不動産賃貸事業費用合計	46百万円
	公租公課	-
	建物管理委託費	-
	修繕費	-
	保険料・信託報酬	0百万円
	その他	0百万円
	減価償却費	44百万円
	不動産賃貸事業損益	65百万円
	賃貸NOI	109百万円
	資本的支出	-
	NCF (= -)	109百万円

L-3 IIF船橋ロジスティクスセンター			
特定資産の概要			
特定資産の種類	不動産信託受益権		
取得年月	平成19年10月		
信託受益権の概要	信託設定日	平成18年9月26日	
	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
	信託期間満了日	平成27年12月31日	
取得価格	9,000百万円		
	土地価格（構成割合）	3,636百万円（40.4%）	
	建物価格（構成割合）	5,364百万円（59.6%）	
期末算定価額	10,400百万円		
	価格時点	平成19年12月31日	
	直接還元法 （還元利回り）	10,500百万円 （5.4%）	
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	10,200百万円 （5.0%） （5.8%）	
土地	立地条件	本物件の存する船橋市とその周辺は、羽田空港及び成田空港の中間に位置し、都内にも近接する一方で賃料水準が低廉であるという立地優位性を有しています。更に、船橋市西浦エリアは、湾岸道路以南の工場や物流施設が多く集積する湾岸部に立地していることから、24時間操業が可能となっています。また、雇用確保の面においては、最寄り駅から徒歩圏外であるものの、本物件の周囲では自動車やバスでの通勤が見られることから、大きな問題はないと考えられます。	
	所在地	千葉県船橋市西浦二丁目14番1号	
	面積	全体敷地	26,607㎡
	用途地域	工業専用地域	
	所有・それ以外の別	所有権	
建物	構造と階数	本棟：鉄骨造合金メッキ鋼板葺4階建 附属建物：鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平家建	
	建築時期	平成19年7月19日	
	延床面積	全体面積	本棟：42,176.24㎡ 附属建物：4.00㎡
	種類	本棟：倉庫、事務所 附属建物：倉庫	
	所有・それ以外の別	所有権	
主要なテナント	佐川グローバルロジスティクス株式会社、三菱商事ロジスティクス株式会社		
担保設定の有無	-		
プロパティ・マネジメント会社	日本管財株式会社		
土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌調査 株式会社イー・アール・エス ・本物件の所在する土地における土壌調査結果より、対象地には自然原因で土壌汚染対策法の指定基準を超過する濃度のふっ素を含んでいるものとみられますが、自然由来の汚染については土壌汚染対策法の対象外であることから本投資法人の土壌汚染調査・対策フローに基づき、懸念なしに分類しています。なお、臨海埋立地であり、地下水利用の予定がないことから健康への影響はなく、土地利用に支障ないものと考えられることを確認済みです。 		

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況		
運用期間	期別	第1期
	始期	平成19年10月19日
	終期	平成19年12月31日
	日数	74日
継続評価等	期末算定価額	10,400百万円
	算定価額 - 取得価格	1,400百万円
	対取得価格割合	115.6%
	期末評価損益	1,376百万円
	期末帳簿価額	9,024百万円
投資比率	算定価額ベース	14.6%
	取得価格ベース	13.6%
賃貸借概況	期末テナント数	2
	期末総賃貸可能面積	42,336.00㎡
	期末総賃貸面積	42,336.00㎡
	期末入居率	100.0%
損益等の状況	不動産賃貸事業収入合計	134百万円
	賃料	126百万円
	その他収入	8百万円
	不動産賃貸事業費用合計	68百万円
	公租公課	-
	建物管理委託費	2百万円
	修繕費	-
	保険料・信託報酬	0百万円
	その他	6百万円
	減価償却費	59百万円
	不動産賃貸事業損益	66百万円
	賃貸NOI	125百万円
	資本的支出	-
	NCF (= -)	125百万円

L-4 IIF野田ロジスティクスセンター		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産信託受益権	
取得年月	平成19年10月	
信託受益権の概要	信託設定日	平成18年4月10日
	信託受託者	住友信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成28年4月11日
取得価格	6,500百万円	
	土地価格（構成割合）	2,361百万円（36.3%）
	建物価格（構成割合）	4,139百万円（63.7%）
期末算定価額	7,110百万円	
	価格時点	平成19年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	7,200百万円 （5.4%）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	7,010百万円 （5.2%） （5.7%）
土地	立地条件	物流施設立地地の見地から捉えると、首都圏の主要環状線である国道16号線を利用することにより、千葉県のみならず埼玉県、東京都を含めた全方位を配送ルートとして捉えることができます。また、本物件は柏ICより約5kmとアクセスが良好であり、常磐自動車道柏ICから三郷Jctを經由して東京外環自動車道、首都高速自動車道への乗り入れも可能であるため、首都圏全域及び北関東を見据えた広域管轄拠点としても考えることができます。加えて、本物件は、南部工業団地内に立地しており物流施設を24時間体制で稼動することも可能です。
	所在地	千葉県野田市西三ヶ尾字溜台340番13他
	面積	全体敷地 26,551.63m ²
	用途地域	工業専用地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根4階建
	建築時期	平成18年3月17日
	延床面積	全体面積 38,828.10m ²
	種類	倉庫
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	三菱商事ロジスティクス株式会社、三菱電機ロジスティクス株式会社	
担保設定の有無	-	
プロパティ・マネジメント会社	日本管財株式会社	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本土地と南側道路との間には水路が介在するため、水路の占用許可を取得することで接道要件を満たしています。 	
土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌調査 ランドソリューション株式会社 ・本物件の所在する土地における土壌調査結果より、本建物下の一部に鉛含有量の土壌汚染対策法指定基準値を超える汚染土壌の存在が確認されています。ただし、建物により人への暴露経路が遮断された現状が維持される限り、人体への健康被害が生じるおそれはないとされています。なお、信託契約上、土地に関する当初委託者である大和ハウス工業株式会社は、当該汚染土壌について、瑕疵担保責任を負わないこととされています。 	

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況		
運用期間	期別	第1期
	始期	平成19年10月19日
	終期	平成19年12月31日
	日数	74日
継続評価等	期末算定価額	7,110百万円
	算定価額 - 取得価格	610百万円
	対取得価格割合	109.4%
	期末評価損益	569百万円
	期末帳簿価額	6,541百万円
投資比率	算定価額ベース	10.0%
	取得価格ベース	9.8%
賃貸借概況	期末テナント数	2
	期末総賃貸可能面積	38,828.10㎡
	期末総賃貸面積	38,828.10㎡
	期末入居率	100.0%
損益等の状況	不動産賃貸事業収入合計	96百万円
	賃料	90百万円
	その他収入	5百万円
	不動産賃貸事業費用合計	36百万円
	公租公課	-
	建物管理委託費	2百万円
	修繕費	-
	保険料・信託報酬	0百万円
	その他	3百万円
	減価償却費	30百万円
	不動産賃貸事業損益	59百万円
	賃貸NOI	89百万円
	資本的支出	-
	NCF (= -)	89百万円

L-5 IIF新砂ロジスティクスセンター		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産信託受益権	
取得年月	平成19年10月	
信託受益権の概要	信託設定日	平成15年3月27日
	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成22年3月31日
取得価格	5,300百万円	
	土地価格（構成割合）	4,834百万円（91.2%）
	建物価格（構成割合）	466百万円（8.8%）
期末算定価額	5,790百万円	
	価格時点	平成19年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	5,760百万円 （5.1%）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	5,820百万円 （4.7%） （4.9%）
土地	立地条件	本物件を物流施設立地の視点から捉えると、新木場を中心に首都高速ICへのアクセスが可能で広域管轄の物流施設ニーズが期待できますが、東京都心を見据えた配送拠点としての位置づけも強いと考えられます。また、本物件周辺のように大半が工業専用地域に指定されている地域は、物流企業にとっての利便性の維持が可能なことから、物件の希少性は高いと評価できます。また、雇用確保の面においては、最寄駅から徒歩圏内にあることや、本物件周辺の工業専用地域を除けばマンション等の住宅も多くみられることから、比較的容易であると考えられます。
	所在地	東京都江東区新砂三丁目5番15号
	面積	全体敷地 15,615.00㎡
	用途地域	工業専用地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	本棟：鉄骨造陸屋根垂鉛メッキ鋼板葺3階建 附属建物：鉄骨造陸屋根平家建
	建築時期	平成10年6月12日
	延床面積	全体面積 本棟：5,620.97㎡ 附属建物：120.78㎡
	種類	本棟：荷捌所、事務所 附属建物：休憩所
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	佐川急便株式会社(注)	
担保設定の有無	-	
プロパティ・マネジメント会社	三井不動産ビルマネジメント株式会社	
土壌	・土壌調査 株式会社イー・アール・エス ・該当事項はありません。	

(注) 賃借人は、建物賃料の前渡金として賃借人に対し 310,000,000 円を支払っており、賃貸人は当該金額を賃貸借期間中の建物賃料に毎月均等に月額 1,292,000 円（端数最終月調整）を充当するものとします。（平成 19 年 12 月末日現在の残高は 171,460,258 円（消費税込））

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況		
運用期間	期別	第1期
	始期	平成19年10月19日
	終期	平成19年12月31日
	日数	74日
継続評価等	期末算定価額	5,790百万円
	算定価額 - 取得価格	490百万円
	対取得価格割合	109.2%
	期末評価損益	437百万円
	期末帳簿価額	5,353百万円
投資比率	算定価額ベース	8.1%
	取得価格ベース	8.0%
賃貸借概況	期末テナント数	1
	期末総賃貸可能面積	5,741.75㎡
	期末総賃貸面積	5,741.75㎡
	期末入居率	100.0%
損益等の状況	不動産賃貸事業収入合計	66百万円
	賃料	66百万円
	その他収入	-
	不動産賃貸事業費用合計	7百万円
	公租公課	-
	建物管理委託費	-
	修繕費	-
	保険料・信託報酬	0百万円
	その他	0百万円
	減価償却費	6百万円
	不動産賃貸事業損益	58百万円
	賃貸NOI	65百万円
	資本的支出	-
	NCF (= -)	65百万円

L-6 IIF厚木ロジスティクスセンター		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産信託受益権	
取得年月	平成19年10月	
信託受益権の概要	信託設定日	平成17年3月30日
	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成27年3月31日
取得価格	2,100百万円	
	土地価格（構成割合）	834百万円（39.7%）
	建物価格（構成割合）	1,266百万円（60.3%）
期末算定価額	2,300百万円	
	価格時点	平成19年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	2,300百万円 （5.6%）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	2,290百万円 （5.1%） （5.9%）
土地	立地条件	厚木エリアは、東名高速道、国道246号線により東京西部の中心部及び川崎・横浜の中心部への配送とともに、国道129号により八王子の消費地への配送も可能な広域管轄拠点といえます。加えて中部・近畿方面と首都圏中心部の中継拠点としても機能しており、物流拠点としてのポテンシャルは高いエリアです。 本物件の周辺環境としては、物流施設が集積していることにより物流施設の一定の運営利便性を備え、最寄ICである厚木ICまで3kmとアクセスも良好です。また、最寄駅からは徒歩圏外ですが、本物件周辺の厚木エリアでは自動車やバスでの通勤も多く、従業員確保も十分可能であると考えられます。
	所在地	神奈川県厚木市長谷字依胡田6番地19
	面積	全体敷地 5,648.48㎡
	用途地域	準工業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺4階建
	建築時期	平成17年1月31日
	延床面積	全体面積 10,076.58㎡
	種類	倉庫
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	三菱商事ロジスティクス株式会社	
担保設定の有無	-	
プロパティ・マネジメント会社	三井不動産ビルマネジメント株式会社	
土壌	・土壌調査 株式会社イー・アール・エス ・該当事項はありません。	

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況		
運用期間	期別	第1期
	始期	平成19年10月19日
	終期	平成19年12月31日
	日数	74日
継続評価等	期末算定価額	2,300百万円
	算定価額 - 取得価格	200百万円
	対取得価格割合	109.5%
	期末評価損益	188百万円
	期末帳簿価額	2,112百万円
投資比率	算定価額ベース	3.2%
	取得価格ベース	3.2%
賃貸借概況	期末テナント数	1
	期末総賃貸可能面積	10,959.68㎡
	期末総賃貸面積	10,959.68㎡
	期末入居率	100.0%
損益等の状況	不動産賃貸事業収入合計	30百万円
	賃料	30百万円
	その他収入	0百万円
	不動産賃貸事業費用合計	16百万円
	公租公課	0百万円
	建物管理委託費	-
	修繕費	-
	保険料・信託報酬	0百万円
	その他	0百万円
	減価償却費	15百万円
	不動産賃貸事業損益	13百万円
	賃貸NOI	29百万円
	資本的支出	-
	NCF (= -)	29百万円

L-7 IIF越谷ロジスティクスセンター		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産信託受益権	
取得年月	平成19年10月	
信託受益権の概要	信託設定日	平成12年11月30日
	信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成22年11月30日
取得価格	2,000百万円	
	土地価格（構成割合）	1,554百万円（77.7%）
	建物価格（構成割合）	446百万円（22.3%）
期末算定価額	2,190百万円	
	価格時点	平成19年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	2,190百万円 （5.8%）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	2,180百万円 （5.5%） （5.9%）
土地	立地条件	本物件は、東京外環自動車道・草加ICから約6km、日光街道まで至近の距離にあり、主要道路へのアクセスが良好です。日光街道からは、東京都心へアクセスすることができ、同街道と交差する国道298号（東京外環自動車道併走）及び環状7号を利用して東京都心を幅広く内陸からカバーできます。また、最寄の草加ICからは東北自動車道、常磐自動車道に接続可能であり、関東圏及び東北地域を含めた拠点としての機能も期待できます。 また本物件は、物流会社やメーカーの配送センターが数多く立地する越谷流通団地内にあるため、物流施設運営が24時間可能であり、越谷流通業務団地の周辺には住宅地もあることから、労働力の確保も期待でき、物流業務に適した周辺環境を有します。
	所在地	埼玉県越谷市流通団地四丁目1番1号
	面積	全体敷地 8,581.86㎡
	用途地域	準工業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
	建築時期	昭和60年9月30日
	延床面積	全体面積 9,688.47㎡
	種類	倉庫、事務所
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	株式会社ロジワン（注）	
担保設定の有無	-	
プロパティ・マネジメント会社	日本管財株式会社	
土壌	・土壌調査 株式会社イー・アール・エス ・該当事項はありません。	

(注) 株式会社ロジワンとの建物賃貸借契約における賃料は、第一賃料と第二賃料とに分かれており、年間賃料は、第一賃料 137,669,844 円と第二賃料 11,352,840 円（平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで適用分）を合算した金額です。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況		
運用期間	期別	第1期
	始期	平成19年10月19日
	終期	平成19年12月31日
	日数	74日
継続評価等	期末算定価額	2,190百万円
	算定価額 - 取得価格	190百万円
	対取得価格割合	109.5%
	期末評価損益	171百万円
	期末帳簿価額	2,019百万円
投資比率	算定価額ベース	3.1%
	取得価格ベース	3.0%
賃貸借概況	期末テナント数	1
	期末総賃貸可能面積	10,113.50㎡
	期末総賃貸面積	10,113.50㎡
	期末入居率	100.0%
損益等の状況	不動産賃貸事業収入合計	30百万円
	賃料	30百万円
	その他収入	0百万円
	不動産賃貸事業費用合計	9百万円
	公租公課	-
	建物管理委託費	-
	修繕費	-
	保険料・信託報酬	0百万円
	その他	0百万円
	減価償却費	8百万円
	不動産賃貸事業損益	20百万円
	賃貸NOI	29百万円
	資本的支出	-
	NCF (= -)	29百万円

L-8 IIF西宮ロジスティクスセンター		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産信託受益権	
取得年月	平成19年10月	
信託受益権の概要	信託設定日	平成17年8月25日
	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成37年8月31日
取得価格	1,300百万円	
	土地価格（構成割合）	898百万円（69.1%）
	建物価格（構成割合）	402百万円（30.9%）
期末算定価額	1,510百万円	
	価格時点	平成19年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	1,520百万円 （5.9%）
	DCF法 （割引率） （最終還元利回り）	1,490百万円 （5.7%） （6.1%）
土地	立地条件	本物件は、阪神高速湾岸線の西宮浜出入口へ近接しており、大阪港・神戸港という2大港湾に加えて、大阪国際空港等を利用できるため、多様な貨物取扱が期待できる立地といえます。また、本物件周辺は、湾岸部にありながらも臨港地区に指定されておらず、取扱貨物等の制限が課されていないため、大阪港・神戸港等の臨港地区に指定された主要倉庫集積地に代替する物流用地として評価されうる可能性があります。 また、雇用確保の面においては、西宮市の湾岸部に位置しているため、最寄駅から徒歩圏外ですが、周辺の居住者が自動車やバスを移動手段とすることで、雇用確保も十分可能といえます。
	所在地	兵庫県西宮市西宮浜一丁目2番
	面積	全体敷地 9,997.84㎡
	用途地域	準工業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	本棟：鉄骨造アルミニウム板葺5階建 附属建物：鉄骨造アルミニウム板葺平家建
	建築時期	平成9年5月15日
	延床面積	全体面積 本棟：10,608.00㎡ 附属建物：9.00㎡
	種類	本棟：倉庫・事務所 附属建物：機械室・便所
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	鈴與株式会社(注)	
担保設定の有無	-	
プロパティ・マネジメント会社	日本管財株式会社	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・北側隣地（1番4）との境界につき、本物件の一部であるコンクリート塀が越境していることから、境界確認書が締結されていません。 ・本投資法人は、現受益者が、本物件の信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び鈴與株式会社との間で締結している優先交渉に関する覚書の当事者たる地位を承継しました。本覚書に基づき、本投資法人が本物件又は本物件に関する受益権を第三者に譲渡することを希望する場合、鈴與株式会社に優先交渉権が与えられており、本投資法人は、一定期間、鈴與株式会社のみと売買契約締結に向けて誠実に交渉することが義務づけられることとなります。また、鈴與株式会社は、本覚書締結日である平成17年8月22日の7年後の応当日より本物件等の買取りのための交渉を開始することを求めることができ、この場合も同様の手続が取られることとなります。 	
土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌調査 株式会社イー・アール・エス ・該当事項はありません。 	

(注) 平成25年9月1日以降については、年間賃料（消費税別）を119,371,824円に、敷金を89,528,868円に変更する旨の合意がなされています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況		
運用期間	期別	第1期
	始期	平成19年10月19日
	終期	平成19年12月31日
	日数	74日
継続評価等	期末算定価額	1,510百万円
	算定価額 - 取得価格	210百万円
	対取得価格割合	116.2%
	期末評価損益	192百万円
	期末帳簿価額	1,318百万円
投資比率	算定価額ベース	2.1%
	取得価格ベース	2.0%
賃貸借概況	期末テナント数	1
	期末総賃貸可能面積	10,608.00㎡
	期末総賃貸面積	10,608.00㎡
	期末入居率	100.0%
損益等の状況	不動産賃貸事業収入合計	24百万円
	賃料	24百万円
	その他収入	-
	不動産賃貸事業費用合計	6百万円
	公租公課	0百万円
	建物管理委託費	-
	修繕費	-
	保険料・信託報酬	0百万円
	その他	0百万円
	減価償却費	5百万円
	不動産賃貸事業損益	17百万円
	賃貸NOI	23百万円
	資本的支出	-
	NCF (= -)	23百万円

I-1 IIF神戸地域冷暖房センター			
特定資産の概要			
特定資産の種類	不動産信託受益権		
取得年月	平成19年10月		
信託受益権の概要	信託設定日	平成14年6月7日(注1)	
	信託受託者	住友信託銀行株式会社(注1)	
	信託期間満了日	平成22年8月25日	
取得価格	18,100百万円		
	土地価格(構成割合)	7,288百万円(40.3%)	
	建物価格(構成割合)	10,812百万円(59.7%)	
期末算定価額	18,300百万円		
	価格時点	平成19年12月31日	
	直接還元法 (還元利回り)	18,600百万円 (4.0%)	
	D C F 法 (割引率) (最終還元利回り)	18,000百万円 (3.7%) (4.1%)	
土地	立地条件	本物件の位置する神戸ハーバーランドは、三菱倉庫株式会社所有の倉庫や国鉄貨物駅の跡地を神戸市、都市機構、民間企業が区画整理を行い誕生した街区です。当街区においては神戸市の地区計画が策定されており「文化・商業・業務地区」、「複合利用地区」、「住宅・教育地区」に指定されています。神戸ハーバーランドは神戸モザイク等の商業施設を複数擁すると共に、神戸港や神戸ポートタワー等の観光地に隣接しています。また、神戸市の中心地である三宮から南西に1.5km程度の距離に位置しており、最寄駅であるJR神戸駅や神戸市営地下鉄海岸線ハーバーランド駅から直結しており非常に利便性の高い地区といえます。	
	所在地	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目8番2号	
	面積	全体敷地	6,002.21㎡(注2)
	用途地域	商業地域	
	所有・それ以外の別	所有権(敷地権)(共有持分割合: 5,377,406分の1,613,531)	
建物	構造と階数	全体建物: 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造19階建地下3階 本投資法人は、全体建物のうち、以下の3つの専有部分を区分所有します。 機械室専有部分: 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造9階建 事務所専有部分: 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造5階建 車庫専有部分: 鉄骨鉄筋コンクリート造4階建	
	建築時期	平成2年4月12日	
	延床面積	全体面積	54,485.71㎡(注2)
	種類	機械室、事務所、車庫	
	所有・それ以外の別	区分所有権(区分所有) (専有部分の面積(注3): 機械室専有部分: 3,241.14㎡ 事務所専有部分: 4,417.21㎡ 車庫専有部分: 3,531.01㎡)	
主要なテナント	大阪ガス株式会社		
担保設定の有無	-		
プロパティ・マネジメント会社	日本管財株式会社		
特記事項	・本物件の土地の一部に地下通路設置及び高架通路設置のために、神戸市による地上権の設定がなされています。 ・本物件の付属設備である電気設備の一部は、本物件の転借人である株式会社ガスアンドパワーインベストメントとの共有となっています。		
土壌	・土壌調査 日本管財株式会社 ・該当事項はありません。		

- (注1) 現信託受託者である住友信託銀行株式会社が信託受託者となったのは平成17年8月26日です。
(注2) 全体建物は、区分所有者2者により区分所有されており、土地の面積及び建物の延床面積は、他の区分所有者が所有している面積を含んでいます。
(注3) 専有部分の面積は、本投資法人取得部分の面積です。
(注4) 本物件の信託受託者は、全体建物の他の専有部分の受益者との間で、共用部分の専用使用等に関する合意をしています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況		
運用期間	期別	第1期
	始期	平成19年10月19日
	終期	平成19年12月31日
	日数	74日
継続評価等	期末算定価額	18,300百万円
	算定価額 - 取得価格	200百万円
	対取得価格割合	101.1%
	期末評価損益	298百万円
	期末帳簿価額	18,598百万円
投資比率	算定価額ベース	25.7%
	取得価格ベース	27.4%
賃貸借概況	期末テナント数	1
	期末総賃貸可能面積	11,189.36㎡
	期末総賃貸面積	10,936.16㎡
	期末入居率	97.7%
損益等の状況	不動産賃貸事業収入合計	152百万円
	賃料	152百万円
	その他収入	0百万円
	不動産賃貸事業費用合計	65百万円
	公租公課	-
	建物管理委託費	-
	修繕費	-
	保険料・信託報酬	0百万円
	その他	1百万円
	減価償却費	63百万円
	不動産賃貸事業損益	87百万円
	賃貸NOI	151百万円
	資本的支出	-
	NCF (= -)	151百万円

(ホ) 主な賃借人(注1)への賃貸条件

a. 主要な賃借人の概要及び賃借人の全体概要

賃借人の名称	業種	物件名称	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注2)	賃料比率 (%) (注3)	賃貸面積 (㎡) (注4)	面積比率 (%) (注5)
三菱商事ロジスティクス株式会社	運輸業	IIF 船橋ロジスティクスセンター IIF 野田ロジスティクスセンター IIF 厚木ロジスティクスセンター	754	19.2	57,811.73	29.2
株式会社バンテック	運輸業	IIF 武蔵村山ロジスティクスセンター	554	14.1	40,884.25	20.7
佐川急便株式会社	運輸業	IIF 東雲ロジスティクスセンター(注6) IIF 新砂ロジスティクスセンター	1,123	28.7	33,235.04	16.8
佐川グローバルロジスティクス株式会社	運輸業	IIF 船橋ロジスティクスセンター	- (注7)	- (注7)	21,168.00	10.7
小計	-	-	-	-	153,099.02	77.4
賃借人全体の合計	-	-	3,927	100.0	197,900.73	100.0

(注1) 主要な賃借人とは、当該賃借人への賃貸面積が全賃貸面積(ポートフォリオ全体の総賃貸面積の合計)の10%以上を占める賃借人です。後記「c. 主要な賃借人の契約条件」においても同様です。

(注2) 「年間賃料」は、各信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物に係る本投資法人の月間賃料を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている信託不動産については、その合計額)の百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注3) 「賃料比率」は、各賃借人の年間賃料の賃借人全体の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。したがって、各賃借人及びその他の「賃料比率」の合計が全体の合計と一致しない場合があります。

(注4) 「賃貸面積」は、賃借人毎の建物の賃貸面積を意味し、附属建物の賃貸面積を含まず、賃貸借契約書に表示されているものを記載しています。

(注5) 「面積比率」は、各賃借人に対する賃貸面積の総賃貸面積(建物毎の総賃貸面積を意味し、附属建物の賃貸面積を含まず、賃貸借契約書の表示に基づいています。)の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。したがって、各賃借人及びその他の「面積比率」の合計が全体の合計と一致しない場合があります。

(注6) IIF 東雲ロジスティクスセンターについては、賃貸借契約書に表示された年間賃料及び賃貸面積に53%(信託受益権の準共有持分割合)を乗じ、それぞれ百万円未満及び小数第3位を四捨五入して記載しています。

(注7) 賃借人の承諾が得られなかったため、開示していません。

b. 年間賃料比率において10%以上を占める賃借人

賃借人の名称	年間賃料(消費税別) (百万円)(注1)	賃料比率 (%)(注2)
佐川急便株式会社	1,123	28.5
三菱商事ロジスティクス株式会社	754	19.2
大阪ガス株式会社	755	19.2
株式会社バンテック	554	14.1
小計	3,185	81.1
賃借人全体の合計	3,927	100.0

(注1) 「年間賃料」は、各信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物に係る本投資法人の月間賃料を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている信託不動産については、その合計額)の百万円未満を四捨五入して記載しています。したがって、各物件の「年間賃料」の合計がポートフォリオ合計と一致していない場合があります。

(注2) 「賃料比率」は、各賃借人の年間賃料の賃借人全体の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。したがって、各賃借人及びその他の「賃料比率」の合計が全体の合計と一致しない場合があります。

c. 主要な賃借人の契約条件

賃借人の名称	物件名称	契約満了日 (注 1)	敷金 (百万円) (注 2)	保証金 (百万円) (注 2)
三菱商事ロジスティクス株式会社	IIF 船橋ロジスティクスセンター	平成 29 年 7 月 31 日	157	-
	IIF 野田ロジスティクスセンター	平成 23 年 4 月 30 日 平成 28 年 4 月 10 日	35 110	-
	IIF 厚木ロジスティクスセンター	平成 28 年 12 月 31 日	75	-
株式会社バンテック	IIF 武蔵村山ロジスティクスセンター	平成 35 年 9 月 20 日	274	-
佐川急便株式会社	IIF 東雲ロジスティクスセンター(注 3)	平成 38 年 2 月 20 日	2,750	-
	IIF 新砂ロジスティクスセンター(注 5)	平成 30 年 7 月 14 日	84	424
佐川グローバルロジスティクス株式会社	IIF 船橋ロジスティクスセンター	平成 29 年 7 月 31 日	月額賃料の 6 か月分 (注 4)	-

(注 1) 主要テナントにかかる契約の更新については、以下のとおりです。

三菱商事ロジスティクス株式会社

・ IIF 船橋ロジスティクスセンター

本契約は定期建物賃貸借契約であり、契約期間満了後の更新はできませんが、賃貸人及び賃借人は協議の上、本契約の期間満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結することができます。

・ IIF 野田ロジスティクスセンター

本契約は定期建物賃貸借契約であり、契約期間満了後の更新はできませんが、賃貸人及び賃借人は協議の上、本契約の期間満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結することができます。

・ IIF 厚木ロジスティクスセンター

本契約は定期建物賃貸借契約であり、契約期間満了後の更新はできませんが、賃貸人及び賃借人は協議の上、本契約の期間満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結することができます。

株式会社バンテック

・ IIF 武蔵村山ロジスティクスセンター

本契約は定期建物賃貸借契約であり、契約期間満了後の更新はできません。但し、賃貸人及び賃借人の書面による合意がある場合に限り、新たな合意に基づく条件で、本契約の期間満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結することができます。

佐川急便株式会社

・ IIF 東雲ロジスティクスセンター

本契約は定期建物賃貸借契約であり、契約期間満了後の更新はできませんが、賃貸人及び賃借人は協議の上、本契約の期間満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結することができます。

・ IIF 新砂ロジスティクスセンター

賃貸借期間の満了と同時に、本契約は終了します。

佐川グローバルロジスティクス株式会社

・ IIF 船橋ロジスティクスセンター

本契約は定期建物賃貸借契約であり、契約期間満了後の更新はできませんが、賃貸人及び賃借人は協議の上、本契約の期間満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結することができます。

(注 2) 「敷金」及び「保証金」については、百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注 3) IIF 東雲ロジスティクスセンター（信託受益権の準共有持分割合 53%）については、1 棟全体に係る賃貸借契約書に表示された敷金を記載しています。また、敷金は賃貸借開始日（平成 18 年 2 月 20 日）の 10 年後応当日の翌営業日を第 1 回返還日として、以降 10 年間の各暦年同月同日（同日が営業日以外の日の場合には翌営業日）に各 150,000,000 円ずつ返還するものとします。ただし、かかる返還後において、残存する敷金の金額が 1,250,000,000 円となるまでの範囲においてのみ敷金を返還します。

(注 4) 賃借人の承諾が得られなかったため、開示していません。

(注 5) 保証金は、平成 16 年 3 月末日を第 1 回償還日として、以後 15 年間にわたり、年 1 回（毎年 3 月末日振込支払）の割合で現金を持って均等償還（端数最終年調整）します（平成 19 年 12 月末日現在の残高は 424,233,336 円）。

(へ) ポートフォリオ分散の状況

a. アセットカテゴリー別

アセットカテゴリー	物件数	鑑定評価額（百万円）	比率 （％） (注)
物流施設	8	52,880	74.3
工場・研究開発施設等	0	0	0.0
インフラ施設	1	18,300	25.7
合計	9	71,180	100.0

(注) 比率は、鑑定評価額の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

b. 立地カテゴリー別

立地カテゴリー	物件数	鑑定評価額（百万円）	比率 （％） (注)
都市近郊型又は工業集積型	9	71,180	100.0
独立立地型	0	0	0.0
合計	9	71,180	100.0

(注) 「比率」は、鑑定評価額の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

c. 賃貸借期間別

(契約期間)

契約賃貸借期間	賃借人数 (注1)	年間賃料（消費税別） （百万円）(注2)	比率 （％） (注3)
10年以上	9	3,542	90.2
2年以上10年未満	3	378	9.6
2年未満	1	7	0.2
合計	13	3,927	100.0

(注1) 「賃借人数」は、各信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物に係る賃貸借契約の数に基づき記載しています。前記「(ロ) ポートフォリオ一覧」に記載された賃借人数とは異なります。

(注2) 「年間賃料」は、各信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物に係る本投資法人の月間賃料を12倍することにより年換算して算出した金額（複数の賃貸借契約が契約されている信託不動産については、その合計額）を百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注3) 「比率」は、各賃借人の年間賃料の賃借人全体の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(残存期間)

残存賃貸借期間(注1)	賃借人数 (注2)	年間賃料(消費税別) (百万円)(注3)	比率 (%) (注4)
10年以上	4	1,796	45.7
2年以上10年未満	7	1,975	50.3
2年未満	2	156	4.0
合計	13	3,927	100.0

(注1) 「残存賃貸借期間」は、平成19年12月31日現在を基準としています。

(注2) 「賃借人数」は、各信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物に係る賃貸借契約の数に基づき記載しています。前記「(ロ)ポートフォリオ一覧」に記載された賃借人数とは異なります。

(注3) 「年間賃料」は、各信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物に係る本投資法人の月間賃料を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている信託不動産については、その合計額)の百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注4) 「比率」は、各賃借人の年間賃料の賃借人全体の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

d. 総賃貸可能面積別

総賃貸可能面積	物件数	鑑定評価額(百万円)	比率 (%) (注)
30,000㎡以上	3	26,090	36.7
10,000㎡以上30,000㎡未満	5	39,300	55.2
10,000㎡未満	1	5,790	8.1
合計	9	71,180	100.0

(注) 「比率」は、鑑定評価額の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(ト) 地震リスク調査報告書の概要

物件番号	物件名称	PML (予想最大 損失率)	調査時点
L-1	III 東雲ロジスティクスセンター	4.6%	平成19年4月
L-2	III 武蔵村山ロジスティクスセンター	4.1%	平成19年4月
L-3	III 船橋ロジスティクスセンター	5.2%	平成19年7月
L-4	III 野田ロジスティクスセンター	0.3%	平成19年4月
L-5	III 新砂ロジスティクスセンター	6.4%	平成19年4月
L-6	III 厚木ロジスティクスセンター	8.7%	平成19年4月
L-7	III 越谷ロジスティクスセンター	2.6%	平成19年4月
L-8	III 西宮ロジスティクスセンター	9.1%	平成19年4月
I-1	III 神戸地域冷暖房センター	4.2%	平成19年7月
	ポートフォリオ全体	2.4%	-

(チ) 建物状況調査報告書の概要

物件番号	物件名称	調査業者	調査年月日	緊急修繕費 (千円)	短期修繕費 (千円) (注1)	長期修繕費 (千円) (注2)
L-1	IIF 東雲ロジスティクスセンター(注3)	株式会社 イー・アール・エス	(建築物) 平成19年 4月20日 (護岸構造物) 平成19年 6月28日	-	-	10,151
L-2	IIF 武蔵村山ロジスティクスセンター	株式会社 イー・アール・エス	平成19年 4月13日	-	-	9,337
L-3	IIF 船橋ロジスティクスセンター	日本管財株式会社	(建築物) 平成19年 7月31日	-	-	15,505
		東亜建設工業株式会社	(護岸構造物) 平成19年 8月1日			
L-4	IIF 野田ロジスティクスセンター	株式会社 イー・アール・エス	平成19年 4月20日	-	-	16,231
L-5	IIF 新砂ロジスティクスセンター(注4)	株式会社 イー・アール・エス	平成19年 4月20日	180	-	12,651
L-6	IIF 厚木ロジスティクスセンター	株式会社 イー・アール・エス	平成19年 4月13日	-	-	5,965
L-7	IIF 越谷ロジスティクスセンター	株式会社 イー・アール・エス	平成19年 4月20日	-	2,560	9,795
L-8	IIF 西宮ロジスティクスセンター(注5)	株式会社 イー・アール・エス	平成19年 4月13日	3,020	80	11,503
I-1	IIF 神戸地域冷暖房センター	日本管財株式会社	平成19年 4月16日	-	590	17,826
ポートフォリオ合計				3,200	3,230	108,964

(注1) 短期修繕費には、1年以内に必要とする修繕費を記載しています。

(注2) 長期修繕費は、各調査会社が試算した20年間(IIF 神戸地域冷暖房センターは12年間)の修繕費用の年平均額です。

(注3) IIF 東雲ロジスティクスセンターの長期修繕費(護岸構造物を含みます。)については、建物状況調査報告書記載の金額に53%(信託受益権の準共有持分割合)を乗じ、千円未満を四捨五入して記載しています。

(注4) IIF 新砂ロジスティクスセンターの緊急修繕については、テナント負担にて修繕予定です。

(リ) 資本的支出の状況

a. 資本的支出の予定

既存保有物件に関し、現在計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは以下のとおりです。なお、下記工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれています。

不動産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額(百万円)		
				総額	当期支払額	既支払総額
I I F 東雲ロジスティクスセンター	東京都江東区 東雲二丁目 13番32号	耐火被覆補強工事	平成20年2月 ~ 平成20年3月	6	-	-
I I F 神戸地域冷暖房センター	兵庫県神戸市中央区 東川崎町一丁目 8番2号	課金用電子メーター類更新工事	平成20年3月	2	-	-
I I F 神戸地域冷暖房センター	兵庫県神戸市中央区 東川崎町一丁目 8番2号	駐車場アスファルト補修	平成20年5月	2	-	-
I I F 神戸地域冷暖房センター	兵庫県神戸市中央区 東川崎町一丁目 8番2号	外壁タイル補修	平成20年9月 ~ 平成20年12月	50	-	-

b. 期中の資本的支出

当期における資本的支出はありません。

c. 長期修繕計画のために積立てた金銭

本投資法人は、物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下のとおり積み立てています。

(単位：百万円)

営業期間	第1期
	自平成19年3月26日 至平成19年12月31日
当期首積立金残高	-
当期積立額	54
当期積立金取崩額	-
次期繰越額	54

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

年月日	総資産額 (百万円)	純資産総額 (百万円)	1口当たりの 純資産額(円)
第1期計算期間末 (平成19年12月31日)	72,921	36,713	464,515 (462,192)
平成19年10月末日	72,434	35,410	463,483
11月末日	72,898	36,690	464,235
12月末日	72,921	36,713	464,515

(注1) 総資産額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。

(注2) 括弧内の数値は、分配落ち後の金額です。

(本投資証券の取引所価格及び売買高の推移)

月別最高・最低投資口価格 及び本投資証券売買高	月別	平成19年10月	平成19年11月	平成19年12月
	最高	481,000円	479,000円	476,000円
	最低	457,000円	420,000円	450,000円
	売買高	15,135口	15,751口	3,112口

(注1) 最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の取引値によります。

(注2) 本投資証券は、平成19年10月18日に、東京証券取引所に上場されました。

【分配の推移】

計算期間	分配総額 (百万円)	1口当たり分配金 (円)
第1期(自平成19年3月26日至平成19年12月31日)	183	2,323

【自己資本利益率(収益率)の推移】

計算期間	自己資本利益率	(年換算値)
第1期(自平成19年3月26日至平成19年12月31日)	0.5%	(2.5%)

(注1) 自己資本利益率 = 当期純利益金額 / (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2

なお、第1期は実質的運用日数74日(自平成19年10月19日至平成19年12月31日)により年換算値を算出しています。

(注2) 期首純資産額は、平成19年10月19日現在の金額を用いています。

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

平成 19 年 3 月 22 日	設立企画人（三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社）による投信法第 69 条第 1 項に基づく本投資法人の設立に係る届出
平成 19 年 3 月 26 日	投信法第 166 条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立
平成 19 年 3 月 27 日	投信法第 188 条に基づく本投資法人の登録の申請
平成 19 年 4 月 11 日	内閣総理大臣による投信法第 187 条に基づく本投資法人の登録の実施（登録番号：関東財務局長 第 60 号）
平成 19 年 8 月 10 日	規約の変更
平成 19 年 9 月 12 日	宅地建物取引業法第 77 条の 2 第 2 項に基づくみなし宅地建物取引業者の登録（通知番号 投法第 52 号）
平成 19 年 9 月 30 日	規約の変更
平成 19 年 10 月 18 日	東京証券取引所に上場 日本国内における公募及び欧州を中心とする海外市場における海外募集による新投資口発行
平成 19 年 11 月 19 日	第三者割当による新投資口発行

2【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
執行役員	倉都 康行	昭和54年4月	株式会社東京銀行	0
		昭和57年8月	バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル ロンドン	
		昭和59年8月	バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル ホンコン	
		昭和60年12月	株式会社東京銀行資本市場第三部 部長代理	
		平成元年9月	バンク・オブ・トウキョウ・キャピタルマーケット ロンドン アソシエイト・ディレクター	
		平成8年4月	バンカーズ・トラスト マネージング・ディレクター	
		平成9年8月	チェース・マンハッタン銀行 マネージング・ディレクター	
		平成13年4月	リサーチアンドブライシングテクノロジー株式会社 代表取締役(現任)	
		平成16年8月	株式会社フィスコ 取締役	
		平成17年3月	株式会社沖縄金融特区研究所 取締役(現任)	
		平成17年12月	株式会社フィスコ・コモディティー 取締役(現任)	
		平成19年3月	産業ファンド投資法人 執行役員(現任)	
		平成19年6月	セントラル短資オンライントレード株式会社 非常勤監査役(現任)	
		平成20年1月	株式会社フィスコ 非常勤取締役(現任)	
監督役員	滝口 勝昭	昭和38年11月	デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ会計士事務所	0
		昭和57年6月	同 パートナー	
		昭和58年11月	同 ニューヨーク事務所 日系企業担当部日本連絡責任者	
		昭和60年6月	監査法人三田会計社設立 代表社員	
		平成2年2月	監査法人トーマツ 合併により監査法人トーマツ代表社員	
		平成9年6月	同 常務代表社員	
		平成13年6月	同 戦略ビジネス部門代表 監査法人トーマツ エグゼクティブマネジメントグループ メンバー	
			デロイトトウシュートーマツ ボードオブディレクター メンバー	
			デロイトトウシュートーマツ ガバナンスコミティー メンバー	
		平成16年9月	DTT グローバルマニュファクチャリングインダストリーグループ会長	
		平成19年1月	滝口勝昭公認会計士事務所 所長(現任)	
		平成19年2月	財団法人石橋財団 監事(現任)	
		平成19年3月	産業ファンド投資法人 監督役員(現任)	
			フェニックス・キャピタル株式会社 非常勤監査役(現任)	
			日本リバイバル債権回収株式会社 常勤監査役(現任)	
		平成19年4月	中央大学専門大学院国際会計研究科教授(現任)	
			ゴールドバック株式会社 非常勤監査役(現任)	
		平成19年6月	基礎地盤コンサルタンツ株式会社 非常勤監査役(現任)	

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
監督役員	本多 邦美	平成 11 年 4 月	常松・築瀬・関根（現長島・大野・常松）法律事務所	0
		平成 12 年 3 月	春木・澤井・井上（現東京丸の内・春木）法律事務所	
		平成 14 年 9 月	モリソン・フォースター法律事務所	
		平成 15 年 8 月	春木・澤井・井上（現東京丸の内・春木）法律事務所（現任）	
		平成 19 年 3 月	産業ファンド投資法人 監督役員（現任）	

3【その他】

(1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任されます（投信法第 96 条、規約第 43 条）。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる執行役員及び監督役員はこの限りではありません（投信法第 72 条）。

執行役員及び監督役員の任期は、選任後 2 年です（規約第 44 条本文）。ただし、補欠又は増員のため、選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は先任者の残存期間と同一とします（規約第 44 条ただし書）。

執行役員及び監督役員の解任は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出資した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（投信法第 106 条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決されたときは、発行済投資口の 100 分の 3 以上にあたる投資口を有する投資主（6 か月前より引き続き当該投資口を有するものに限り）は、当該投資主総会の日から 30 日以内に当該執行役員又は監督役員の解任を裁判所に請求することができます（投信法第 104 条第 3 項、会社法第 854 条第 1 項第 2 号）。

(2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

規約等の重要事項の変更

規約の変更の手續等については、後記「第 3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 規約の変更に関する手續」をご参照下さい。

事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

なお、本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて購入することが可能です。また、金融商品取引所外で本投資証券を購入することも可能です。

2【買戻し手続等】

本投資法人の発行する投資口は、クローズド・エンド型であり、投資主（実質投資主を含みます。）の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第7条）。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて売買することが可能です。また、金融商品取引所外で本投資証券を譲渡することも可能です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、各決算期（毎年6月末日及び12月末日）に、以下の算式にて算出します。

$$1 \text{ 口当たり純資産額} = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口総数}$$

本投資法人は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って運用資産を評価します。運用資産の評価に際しては、評価結果の信頼性を確保するために、継続性の原則を遵守して、投資主の利益のために慎重かつ忠実にかかる業務を行うものとします（規約第16条）。

本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとします（規約第18条）。

(イ) 不動産、地上権又は不動産の賃借権

不動産、地上権又は不動産の賃借権については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価します。なお、建物及び設備等の減価償却額は、定額法により計算します。ただし、定額法により計算することが、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと判断できる場合に限り、他の評価方法により計算することができるものとします。

(ロ) 金銭、不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権

信託資産である不動産、地上権又は不動産の賃借権については、上記(イ)に従って評価し、また、信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した後に、その信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価します。

(ハ) 不動産等匿名組合出資持分

匿名組合の資産である不動産等については、上記(イ)及び(ロ)に従って評価し、また、匿名組合の資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した後に、これらの資産合計額から匿名組合の負債合計額を控除して計算した匿名組合の純資産額の本投資法人の出資持分に相当する金額をもって、匿名組合出資持分を評価します。

(二) 有価証券

a. 金融商品取引所に上場されている有価証券

金融商品取引所が開設する取引所有価証券市場における最終価格に基づき計算した価格をもって、金融商品取引所に上場されている有価証券を評価します。

b. その他の有価証券

金融商品取引業者等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価します。気配相場が提示されていないときは、原則として投信協会の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価します。

(ホ) 金銭債権

取得価額から貸倒見積額に基づいて計算した貸倒引当金を控除した額をもって、金銭債権を評価します。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価します。

(ヘ) コマーシャル・ペーパー

取得価格に日割計算による未収利息を加えた金額をもって、コマーシャル・ペーパーを評価します。ただし、発行者の信用状態が著しく悪化したときは、取得価格から貸倒見積額に基づいて計算した貸倒引当金を控除した額をもって、これを評価します。

(ト) デリバティブ取引

原則として、公正価額をもってデリバティブ取引を評価します。ただし、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用します。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約等に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げません。

(チ) その他

上記に定めがない場合は、当該資産の種類毎に、投信協会の評価規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により付されるべき評価額をもって評価します。

有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとします（規約第 19 条）。

(イ) 不動産、地上権又は不動産の賃借権

不動産、地上権及び不動産の賃借権については、収益還元法により求めた価額をもって評価します。

(ロ) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び金銭の信託の受益権

信託資産である不動産、地上権又は不動産の賃借権については、上記(イ)に従って評価し、また、信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した後に、信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価します。

(ハ) 不動産等匿名組合出資持分

匿名組合出資持分資産である不動産等については、上記(イ)及び(ロ)に従って評価し、また、匿名組合出資持分資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した後に、これらの匿名組合出資持分対応資産合計額から匿名組合出資持分対応負債合計額を控除して計算した匿名組合出資持分対応純資産額をもって、匿名組合出資持分を評価します。

本投資法人の資産評価の基準日は、原則として、各決算期（毎年 6 月末日及び 12 月末日）とします（規約第 17 条本文）。ただし、有価証券又はその他の特定資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします（規約第 17 条ただし書）。

1 口当たりの純資産額については、投資法人の計算書類の注記表に記載されることになっています（投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号。その後の改正を含みます。）（以下「投資法人計算規則」といいます。）第 58 条、第 68 条）。投資法人は、各営業期間（毎年 1 月 1 日から 6 月末日まで、及び 7 月 1 日から 12 月末日まで）に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書を含みます。）、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書を作成し（投信法第 129 条）、役員会により承認された場合、遅滞なく投資主に対して承認された旨を書面にて通知し、承認済みの計算書類等を、会計監査報告とともに投資主に交付します（投信法第 131 条第 2 項、第 5 項、投資法人計算規則第 81 条）。

(2)【保管】

投資主は、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。本(2)において以下同じです。）等との間で保護預り契約を締結し、本投資証券の保管を委託できます。保護預りの場合、本投資証券は、混蔵保管され、投資主に対しては取引残高報告書が交付されます。

投資主から本投資証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者等は、当該投資主の承諾を得て、また当該投資主の請求に基づいて、当該投資主から保管の委託を受けた本投資証券を保管振替機構に預託することができます。保管振替機構に預託する場合、保管振替機構は、預託を受けた本投資証券について預託者毎に分別保管せず、他の預託者から預託を受けた本投資証券と混蔵保管することによって集中保管します。保管振替機構は、その預託を受けた本投資証券について預託後相当の時期に保管振替機構名義への書換の請求を本投資法人に対して行います。保管振替機構に預託され保管振替機構名義に書き換えられた本投資証券について売買が行われた場合には、その決済のために本投資証券の券面を実際に授受するのではなく、保管振替機構に設けられた口座間の振替によって決済が行われます。ただし、保管振替機構に本投資証券を預託した投資主は本投資証券の保管の委託をした金融商品取引業者等に申し出ることによって、保管振替機構に預託した投資証券の交付及び返還を受けることができます。なお、本投資証券が東京証券取引所に上場できない場合には保管振替機構に預託することはできません。

投資主は、記名式の本投資証券の券面を直接保有することもできます。保護預りを行わない場合、本投資証券の券面は、投資主が自らの責任において保管することになります。

(3)【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

(4)【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日までの各6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とします（規約第24条本文）。ただし、第1期営業期間は、本投資法人設立の日（平成19年3月26日）から平成19年12月末日までとします（規約第53条）。

(5)【その他】

増減資に関する制限

(イ) 最低純資産額

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000 万円です（規約第 9 条）。

(ロ) 投資口の発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、400 万口とします。本投資法人は、かかる投資口数の範囲内において、役員会の承認を得て、投資口の募集及び発行を行うことができます。当該募集投資口の発行における 1 口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額としなければならないものとします（規約第 5 条）。

(ハ) 国内における募集

本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100 分の 50 を超えるものとします（規約第 6 条）。

解散条件

本投資法人における解散事由は以下の通りです（投信法第 143 条）。

(イ) 投資主総会の決議

(ロ) 合併（合併により本投資法人が、消滅する場合に限り。）

(ハ) 破産手続開始の決定

(ニ) 解散を命ずる裁判

(ホ) 投信法第 216 条に基づく投信法第 187 条の登録の取消し

規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって、可決される必要があります（投信法第 140 条、第 93 条の 2 第 2 項）。なお、投資主総会における決議の方法については、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主総会における議決権」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金商法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、金商法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約及び変更に関する規定は、以下の通りです。

(イ) 資産運用会社：三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

資産運用委託契約

期間	委託契約は、本投資法人が投信法第 187 条に基づく登録を完了した日に効力を生じるものとし、本投資法人の存続期間中、有効に存続するものとし ます。
更新	該当する規定はありません。
解約	<ul style="list-style-type: none"> i. 本投資法人は、投資主総会の決議を経た上で、本資産運用会社に対して、6 か月前に書面による通知をすることにより本契約を解約することができます。 ii. 上記 i.の規定にかかわらず、本投資法人は、本資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の決議により本契約を解約することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 本資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき（ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、本資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から 10 営業日以内にこれを是正した場合を除きます。） (ii) 上記(i)に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき iii. 本投資法人は、本資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解約しなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 金融商品取引業者（金商法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除きます。）（投信法第 199 条各号に定める場合にあっては、当該各号に定める金融商品取引業者）でなくなったとき (ii) 投信法第 200 条各号のいずれかに該当することとなったとき (iii) 解散したとき iv. 本資産運用会社は、本投資法人の同意を得なければ、本契約を解約することができません。 v. 本投資法人の執行役員は、前項の同意を与えるために、投資主総会の承認を受けなければなりません。ただし、やむを得ない事由がある場合として監督官庁の許可を得たときは、この限りではありません。 vi. 本資産運用会社は、本契約の終了に当たり、委託業務の引継ぎに必要な事務を行うなど、本契約終了後の事務の移行に関して協力する義務を負うものとし ます。
変更等	本投資法人及び本資産運用会社の合意並びに法令に従って変更することができます。

(ロ) 資産保管会社兼一般事務受託者：住友信託銀行株式会社

資産保管委託契約

期間	委託契約の有効期間は、同契約の効力発生日である本投資法人が投信法第187条の登録を受けた日から向う2年間とします。
更新	上記の有効期間満了の6か月前までに本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、本契約は従前と同一の条件にて自動的に2年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	本契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。 i. 当事者間の文書による解約の合意。ただし、本投資法人の役員会の承認を条件とします。この場合には本契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。 ii. 当事者のいずれか一方が本契約に違反し催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって本契約は失効するものとし、ただし、本投資法人からの解除は役員会の承認を条件とします。なお、本投資法人及び資産保管会社は本契約失効後においても本契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げません。 iii. 当事者のいずれか一方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたときに、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって本契約は失効するものとし、
変更等	i. 本契約の内容については、本投資法人は役員会の承認を得た上で、両当事者間の合意により、これを変更することができます。 ii. 上記 i. の変更にあたっては、本投資法人の規約及び投信法を含む法令及び諸規則等を遵守するものとし、 iii. 手数料が経済事情の変動又は当事者の一方若しくは双方の事情の変化により不適當になったときは、両当事者協議の上これを変更することができます。

一般事務委託契約

期間	委託契約の有効期間は、同契約の効力発生日である本投資法人成立日から向う2年間とします。
更新	上記の有効期間満了の6か月前までに本投資法人又は一般事務受託者のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、本契約は従前と同一の条件にて自動的に2年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	本契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。 i. 当事者間の文書による解約の合意。ただし、本投資法人の役員会の承認を条件とします。この場合には本契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。 ii. 当事者のいずれか一方が本契約に違反し催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって本契約は失効するものとし、ただし、本投資法人からの解除は役員会の承認を条件とします。なお、本投資法人及び一般事務受託者は本契約失効後においても本契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げません。 iii. 当事者のいずれか一方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたときに、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって本契約は失効するものとし、
変更等	i. 本契約の内容については、本投資法人は役員会の承認を得た上で、両当事者間の合意により、これを変更することができます。 ii. 上記 i. の変更にあたっては、本投資法人の規約及び投信法を含む法令及び諸規則等を遵守するものとし、 iii. 手数料が経済事情の変動又は当事者の一方若しくは双方の事情の変化により不適當になったときは、両当事者協議の上これを変更することができます。

(八) 投資主名簿等管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社

投資口事務代行委託契約

期間	委託契約の有効期間は、委託契約の効力発生日である本投資法人成立日から2年間とします。
更新	有効期間満了の6か月前までに当事者のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	本契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。 i. 当事者間の文書による解約の合意。ただしこの場合には、本契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効するものとし、 ii. 当事者のいずれか一方に次に掲げる事由が生じたときは、他の当事者は契約の解除を文書で通知することができます。本契約は、解除を通知する文書において指定する日に失効するものとし、 (i) 会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産手続開始、特別清算開始、その他いわゆる倒産の申立てがなされた場合 (ii) 本契約につき、重大な違反をした場合
変更等	i. 本契約の内容が法令の変更その他当事者の一方若しくは双方の事情の変更によりその履行に支障をきたすに至ったとき、又はそのおそれのあるときは、両当事者協議の上、これを改定することができます。 ii. 手数料が経済事情の変動又は当事者の一方若しくは双方の事情の変動により不適正になったときは、両当事者協議の上これを変更することができます。

(二) 納税事務に関する一般事務受託者：新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

納税事務に関する一般事務等委託契約

期間	委託契約の有効期間は、委託契約の締結日から平成20年3月末日までとします。
更新	有効期間満了の3か月前までに当事者のいずれか一方から申出がなされなかったときは、期間満了の日の翌日より6か月間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	契約上特段の規定はありません。
変更等	契約上特段の規定はありません。

公告の方法

本投資法人の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします（規約第4条）。

2【利害関係人との取引制限】

(1) 法令に基づく制限

利益相反取引の制限

資産運用会社は、法令により、以下の通りその親法人等又は子法人等が関与する行為につき禁止行為が定められています（金商法第 44 条の 3 第 1 項、投信法第 223 条の 3 第 3 項）。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい（金商法第 31 条の 4 第 5 項）、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます（金商法第 31 条の 4 第 6 項）。

- (イ) 通常の実取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと（金商法第 44 条の 3 第 1 項第 1 号、投信法第 223 条の 3 第 3 項、投信法施行令第 130 条第 2 項）。
 - (ロ) 当該金融商品取引業者との間で金商法第 2 条第 8 項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること（金商法第 44 条の 3 第 1 項第 2 号、投信法第 223 条の 3 第 3 項）。
 - (ハ) 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金商法第 44 条の 3 第 1 項第 3 号、投信法第 223 条の 3 第 3 項）。
- (二) (イ)から(ハ)までに掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令に定める以下の行為その他の行為（金商法第 44 条の 3 第 1 項第 4 号、金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。その後の改正を含みます。）第 153 条、投信法第 223 条の 3 第 3 項、投信法施行令第 267 条）。
- a. 通常の実取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと。
 - b. 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約（金商法第 34 条に定義される「金融商品取引契約」をいいます。以下同様です。）を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の実取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること。

利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きま
す。以下、本 において同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行わ
れたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書
面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資
の対象とするものに限りま
す。）、その他投信法施行令で定める者に交付しなければ
なりません（投信法第 203 条第 2 項）。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代
えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用
を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りま
す。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子
情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施
行規則で定めるものにより提供することができます（投信法第 203 条第 4 項、第 5 条第
2 項）。

資産の運用の制限

登録投資法人は、(イ)その執行役員又は監督役員、(ロ)その資産運用会社、(ハ)その執
行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限られます。）、
(ニ)その資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を
行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にあ
る者又は使用人との間で、次に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認
められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません
（投信法第 195 条、第 193 条、投信法施行令第 116 条乃至第 118 条）。

- a. 有価証券の取得又は譲渡
- b. 有価証券の貸借
- c. 不動産の取得又は譲渡
- d. 不動産の貸借
- e. 不動産の管理の委託
- f. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせるこ
と等は認められています。

特定資産の価格等の調査

投信法第 201 条及びこれに関する法令により定められた特定資産（指定資産を除きます。）について取得及び譲渡等の取引が行われたときは、本投資法人、資産運用会社（その利害関係人等を含みます。）及びその資産保管会社以外の外部の所定の第三者により価格等の調査を受けるものとします。

ここで、外部の所定の第三者とは、以下のもの（投信法施行令に定める者を除きます。）をいいます。

- (イ) 弁護士又は弁護士法人
- (ロ) 公認会計士又は監査法人
- (ハ) 不動産鑑定士

なお、調査する資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいいます。）であるときは、当該調査は、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査します。

また、ここで規定する価格等の調査は、利害関係人等以外の第三者との間で取引が行われた場合にも、実施しなければならないことに留意します。

(2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール

本資産運用会社は、利害関係者との取引等に関する社内規程（自主ルール）として「利害関係者取引規程」を以下の通り定めています。

目的

利害関係者取引規程は、本資産運用会社が、本投資法人を含む委託を受けた投資法人の資産運用業務を行うに当たり、以下の に規定される本資産運用会社の利害関係者と当該投資法人の利害が対立する可能性がある取引につき遵守すべき手続その他の事項を定め、当該取引を適切に管理し、もって本資産運用会社が当該投資法人に対して負う善管注意義務及び忠実義務の履行を十全ならしめることを目的とします。

利害関係者の範囲

「利害関係者」とは以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (イ) 投信法第 203 条第 2 項により委任を受けた投信法施行令第 126 条第 1 項各号及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 247 条に規定される者
 - (ロ) 本資産運用会社の株主及びその役員、並びに本資産運用会社の役員又は重要な使用人の出向元
 - (ハ) 前項に該当する者の子会社及び関連会社（それぞれ財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項及び第 5 項に定義される子会社及び関連会社をいいます。）
- (二) 前 3 項のいずれかに該当する者が過半の出資を行うなど重要な影響を及ぼし得る特別目的会社（特定目的会社、合同会社、株式会社等を含みます。）、組合その他のファンド

法令遵守

本資産運用会社は、利害関係者と取引を行おうとするときは、投信法その他の関係法令を遵守してこれを行うものとします。

取締役会の特別多数決による賛成

利害関係者との間で以下に規定する各取引を行う場合は、コンプライアンス室による確認、各委員会による審議、社長による承認及び起案本部の本部長による決裁に加え、取締役会規則に基づき取締役会において 8 人の取締役の内 6 人以上の賛成を要することとし(ただし、特別の利害関係を有する取締役は、議決に参加することができないものとし、)、より十分な検証を重ねることとします。

- (イ) 資産の取得
- (ロ) 資産の譲渡
- (ハ) 不動産等の賃貸
- (ニ) 不動産等の売買及び賃貸の媒介業務の委託
- (ホ) 不動産管理業務等の委託
- (ヘ) 資金調達及びそれに付随するデリバティブ取引
- (ト) 工事の発注
- (チ) 業務の委託

資産の取得

- (イ) 利害関係者から不動産等を取得する場合の取得価格は、原則として利害関係者に該当しない不動産鑑定士が鑑定した鑑定評価額を上限の指標とし、当該鑑定評価額を上回る場合は、起案した本部の本部長が当該案件を議論する投資検討委員会及び取締役会において、当該鑑定評価額を上回った価格での取得を正当化する理由を説明し、投資検討委員会及び取締役会にかかる説明を踏まえた上で審議・検討します。ただし、ここでいう取得価格は不動産等そのものの価格とし、鑑定評価額の対象となっていない、取得費用、信託設定に要する費用、固定資産税等の期間按分精算額等を含まないものとします。
- (ロ) 利害関係者が投資法人への譲渡を前提に一時的に特別目的会社等の組成を行うなどして負担した費用が存する場合は、当該費用を鑑定評価額に加えて取得することができるものとします。
- (ハ) 利害関係者からその他の特定資産を取得する場合、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記に準ずるものとします。

資産の譲渡

- (イ) 利害関係者に不動産等を譲渡する場合の譲渡価格は、原則として利害関係者に該当しない不動産鑑定士が鑑定した鑑定評価額を下限の指標とし、当該鑑定評価額を下回る場合は、起案した本部の本部長が当該案件を議論する投資検討委員会及び取締役会において、当該鑑定評価額を下回った価格での譲渡を正当化する理由を説明し、投資検討委員会及び取締役会にかかる説明を踏まえた上で審議・検討します。ただし、ここでいう譲渡価格は不動産等そのものの価格とし、鑑定評価額の対象となっていない、売却費用、固定資産税の期間按分精算額等を含まないものとします。
- (ロ) 利害関係者へその他の特定資産を譲渡する場合、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記に準ずるものとします。

不動産等の賃貸

投資法人が運用する不動産等につき利害関係者と賃貸借契約を締結又は契約更改する場合には、適正な条件で賃貸するものとし、個別の特定資産における当該利害関係者からの賃料収入が当該特定資産の総収入（直近の決算数値又は実績がない場合は予想数値に基づきます。）の30%以上となる契約を締結する場合は、市場価格、周辺相場等を調査し、利害関係者に該当しない第三者からの意見書等を参考の上、決定しなければならないものとします。

不動産等の売買及び賃貸の媒介業務の委託

- (イ) 利害関係者へ不動産等の売買の媒介を委託する場合は、宅地建物取引業法等に規定する報酬及び相場の範囲内とし、売買価格の水準、媒介の難易度等を勘案して、他事例や利害関係者に該当しない第三者からの意見書等を参考の上、決定します。
- (ロ) 利害関係者へ賃貸の媒介を委託する場合は、宅地建物取引業法等に規定する報酬及び相場の範囲内とし、賃料の水準、媒介の難易度等を勘案して、他事例や利害関係者に該当しない第三者からの意見書等を参考の上、決定します。

不動産管理業務等の委託

- (イ) 利害関係者へ不動産管理業務等を委託又はその更新をする場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない他業者たる第三者からの見積りを取得し、又は利害関係者に該当しない第三者の意見書等を入手して比較・検討の上、提供役務の内容、業務総量等を勘案し、当該者への委託又は更新及びその条件を決定します。
- (ロ) 取得しようとする物件について、利害関係者が既に不動産管理業務等を行っている場合は、取得後の不動産管理業務等は当該利害関係者に委託することができるものとしますが、委託料の決定については、上記に準ずるものとします。

資金調達及びそれに付随するデリバティブ取引

利害関係者から借入れ及びそれに付随するデリバティブ取引を行う場合又は利害関係者に本資産運用会社が資産運用業務の委託を受けている投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の引受けその他の募集等に関する業務を委託する場合には、借入期間、金利等の借入条件又は委託条件及び提案内容について、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない金融機関たる第三者からの見積り又は提案書を取得の上市場における水準等と比較して適正であることを確認し、又は利害関係者に該当しない外部専門家たる第三者から当該事実に対する意見書を入手の上、決定します。

工事の発注

利害関係者へ工事等を発注する場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない他業者たる第三者からの見積りを取得し、又は利害関係者に該当しない第三者の意見書等を入手して比較・検討の上、提供役務の内容、業務総量等を勘案し、当該者への委託又は更新及びその条件を決定します。

業務の委託

前記乃至に定める場合の他、利害関係者へ業務を委託する場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない他業者たる第三者からの見積りを取得し、又は利害関係者に該当しない第三者の意見書等を入手して比較・検討の上、提供役務の内容、業務総量等を勘案し、当該者への委託又は更新及びその条件を決定します。

代替方式等

上記乃至に規定する業務を委託する場合であって、各項に定める第三者からの見積りや第三者の意見書等の入手が困難な場合は、別途取締役会にて事前に定める料率表等に基づき利害関係者への委託又は更新及びその条件を決定するか、利害関係者に当該条件で委託する合理的理由を当該業務の委託について審議する委員会及び取締役会に説明の上、同委員会及び取締役会の承認を得るものとします。

なお、本資産運用会社は、上記のような利害関係者取引規程に加えて、資産運用業務の委託を受けた投資法人間での利益相反を防止するため、資産の売買、資産の管理、資金調達の各場合について、投資法人間の利益相反防止のためのチェックリストを作成し、意思決定時にこれらのチェックリストを利用してある投資法人の利益のために他の投資法人の利益を害するような取引が行われないような体制を構築しています。

(3) 利害関係人等との取引状況等

取引状況

区分	売買金額等(注2)	
	買付額等	売付額等
総額	66,000,000 千円	- 千円
	うち利害関係人等からの買付額 43,300,000 千円 (65.6)	うち利害関係人等への売付額 - 千円 (-)
利害関係人等との取引状況の内訳		
有限会社エム・シー武蔵村山	8,000,000 千円 (12.1)	- 千円 (-)
有限会社エム・シー野田	6,500,000 千円 (9.8)	- 千円 (-)
有限会社エム・シー越谷	7,300,000 千円 (11.1)	- 千円 (-)
有限会社エム・シーワン	2,100,000 千円 (3.2)	- 千円 (-)
有限会社エム・シー清水	1,300,000 千円 (2.0)	- 千円 (-)
合同会社インダストリアル・神戸	18,100,000 千円 (27.4)	- 千円 (-)
合計	43,300,000 千円 (65.6)	- 千円 (-)

(注1) 利害関係人等とは、平成19年9月30日の金融商品取引法施行に伴う改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行令第20条に定める本投資法人と資産運用委託契約を締結している本資産運用会社の利害関係人等をいいます。

(注2) 上記数値は、売買契約書に記載された売買価格を記載しています。

(注3) ()内の数値は、買付額・売付額のそれぞれ総額に対する比率(%)を記載しています。

支払手数料等の金額

該当事項はありません。

3【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主総会における議決権

本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています（投信法第 77 条第 2 項第 3 号、94 条第 1 項、会社法第 308 条第 1 項本文）。投資主総会において決議される事項は、以下の通りです。

- (イ) 執行役員、監督役員及び会計監査人の選任（ただし、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。）及び解任（投信法第 96 条、第 104 条、第 106 条）
- (ロ) 資産運用会社との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意（投信法第 198 条第 2 項、第 206 条第 1 項、第 205 条第 2 項）
- (ハ) 投資口の併合（投信法第 81 条の 2 第 2 項、会社法第 180 条第 2 項）
- (二) 投資法人の解散（投信法第 143 条第 3 号）
- (ホ) 規約の変更（投信法第 140 条）
- (ヘ) その他投信法又は本投資法人の規約で定める事項（投信法第 89 条）

投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下の通りです。

- (イ) 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第 40 条第 1 項）。
- (ロ) 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができます（規約第 37 条第 1 項）。ただし、投資主総会毎に代理権を証する書面を予め本投資法人に提出することを要します（投信法第 94 条第 1 項、会社法第 310 条第 1 項、規約第 37 条第 2 項）。
- (ハ) 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます（投信法第 92 条第 1 項、規約第 38 条第 1 項）。
- (二) 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第 92 条第 2 項、規約第 38 条第 2 項）。
- (ホ) 投資主総会に出席しない投資主は、本投資法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができます（投信法第 92 条の 2 第 1 項、規約第 39 条第 1 項及び第 2 項）。
- (ヘ) 電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入しません（投信法第 92 条の 2 第 3 項、規約第 39 条第 3 項）。
- (ト) 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第 93 条第 1 項、規約第 41 条第 1 項）。
- (チ) 上記(ト)の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第 93 条第 3 項、規約第 41 条第 2 項）。

- (リ) 本投資法人は、投資主総会がその直前の決算期から 3 か月以内に開催される場合、当該決算期の最終の投資主名簿に記載された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします（投信法第 77 条の 3 第 2 項及び第 3 項、会社法第 124 条第 3 項、規約第 36 条第 1 項）。
- (ヌ) 上記(リ)の定めにかかわらず、役員会の決議により予め公告をして、一定の日における投資主名簿に記載された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とする事ができません（規約第 36 条第 2 項）。

(2) その他の共益権

代表訴訟提起権（投信法第 204 条第 3 項、第 116 条、第 119 条、会社法第 847 条）

6 か月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対し、書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を追及する訴訟の提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から 60 日以内に訴訟を提起しないときは、当該請求をした投資主は、本投資法人のために訴訟を提起することができます。

投資主総会決議取消権（投信法第 94 条第 2 項、会社法第 831 条）

投資主は、投資主総会の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは規約に違反している又は著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反しているとき、又は決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたときには、決議の日から 3 か月以内に、訴えをもって当該投資主総会の決議の取消しを請求することができます。

執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第 109 条第 5 項、第 153 条の 3 第 2 項、会社法第 360 条第 1 項）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、6 か月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対し、その行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

新投資口発行無効訴権（投信法第 84 条第 2 項、会社法第 828 条第 1 項第 2 号）

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から 6 か月以内に、本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

合併無効訴権（投信法第 150 条、会社法第 828 条第 1 項第 7 号及び第 8 号）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から 6 か月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

設立無効訴権（投信法第 75 条第 6 項、会社法第 828 条第 1 項第 1 号）

投資主は、本投資法人の設立につき重大な瑕疵があった場合には、本投資法人に対して本投資法人の成立の日から 2 年以内に設立無効の訴えを提起することができます。

投資主提案権（投信法第 94 条第 1 項、会社法第 303 条第 2 項、第 305 条）

発行済投資口の 100 分の 1 以上にあたる投資口を有する投資主（6 か月前から引き続き当該投資口を有する投資主に限ります。）は、執行役員に対して会日より 8 週間前に書面をもって、一定の事項を投資主総会の会議の目的とするべきことを請求することができます。また、会議の目的である事項についてその投資主の提出する議案の要領を招集通知に記載又は記録することを請求することができます。

投資主総会招集権（投信法第 90 条第 3 項、会社法第 297 条第 1 項、第 4 項）

発行済投資口の 100 分の 3 以上にあたる投資口を 6 か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して投資主総会の招集を請求することができます。遅滞なく投資主総会招集の手続がなされない場合又は請求の日から 8 週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合には、内閣総理大臣の許可を得て招集することができます。

検査役選任請求権（投信法第 94 条第 1 項、会社法第 306 条、投信法第 110 条）

発行済投資口の 100 分の 1 以上にあたる投資口を有する投資主は、投資主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立をすることができます。また、発行済投資口の 100 分の 3 以上にあたる投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立をすることができます。

執行役員等解任請求権（投信法第 104 条第 3 項、会社法第 854 条第 1 項第 2 号）

発行済投資口の 100 分の 3 以上にあたる投資口を 6 か月前から引き続き有する投資主は、執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず当該役員を解任する旨の議案が投資主総会で否決されたときには、当該投資主総会の日から 30 日以内に訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

解散請求権（投信法第 143 条の 3）

発行済投資口の 10 分の 1 以上にあたる投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人において回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくする場合において、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

(3) 分配金請求権（投信法第 77 条第 2 項第 1 号、第 137 条）

本投資法人の投資主は、本投資法人の規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、保有する投資口数に応じて金銭の分配を受けることができます。

- (4) 残余財産分配請求権（投信法第 77 条第 2 項第 2 号、第 158 条）
本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。
- (5) 払戻請求権（規約第 7 条）
投資主は、投資口の払戻請求権を有していません。
- (6) 投資口の処分権（投信法第 78 条第 1 項乃至第 3 項）
投資主は投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡することができます。
- (7) 投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第 85 条第 1 項、第 3 項、会社法第 217 条）
投資主は、本投資法人が投資口を発行した日以後、遅滞なく投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申し出ることもできます。
- (8) 帳簿等閲覧請求権（投信法第 128 条の 3）
投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。ただし、この請求は、理由を明らかにして行わなければなりません。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

(Mitsubishi Corp. - UBS Realty Inc.)

資本金の額

平成19年12月31日現在 5億円

事業の内容

本資産運用会社は投資運用業を行うことを目的としています。

(イ) 会社の沿革

年月日	事項
平成12年11月15日	エム・シー・アセットマネジメント株式会社設立
平成12年12月8日	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社へ社名変更
平成13年1月27日	宅地建物取引業者免許取得（免許証番号：東京都知事(1)第79372号）
平成13年4月5日	投資信託委託業者に係る業務認可取得（認可番号：内閣総理大臣第6号）
平成14年6月5日	コンサルティング業務、委託代行業務に係る兼業承認取得（承認番号：金監第2161号）(注)
平成17年5月17日	信託受益権販売業登録（登録番号：関東財務局長（売信）第131号）
平成18年1月27日	宅地建物取引業者免許更新（免許証番号：東京都知事(2)第79372号）
平成19年1月25日	投信法第10条の2の規定に基づく認可（業務の方法の変更の認可）取得
平成19年5月11日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得（認可番号：国土交通大臣第58号）
平成19年7月26日	投信法第10条の2の規定に基づく認可（業務の方法の変更の認可）取得
平成19年9月30日	金融商品取引業者に係る登録（登録番号：関東財務局長（金商）第403号）

(注) 当該業務は、現在行っていません。

(ロ) 株式の総数及び資本金の額の増減

a. 発行する株式の総数（本書の日付現在）

10,000株

b. 発行済株式の総数（本書の日付現在）

10,000株

c. 最近5年間における資本金の額の増減

過去5年間で資本金の増減はありません。

(八) その他

a. 役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成によって選任します。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、選任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠又は増員として就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべき時までとし、補欠として就任した監査役の任期は前任者の任期が満了すべき時までとします。本資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、2週間以内に監督官庁へ届け出ます（金商法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、本資産運用会社の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合を含みます。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければなりません（金商法第31条の4第4項）。

b. 訴訟事件その他本資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

(二) 関係業務の概要

本投資法人が、本資産運用会社に委託する業務の内容は、以下の通りです。

- a. 規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、運用資産の運用を行います（本投資法人のために資金の借入れを行うことを含みます。）。
- b. 運用資産の運用状況について、法令の定めるところに従い本投資法人に対して定期的に報告を行います。
- c. 上記のほか、本投資法人から運用資産の運用状況に関し報告を求められたときには、正当な理由がない限りその指示に従い報告を行います（本投資法人の役員会に出席して報告を行うことを含みます。）。
- d. その他本投資法人が随時委託する上記 a.乃至 c.に関連し又は付随する業務を行います。

(2) 【運用体制】

運用体制

本資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式数に対する所有株式数の 比率(%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	5,100	51.0
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH8098 バーンホフストラッセ 45 (Bahnhofstrasse 45, CH8098, Zurich, Switzerland) スイス国 バーゼル市 CH4051 エーションフォルシュタット 1 (Aeschenvorstadt 1, CH4051, Basel, Switzerland)	4,900	49.0

本資産運用会社は、三菱商事株式会社とユービーエス・エイ・ジーの合弁により設立された会社です。

(イ) 三菱商事株式会社

三菱商事株式会社は、国内及び海外約 80 か国に 200 超の拠点を持つ日本最大級の総合商社です。500 社を超える連結対象会社を持つ企業グループで、約 54,000 名の従業員を有します。エネルギー、金属、機械、化学品、食料や資材など、多様な産業においてビジネスを行っています。

(ロ) ユービーエス・エイ・ジー

ユービーエス・エイ・ジーは、世界最大級の金融グループの一つとして、世界 80,000 人超の従業員が 50 か国で金融サービスを提供しています。中でもグループ内で資産運用を手がける UBS グローバル・アセット・マネジメントは、約 93 兆円の資産を運用する世界最大級の資産運用会社として、不動産を含むほぼすべての資産クラスの投資ポートフォリオによる運用機会を投資家に提供しています。

(4)【役員状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
代表取締役社長	廣本 裕一	昭和 55 年 4 月 昭和 62 年 12 月 平成 2 年 6 月 平成 4 年 6 月 平成 6 年 12 月 平成 10 年 6 月 平成 11 年 1 月 平成 12 年 12 月 平成 13 年 9 月	三菱商事株式会社 同 資本市場部（資本市場関連業務） 米国ペンシルバニア大学ウォートンスクール（MBA） 三菱商事株式会社資本市場部（国内社債発行業務） 三菱コーポレーション・ファイナンス・ピーエルシー出向 三菱商事株式会社財務部（不動産証券化・不動産投資） 同 金融企画部（不動産証券化・不動産投資） 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社代表取締役社長（現任） 日本リテールファンド投資法人執行役員	0
代表取締役副社長	向井 稔	昭和 51 年 4 月 昭和 55 年 9 月 昭和 62 年 4 月 平成 2 年 3 月 平成 3 年 4 月 平成 7 年 2 月 平成 8 年 4 月 平成 10 年 2 月 平成 12 年 6 月 平成 12 年 7 月 平成 13 年 4 月 平成 15 年 5 月 平成 16 年 1 月 平成 16 年 4 月 平成 16 年 6 月 平成 17 年 6 月 平成 18 年 8 月	株式会社東京銀行 ドイツ東京銀行フランクフルト支店 株式会社東京銀行キャピタルマーケット ロンドン アソシエート ディレクター 同 資本市場第一部部長代理 同 資本市場第一部審議役 同 資本市場第一部次長 東京三菱証券株式会社引受第三部長 HSBC 証券東京支店資本市場ヘッドオブキャピタルマーケットセールス ディレクター ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社（現ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社）常務執行役員 ユービーエス・アセットマネジメント株式会社（現ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社）取締役 同 常務取締役 同 取締役副社長 欧州ビジネス協会委員長 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社代表取締役副社長 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社非常勤取締役 日本証券投資顧問業協会副会長 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社代表取締役副社長（現任）	0

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	武内 英史	昭和 47 年 4 月 昭和 51 年 5 月 昭和 57 年 7 月 昭和 61 年 12 月 平成 4 年 11 月 平成 10 年 5 月 平成 11 年 1 月 平成 11 年 10 月 平成 13 年 10 月 平成 14 年 4 月 平成 19 年 3 月 平成 19 年 4 月 平成 19 年 6 月	三菱商事株式会社(鉄鋼管理部) 同 財務部 香港三菱商事会社 三菱商事株式会社 資本市場部 米国三菱商事会社(ニューヨーク) 三菱商事株式会社 財務部 同 金融企画部 同 主計部長 同 トレジャラー 同 執行役員 イー・アイ・キャピタル株式会社 非常勤取締役(現任) 三菱商事株式会社常務執行役員 新産業金融事業グループ COO 兼 投資金融事業本部長(現任) 三菱商事・ユービーエス・リアル ティ株式会社非常勤取締役(現 任) MC Financial Services Limited 非常 勤取締役(現任) 三菱 UFJ リース株式会社非常勤取 締役(現任)	0

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	坂田 保之	昭和 53 年 4 月 昭和 58 年 11 月 昭和 61 年 10 月 平成 元年 12 月 平成 3 年 5 月 平成 6 年 2 月 平成 10 年 2 月 平成 11 年 1 月 平成 14 年 4 月 平成 14 年 10 月 平成 14 年 11 月 平成 16 年 10 月 平成 16 年 10 月 平成 19 年 1 月 平成 19 年 2 月 平成 19 年 3 月 平成 19 年 4 月 平成 19 年 4 月 平成 19 年 5 月 平成 19 年 5 月 平成 19 年 10 月	三菱商事株式会社(燃料管理部) 同 大阪支店管理部 同 国際金融部 休職 Mitsubishi Acceptance Corporation (アーヴァイン) 出向 Mitsubishi Motors Credit of America (アーヴァイン) 出向 米国三菱商事会社本店(ニューヨーク) 三菱商事株式会社 財務部プロジェクト金融室 同 金融企画部 同 金融事業本部金融企画部ユニットマネジャー 株式会社ローソン・シーエス・カード非常勤取締役(現任) ライフタイムパートナーズ株式会社非常勤取締役(現任) 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社非常勤取締役(現任) ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社非常勤取締役(現任) MC GIP Holdings, Inc. Director(非常勤)(現任) ヘルスケアマネジメントパートナーズ株式会社非常勤取締役(現任) 三菱オートリース・ホールディング株式会社非常勤取締役(現任) MC Financial Services Ltd, Director(非常勤)(現任) 三菱商事株式会社産業金融事業本部長兼不動産・事業金融ユニットマネジャー(現任) スカイポートサービス株式会社非常勤取締役(現任) 三菱商事ロジスティクス株式会社非常勤取締役(現任) 三菱オートリース株式会社非常勤取締役(現任)	0

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	佐々木 伸	昭和 50 年 4 月 昭和 58 年 11 月 昭和 61 年 3 月 平成 元年 2 月 平成 7 年 5 月 平成 11 年 7 月 平成 12 年 12 月 平成 15 年 4 月 平成 16 年 4 月 平成 18 年 4 月 平成 18 年 10 月 平成 19 年 4 月	三菱商事株式会社 同 シンガポール支店 米国三菱商事会社 三菱商事株式会社 都市開発事業部 同 マニラ支店 同 環境・開発プロジェクト本部 新規事業開発ユニット PFI・不動産証券化担当マネジャー 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社非常勤取締役(現任) 三菱商事株式会社環境・開発プロジェクト本部不動産事業・企画ユニットマネジャー 同 開発建設・産業機械事業本部 不動産事業・企画ユニットマネジャー 同 開発建設プロジェクト本部 不動産事業・企画ユニットマネジャー 同 新機能事業グループ CEO オフィス特命担当部長 同 理事・新産業金融事業グループ CEO 補佐(人事・特命担当)(現任)	0
取締役 (非常勤)	ジェームズ・オキーフ (James W. O'Keefe)	昭和 47 年 6 月 昭和 62 年 7 月 平成 5 年 2 月 平成 8 年 12 月 平成 11 年 12 月 平成 16 年 4 月 平成 19 年 1 月	モルガン・スタンレー証券 キダー・ピーボディ証券不動産投資銀行部マネージングディレクター エトナ・リアルティ・インベスターズ社長・CEO アリーズ・リアルティ・インベスターズ(ユービーエス・リアルティ・インベスターズの前身)社長・CEO ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント不動産部門 グローバル・ヘッド/ユービーエス・リアルティ・インベスターズ・エルエルシー会長 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社非常勤取締役(現任) ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント シニア・アドバイザー、グローバル不動産部門マネージング・ディレクター(現任)	0

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	ポール・マキュース (Paul W. Marcuse)	昭和 55 年	ファースト・ダラス・リミテッド (ロンドン)	0
		昭和 57 年	ゴールドマン・サックス・インター ナショナル・リミテッド(ロ ンドン) 投資銀行不動産部門エグゼクティ ブ・ディレクター	
		平成 4 年 4 月	パークレイズ・デズート・ウェッ ド・リミテッド(ロンドン) プライベート・エクイティ部門マ ネージング・ディレクター	
		平成 9 年 1 月	ユービーエス・リミテッド(ロ ンドン) 投資銀行部マネージング・ディレ クター 欧州プロパティ・ホテル・グルー プヘッド	
		平成 10 年 8 月	ロダムコ・グループ ロダムコ・ユナイテッド・キング ダム BV 財務ディレクター ロダムコ・ベンチャー・キャピタ ル・マネージャーズ・リミテッド マネージング・ディレクター	
		平成 12 年 3 月	アクサ・インベストメント・マネ ージャーズ アクサ・リアルエステイト・イン ベストメント・マネージャーズ チ ーフ・エグゼクティブ アクサ・インベストメント・マネ ージャーズ 経営執行委員会メンバ ー	
		平成 19 年 1 月	ユービーエス・グローバル・アセ ット・マネジメント グローバル不動産部門ヘッド、経 営執行委員会メンバー(現任)	
		平成 19 年 4 月	三菱商事・ユービーエス・リアル ティ株式会社非常勤取締役(現 任)	
		平成 20 年 3 月	ユービーエス・グループ経営委員 会メンバー(現任)	

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	リウ・ヒン・ホン (廖 慶雄)	昭和 57 年 2 月	トウシュ・ロス・アンド・カンパニー(香港) 監査アシスタント	0
		昭和 58 年 6 月	ウェストン・ウッドリー・アンド・ロバートソン(シドニー) 上級監査人	
		昭和 60 年 6 月	トウシュ・ロス・アンド・カンパニー(シドニー) 監査スーパーバイザー	
		昭和 62 年 1 月	トウシュ・ロス・アンド・カンパニー(香港) 監査マネジャー	
		昭和 63 年 5 月	モニター・マネー・コーポレーション・リミテッド(シドニー) 財務アカウント/スーパーアニエーション・マネジャー	
		平成 元年 6 月	エクイティリンク・オーストラリア・リミテッド(シドニー) 信託勘定マネジャー	
		平成 2 年 7 月	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド(シドニー) ポートフォリオ・アカウントティング責任者	
		平成 11 年 5 月	ユービーエス信託銀行株式会社事務管理部長 - 信託勘定経理責任者	
		平成 12 年 12 月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社チーフ・ファイナンシャル・オフィサー	
		平成 17 年 4 月	同 代表取締役副社長	
		平成 18 年 8 月	同 非常勤取締役(現任)	
		平成 18 年 10 月	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント(香港) エグゼクティブ・ディレクター、リアルエステイト APAC チーフ・ファイナンシャル・オフィサー	
		平成 18 年 11 月	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント チーフ・ファイナンシャル・オフィサー、アジア・パシフィック・リアル・エステイト・リサーチ・エグゼクティブディレクター(現任)	

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
監査役	今井 高司	昭和 48 年 3 月 昭和 55 年 10 月 昭和 56 年 4 月 昭和 63 年 11 月 平成 2 年 6 月 平成 14 年 5 月 平成 15 年 10 月 平成 16 年 6 月	デロイト・ハスキング・アンド・セルズ東京事務所監査部門 同 ホノルル勤務 同 監査部門マネージャー 三田会計社パートナー（デロイト・ハスキング・アンド・セルズ東京事務所が監査法人に改組） 勝島敏明税理士事務所パートナー（三田会計社と等松青木監査法人が合併し監査法人トーマツを設立、その税務部門が分離された勝島敏明税理士事務所を設立） 税理士法人トーマツ理事（勝島敏明税理士事務所が税理士法人トーマツに改組） 公認会計士・税理士今井高司事務所（現任） 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社常勤監査役（現任）	0
監査役 （非常勤）	黒田 瑞木	昭和 61 年 4 月 平成 7 年 3 月 平成 12 年 11 月 平成 12 年 12 月 平成 16 年 4 月 平成 16 年 10 月 平成 17 年 7 月 平成 19 年 4 月	三菱商事株式会社 オーストラリア三菱商事会社出向 三菱商事株式会社新機能事業グループ 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社非常勤監査役（現任） 三菱商事証券株式会社非常勤監査役（現任） ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社非常勤監査役（現任） MC Capital Asia Pacific 株式会社非常勤監査役（現任） 三菱商事株式会社 新産業金融事業グループ コントローラーオフィスリスクマネジメントチームリーダー（現任）	0

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
監査役 (非常勤)	久世 光昭	昭和 48 年 4 月	株式会社日本長期信用銀行	0
		昭和 51 年 4 月	大蔵省(理財局国債課)転出	
		昭和 53 年 4 月	株式会社日本長期信用銀行国際金融部	
		昭和 56 年 3 月	長銀インターナショナル社(ロンドン)出向	
		昭和 60 年 10 月	株式会社日本長期信用銀行企画部、証券企画部	
		平成 4 年 4 月	グリニッチ・キャピタル・マーケット社(米国)出向 取締役エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント	
		平成 6 年 6 月	株式会社日本長期信用銀行米州部(在ニューヨーク)ジョイント・ジェネラルマネジャー	
		平成 9 年 6 月	長銀投資顧問株式会社出向 年金運用第一部長	
		平成 10 年 4 月	長銀ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社執行役員(平成 10 年 10 月 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社に商号変更)	
		平成 11 年 4 月	同 取締役(アカウントマネジメント担当)	
		平成 11 年 12 月	ユービーエス信託銀行株式会社エグゼクティブ・ディレクター	
		平成 12 年 3 月	同 取締役(コンプライアンス、リスク管理担当)・法規監理室長	
		平成 14 年 8 月	同 常勤監査役	
		平成 16 年 3 月	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社常勤監査役(現任)	
		平成 16 年 4 月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社非常勤監査役(現任)	

(注) 本書の日付現在、役職員数は 83 名(非常勤役員を除きます。)であり、本資産運用会社の採用者並びに三菱商事株式会社及びユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社からの出向者により構成されています。

(5)【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

本資産運用会社は、投信法上の資産運用会社である金融商品取引業者として投資法人の資産の運用に係る業務を行っています。

営業の概況

本書の日付現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人は、本投資法人及び日本リテールファンド投資法人です。

名称	産業ファンド投資法人	日本リテールファンド投資法人
基本的性格	中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主として産業用不動産である不動産等、不動産関連資産及びその他の特定資産に投資して運用を行います。	中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主として商業施設である不動産等、不動産関連資産及びその他の特定資産に投資して運用を行います。
設立年月日	平成 19 年 3 月 26 日	平成 13 年 9 月 14 日
純資産総額（百万円）	36,713 （平成 19 年 12 月 31 日現在）	257,160 （平成 19 年 8 月 31 日現在）
1 口当たりの純資産額（円）	464,515 （平成 19 年 12 月 31 日現在）	665,354 （平成 19 年 8 月 31 日現在）

関係業務の概況

資産運用会社としての業務

(イ) 資産運用業務

本資産運用会社は、投信法及び規約の規定に従い、本投資法人の資産の運用業務を行います。また、資産の運用業務に関し第三者より苦情を申し立てられた場合における当該苦情の処理その他必要な行為、及びその他本投資法人の資産の運用に関連し又は付随する業務を行います。

(ロ) 資金調達業務

本資産運用会社は、本投資法人が行う新投資口の発行、投資法人債の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為に関し、本投資法人のために必要な業務を行います。また、本資産運用会社は、本投資法人に代わり、本投資法人に関する情報の適時開示を行うものとし、その他 IR 活動を行います。

(ハ) 報告業務

本資産運用会社は、投信法に従った報告書の作成及び交付その他本投資法人の要求に基づき委託業務に関する報告を行います。

(二) その他本投資法人が随時委託する前記(イ)乃至(ハ)に関連し又は付随する業務を行います。

2【その他の関係法人の概況】

A. 資産保管会社及び一般事務受託者（投信法第 208 条並びに第 117 条第 4 号乃至第 6 号関係）

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称

住友信託銀行株式会社

資本金の額

平成 19 年 12 月 31 日現在 287,537 百万円

事業の内容

銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。その後の改正を含みます。）（以下「銀行法」といいます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和 18 年法律第 43 号。その後の改正を含みます。）（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)【関係業務の概要】

資産保管会社としての業務

(イ) 資産保管業務

(ロ) 金銭出納管理業務

一般事務受託者としての業務

(イ) 本投資法人の計算に関する事務

(ロ) 本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務

(ハ) 本投資法人の納税に関する事務

(ニ) 本投資法人の役員会の運営に関する事務

(ホ) 本投資法人の投資主総会の運営に関する事務（投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計に関する事務を除きます。）

(ヘ) 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務（前各号の業務に関連するものに限りません。）

(3)【資本関係】

該当事項はありません。

B. 投資主名簿等管理人（投信法第 117 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号関係。ただし、投資法人債に関する事務を除きます。）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

平成 19 年 12 月 31 日現在 324,279 百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

本投資法人に代わって投資主名簿及び株券保管振替制度による実質投資主名簿（以下「実質投資主名簿」といいます。）並びに投資法人債原簿その他これらに付随する帳簿の作成、管理及び備置きその他の投資主名簿、実質投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務（ただし、投資法人債原簿に関する事務は本投資法人が三菱UFJ信託銀行株式会社に別途委託するものに限ります。）

前号に定めるほか、投信法及び投信法施行規則に定める以下の帳簿の作成、管理及び備置きに関する事務（ただし、該当する事務が生じていない場合を除きます。）

(イ) 分配利益明細簿

(ロ) 投資証券台帳

(ハ) 投資証券不発行管理簿

(ニ) 投資証券払戻金額帳

(ホ) 未払分配利益明細簿

(ヘ) 未払払戻金明細簿

投資口の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消及び株券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」といいます。）の通知の受理に関する事務

投資主名簿の投資口の数と実質投資主名簿の投資口の数との合算に関する事務

投資証券の発行に関する事務

投資主の投資証券不所持申出及び投資証券の発行請求の受理等に関する事務

投資主、実質投資主、登録投資口質権者、及びこれらの法定代理人、並びに以上の者の常任代理人（以下「投資主等」といいます。）の氏名、住所及び印鑑の登録並びにその変更の登録に関する事務

前各号に掲げるものの他、投資口に関して投資主及び実質投資主の提出する届出の受理に関する事務

投資主総会招集通知の発送及び議決権行使書に関する事務
投資主及び実質投資主に対して分配する金銭の支払に関する事務
投資主及び実質投資主からの照会に対する応答に関する事務
投資口に関する統計及び法令又は契約に基づく官庁、金融商品取引所、保管振替機
関等への届出又は報告のための資料の作成に関する事務
募集投資口の発行、投資口の併合・分割その他本投資法人が臨時に指定する事務
投資主及び実質投資主に対する通知、催告、報告等の発送に関する事務
投資主及び実質投資主の権利行使に関する請求その他の投資主及び実質投資主から
の申出の受付に関する事務（前各号の事務に関連するものに限りません。）
前各号に掲げる事務に付帯する印紙税等の納付に関する事務
前各号に掲げる事項に付随する事務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

C. 納税事務に関する一般事務受託者（投信法第 117 条第 6 号関係）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

資本金の額

該当事項はありません。

事業の内容

税理士業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

納税に関する事務（法人税確定申告書、法人住民税及び法人事業税の確定申告書、
消費税確定申告書に係る税務申告書の作成。ただし、税金の支払いに関する事務を除
きます。）

(3) 資本関係

該当事項はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成19年3月26日から平成19年12月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

本投資法人は、子会社がありませんので連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

区 分	第 1 期 平成 19 年 12 月 31 日現在	
	金 額 (千円)	構 成 比 (%)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,182,326	
信託現金及び信託預金	1,044,190	
営業未収入金	9,792	
前払費用	46,569	
繰延税金資産	33	
未収入金	1,701	
未収消費税等	1,521,937	
その他の流動資産	798	
流動資産合計	5,807,348	8.0
固定資産		
1.有形固定資産		
信託建物	29,530,945	
減価償却累計額	237,233	29,293,711
信託構築物	606,235	
減価償却累計額	20,326	585,909
信託土地		36,940,337
有形固定資産合計		66,819,959
有形固定資産合計		91.6
2.投資その他の資産		
差入敷金保証金	10,000	
長期前払費用	95,259	
投資その他の資産合計		105,259
投資その他の資産合計		0.1
固定資産合計		66,925,218
固定資産合計		91.7
繰延資産		
投資口交付費	188,519	
繰延資産合計	188,519	0.3
資産合計	72,921,086	100.0

区 分	第 1 期 平成 19 年 12 月 31 日現在		
	金 額 (千円)		構 成 比 (%)
負債の部			
流動負債			
営業未払金		4,098	
短期借入金		15,000,000	
未払金		187,494	
未払費用		3,067	
未払法人税等		1,552	
前受金		358,914	
その他の流動負債		37,989	
流動負債合計		15,593,117	21.4
固定負債			
長期借入金		15,000,000	
信託預り敷金保証金		5,459,728	
その他の固定負債		155,240	
固定負債合計		20,614,968	28.3
負債合計		36,208,086	49.7
純資産の部			
投資主資本			
1.出資総額			
出資総額		36,529,370	50.1
2.剰余金			
当期末処分利益		183,630	
剰余金合計		183,630	0.2
投資主資本合計		36,713,000	50.3
純資産合計	1	36,713,000	50.3
負債・純資産合計		72,921,086	100.0

(2)【損益計算書】

区 分	第 1 期		
	自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日		
	金 額 (千 円)		百 分 比 (%)
営業収益			
賃貸事業収入	1	806,276	100.0
営業費用			
賃貸事業費用	1	281,448	
資産運用報酬	2	89,331	
役員報酬		8,730	
資産保管委託報酬		2,952	
一般事務委託報酬		9,306	
その他営業費用		32,206	
		423,975	52.6
営業利益		382,301	47.4
営業外収益			
受取利息		436	
その他営業外収益		3,669	
		4,105	0.5
営業外費用			
支払利息		68,029	
融資関連費用		10,937	
投資口交付費償却		17,138	
創業費	2	100,000	
その他営業外費用		5,134	
		201,239	24.9
経常利益		185,167	23.0
税引前当期純利益		185,167	23.0
法人税、住民税及び事業税		1,569	
法人税等調整額		33	
		1,536	0.2
当期純利益		183,630	22.8
当期末処分利益		183,630	

(3) 【投資主資本等変動計算書】

第1期(自平成19年3月26日 至平成19年12月31日)

(単位:千円)

	投資主資本				純資産合計
	出資総額	剰余金		投資主資本 合計	
		当期末処分利益	剰余金合計		
当期首残高	-	-	-	-	-
当期変動額					
新投資口の発行	36,529,370	-	-	36,529,370	36,529,370
当期純利益	-	183,630	183,630	183,630	183,630
当期変動額合計	36,529,370	183,630	183,630	36,713,000	36,713,000
当期末残高	36,529,370	183,630	183,630	36,713,000	36,713,000

(4)【金銭の分配に係る計算書】

(単位：円)

区 分	第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日
当期末処分利益	183,630,267
分配金の額	183,598,305
(投資口 1 口当たり分配金の額)	(2,323)
次期繰越利益	31,962
分配金の額の算出方法	<p>本投資法人の規約第 25 条第 1 項第 2 号に定める「租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額を超えて分配する」旨を基本方針とし、規約第 25 条第 2 項に定める利益を超えた金銭の分配を行う場合、個人投資主が利益を超える分配額に対してその都度譲渡損益の算定を行うことが必要であることを踏まえ、投資口 1 口当たりの分配金が 1 円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額である 183,598,305 円を利益分配金として分配しております。</p>

(5)【キャッシュフロー計算書】

区 分	第 1 期	
	自 平成 19 年 3 月 26 日	至 平成 19 年 12 月 31 日
	金 額 (千円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益		185,167
減価償却費		257,559
投資口交付費償却		17,138
受取利息		436
支払利息		68,029
営業未収入金の増加・減少額		9,792
未収入金の増加・減少額		1,701
未収消費税等の増加・減少額		1,521,937
前払費用の増加・減少額		46,569
長期前払費用の増加・減少額		95,259
営業未払金の増加・減少額		4,098
未払金の増加・減少額		105,619
未払費用の増加・減少額		129
前受金の増加・減少額		358,914
その他の固定負債の増加・減少額		155,240
その他		37,191
小 計		486,608
利息の受取額		436
利息の支払額		65,090
法人税等の支払額		17
営業活動によるキャッシュ・フロー		551,280
投資活動によるキャッシュ・フロー		
信託有形固定資産の取得による支出		67,004,894
信託預り敷金保証金の収入		5,461,978
信託預り敷金保証金の支出		2,250
差入敷金保証金の支出		10,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		61,555,165
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の借入による収入		15,000,000
長期借入金の借入による収入		15,000,000
新投資口の発行による収入		36,529,370
投資口交付費の支出		196,406
財務活動によるキャッシュ・フロー		66,332,963
現金及び現金同等物の増加・減少額		4,226,517
現金及び現金同等物の期首残高		-
現金及び現金同等物の期末残高	1	4,226,517

(6)【注記表】

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

項目	第1期 自平成19年3月26日 至平成19年12月31日				
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table><tr><td>信託建物</td><td>11～63年</td></tr><tr><td>信託構築物</td><td>6～9年</td></tr></table> <p>長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	信託建物	11～63年	信託構築物	6～9年
信託建物	11～63年				
信託構築物	6～9年				
2. 繰延資産の処理方法	<p>創業費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>投資口交付費 3年間で均等償却として処理しております。</p> <p>なお、平成19年10月17日付一般募集による新投資口の発行は、引受証券会社が発行価額で引受を行い、これを発行価額と異なる募集価額で一般投資家に販売する買取引受契約（「スプレッド方式」という。）によっております。</p> <p>「スプレッド方式」では、募集価額と発行価額との差額は、引受証券会社の手取金であり、引受証券会社に対する事実上の引受手数料となることから、本投資法人から引受証券会社への引受手数料の支払いはありません。平成19年10月17日付一般募集による新投資口発行に際し、募集価額と発行価額との差額の総額は、1,368,000千円であり、引受証券会社が発行価額で引受を行い、同一の募集価額で一般投資家に販売する買取引受契約（「従来方式」という。）による新投資口発行であれば、投資口交付費として処理されていたものです。</p> <p>このため、「スプレッド方式」では「従来方式」に比べ、貸借対照表上の投資口交付費は1,254,000千円少なく計上されており、経常利益及び税引前当期利益は、114,000千円多く計上されております。</p>				

項目	第1期 自平成19年3月26日 至平成19年12月31日
3. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法</p> <p>保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担すべき初年度の固定資産税相当額については、費用に計上せず当該不動産の取得原価に算入しております。</p> <p>当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税相当額は56,101千円であります。</p>
4. キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲	<p>手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法</p> <p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしております。</p> <p>(1)信託現金及び信託預金 (2)信託建物、信託構築物、信託土地 (3)信託預り敷金保証金</p> <p>消費税等の処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

〔貸借対照表に関する注記〕

第 1 期 平成 19 年 12 月 31 日現在
1. 投資信託及び投資法人に関する法律第 67 条第 4 項に定める最低純資産額
50,000 千円

〔損益計算書に関する注記〕

第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日
1. 不動産賃貸事業損益の内訳
(単位：千円)
A. 不動産賃貸事業収益
賃貸事業収入
賃料収入
791,777
受取水道光熱費
9,872
その他賃貸収入
4,626
不動産賃貸事業収益合計
806,276
B. 不動産賃貸事業費用
賃貸事業費用
プロパティ・マネジメント報酬
3,702
建物管理委託費
4,580
水道光熱費
9,891
公租公課
0
損害保険料
1,509
減価償却費
257,559
信託報酬
4,066
その他諸経費
136
不動産賃貸事業費用合計
281,448
C. 不動産賃貸事業損益 (A - B)
524,828
2. 主要投資主との取引
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社が主要投資主であった期間（期首から公募増資日の前日まで）における、同社との取引金額は以下のとおりであります。
(単位：千円)
営業取引によるもの
資産運用報酬
621
営業取引以外の取引によるもの
創業費
100,000

〔投資主資本等変動計算書に関する注記〕

第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日	
発行する投資口の総数及び発行済投資口数	
発行する投資口の総数	4,000,000 口
発行済投資口数	79,035 口

〔キャッシュ・フロー計算書に関する注記〕

第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日	
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成 19 年 12 月 31 日現在) (単位：千円)	
現金及び預金	3,182,326
信託現金及び信託預金	1,044,190
現金及び現金同等物	4,226,517

〔リース取引に関する注記〕

第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日	
オペレーティング・リース取引（貸主側） 未経過リース料	
(単位：千円)	
1 年以内	3,915,647
1 年超	27,230,537
合計	31,146,184

〔有価証券に関する注記〕

第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日	
本投資法人は、有価証券取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	

〔デリバティブ取引に関する注記〕

第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日	
本投資法人は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	

〔退職給付に関する注記〕

第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日
本投資法人は、退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
(単位：千円)	
繰延税金資産 (流動) 未払事業税損金不算入額	_____ 33
合計	_____ 33
繰延税金資産の純額	_____ 33
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
(単位：%)	
法定実効税率 (調整)	39.39
支払分配金の損金算入額	39.06
その他	0.50
税効果会計適用後の法人税等の負担率	_____ 0.83

〔持分法損益等に関する注記〕

第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日
本投資法人には、関連会社は一切存在せず、該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

第 1 期
自 平成 19 年 3 月 26 日
至 平成 19 年 12 月 31 日

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合(被所 有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円) (注 4)	科目	期末 残高 (注 4)
						役員 の兼 任等	事業 上 の 関 係				
親会社 (注 1)	三 菱 商 事・ユ ー ビ ー エ ス・リ ア ル ティ 株 式 会 社	東京 都 千 代 田 区	500,000	資産 運 用 業	被 所 有 直 接 0.75%	な し	資 産 運 用 会 社	創 業 費 の 支 払 (注 2)	100,000	-	-
								資 産 運 用 報 酬 の 支 払 (注 3)	621	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注 1. 親会社であった期間は、期首から公募増資日の前日までであります。
- 注 2. 本投資法人の規約に定められた条件によっております。
- 注 3. 市場の実勢に基づいて、決定しております。
- 注 4. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

3. 子会社等

本投資法人が出資する子会社等は一切存在せず、該当事項はありません。

4. 兄弟会社等

該当事項はありません。

〔一口当たり情報に関する注記〕

第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日	
1 口当たり純資産額	464,515 円
1 口当たり当期純利益	8,708 円 (2,356 円)
<p>1 口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。また、関東財務局登録完了後実際に運用を開始した日である平成 19 年 10 月 19 日時点を期首とみなして、日数による加重平均投資口数により算出した 1 口当たり当期純利益額を括弧内に併記しております。</p> <p>なお、潜在投資口調整後 1 口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載しておりません。</p>	

注 . 1 口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

なお、期中平均投資口数の括弧内の数値は関東財務局登録後実際に運用を開始した日である平成 19 年 10 月 19 日時点を期首とみなした日数による加重平均投資口数を記載しております。

	第 1 期 自 平成 19 年 3 月 26 日 至 平成 19 年 12 月 31 日
当期純利益 (千円)	183,630
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	-
普通投資口に係る当期純利益 (千円)	183,630
期中平均投資口数 (口)	21,087 (77,931)

〔重要な後発事象に関する注記〕

第 1 期
自 平成 19 年 3 月 26 日
至 平成 19 年 12 月 31 日

1. 資産の取得について

本投資法人は規約に定める資産運用の基本方針及び投資態度に基づき、平成 20 年 2 月 29 日付で以下の資産の取得を行いました。

IIF 羽田空港メンテナンスセンター

所 在 地 : 東京都大田区
用 途 : インフラ施設
資 産 の 種 類 : 不動産
取 得 価 額 : 41,110 百万円
取 得 日 : 平成 20 年 2 月 29 日
取 得 先 : 株式会社日本航空インターナショナル
取 得 資 金 : 借入金及び自己資金

2. 資金の借入について

平成 20 年 2 月 29 日付にて、上記物件の取得資金、これに関連する諸費用等の一部の資金に充てるため、下記のとおり資金の借入を行いました。

借 入 先 : 株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、
住友信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行
借 入 金 額 : 40,000 百万円
金 利 : 0.974170%
借 入 日 : 平成 20 年 2 月 29 日
元 本 返 済 日 : 平成 21 年 2 月 27 日
元 本 返 済 方 法 : 元本返済日に一括返済(注)
担保・保証の有無 : 無担保・無保証

注 利払期日は平成 20 年 3 月、6 月、9 月、12 月末日及び元本返済期日であり、利払期日において元本の(一部)弁済を可能としております。

(7)【附属明細表】

有価証券明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

不動産等明細表のうち総括表

(単位：千円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額 (注)	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額 又は償却 累計額		差引当期末 残高	摘要	
						当期償却額			
有形 固定 資産	信託建物(その附 属設備を含む)	-	29,530,945	-	29,530,945	237,233	237,233	29,293,711	
	信託構築物	-	606,235	-	606,235	20,326	20,326	585,909	
	信託土地	-	36,940,337	-	36,940,337	-	-	36,940,337	
	小計	-	67,077,518	-	67,077,518	257,559	257,559	66,819,959	
合計	-	67,077,518	-	67,077,518	257,559	257,559	66,819,959		

(注) 信託建物(その附属設備を含む)、信託構築物、信託土地の増加は物件を取得したことによるものです。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

投資法人債明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

(単位：千円)

	区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率 (%) (注1)	返済期限	使途	摘要
	借入先								
短期借入金	株式会社 三菱東京UFJ銀行	-	4,050,000	-	4,050,000	1.1	平成20年 10月20日	不動産 信託受 益権購 入資金	無担保 無保証
	三菱UFJ信託銀行 株式会社	-	3,675,000	-	3,675,000				
	住友信託銀行 株式会社	-	2,775,000	-	2,775,000				
	株式会社 あおぞら銀行	-	1,800,000	-	1,800,000				
	中央三井信託銀行 株式会社	-	2,700,000	-	2,700,000				
	短期借入金 計	-	15,000,000	-	15,000,000				
長期借入金	株式会社 三菱東京UFJ銀行	-	4,800,000	-	4,800,000	1.1	平成22年 10月19日	不動産 信託受 益権購 入資金	無担保 無保証
	三菱UFJ信託銀行 株式会社	-	4,425,000	-	4,425,000				
	住友信託銀行 株式会社	-	3,525,000	-	3,525,000				
	株式会社 あおぞら銀行	-	2,250,000	-	2,250,000				
	長期借入金 計	-	15,000,000	-	15,000,000				

(注1) 平均利率は期中加重平均利率を小数第2位で四捨五入して表示しております。

(注2) 長期借入金(1年以内に返済のものを除く。)の貸借対照表日以後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	-	15,000,000	-	-

2【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成19年12月31日現在)

資産総額	72,921,086 千円
負債総額	36,208,086 千円
純資産総額 (-)	36,713,000 千円
発行済口数	79,035 口
1口当たり純資産額 (/)	464,515 円

(注) 資産総額、負債総額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。

第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	発行口数 (口)	買戻し口数 (口)	発行済口数 (口)
第1期 (自平成19年3月26日 至平成19年12月31日)	平成19年3月26日	400 (0)	0 (0)	400 (0)
	平成19年10月17日	76,000 (24,000)	0 (0)	76,400 (24,000)
	平成19年11月19日	2,635 (0)	0 (0)	79,035 (24,000)

(注) 括弧内の数は、本邦外における販売口数及び発行済口数です。

第7【参考情報】

第1期計算期間中に以下の書類を提出しました。

平成19年9月13日	有価証券届出書
平成19年9月13日	臨時報告書
平成19年10月1日	有価証券届出書の訂正届出書
平成19年10月1日	臨時報告書の訂正報告書
平成19年10月10日	有価証券届出書の訂正届出書
平成19年10月10日	臨時報告書の訂正報告書
平成19年12月20日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年3月24日

産業ファンド投資法人


役員会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

原田昌平 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

叔野明弘 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている産業ファンド投資法人の平成19年3月26日から平成19年12月31日までの第1期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、産業ファンド投資法人の平成19年12月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、投資法人は資産の取得及び資金の借入を行っている。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上